

第百八十六回国会

参議院予算委員会会議録第七号

平成二十六年三月五日(水曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月四日

辞任

西田 昌司君

山本 順三君

若松 謙維君

薬師寺みちよ君

小池 晃君

福島みずほ君

荒井 広幸君

補欠選任

古賀友一 郎君

三木 亨君

山本 香苗君

井上 義行君

田村 智子君

吉田 忠智君

平野 達男君

三月五日

辞任

磯崎 哲史君

難波 獎二君

浜野 喜史君

森本 真治君

山本 香苗君

室井 邦彦君

補欠選任

石上 俊雄君

安井美沙子君

金子 洋一君

石橋 通宏君

若松 謙維君

藤巻 健史君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

山崎 力君

青木 一彦君

宇都 隆史君

大家 敏志君

片山さつき君

北川イツセイ君

大塚 耕平君

那谷屋正義君

秋野 公造君

中西 健治君

委員

国務大臣

内閣総理大臣

財務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(金融))

総務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(国家戦略特別区域、地方分権改革))

外務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償支援機構))

国土交通大臣

国務大臣

(内閣官房長官)

国務大臣

(国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣(防災))

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(消費生活、少子化対策、男女共同参画))

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(経済財政政策))

副大臣

内閣府副大臣

財務副大臣

復興副大臣

大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

政府特別補佐人

内閣法制局長官

原子力規制委員会委員長

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣府大臣官房審議官

内閣府国際平和協力本部事務局局長

外務省アジア大洋州局長

外務省国際法局長

文部科学省スポーツ・青少年局長

厚生労働省医政局長

農林水産省食料産業局長

農林水産省生産局長

経済産業大臣官房地域経済産業審議官

経済産業大臣官房商務流通保安審議官

経済産業省製造産業局長

小泉進次郎君

小松 一郎君

田中 俊一君

小野 亮治君

武藤 義哉君

中垣 英明君

林崎 理君

高橋礼一郎君

伊原 純一君

石井 正文君

久保 公人君

原 徳壽君

山下 正行君

佐藤 一雄君

加藤 洋一君

寺澤 達也君

宮川 正君

資源エネルギー 庁次長	井上 宏司君
資源エネルギー 庁省エネルギー 部次長	木村 陽一君
資源エネルギー 部次長	高橋 泰三君
資源エネルギー 部次長	横田 俊之君
資源エネルギー 部次長	羽鳥 光彦君
資源エネルギー 部次長	黒田 東彦君
資源エネルギー 部次長	藤井 敏嗣君

参考人

- 本日 の 会 議 に 付 し た 案 件
- 参考人の出席要求に関する件
- 平成二十六年 一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)
- 平成二十六年 特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)
- 平成二十六年 政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山崎力君) ただいまから予算委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

平成二十六年 一般会計予算三案審査のため、本日の委員会に火山噴火予知連絡会会長・東京大学名誉教授藤井敏嗣君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(山崎力君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山崎力君) 平成二十六年 一般会計予算三案に関する理事會決定事項について御報告いたします。

本日は、一般質疑を百二十二分行うこととし、各会派への割当て時間は、自由民主党二十六分、民進党・新緑風会四十三分、公明党十四分、みんなの党十三分、日本共産党八分、日本維新の会八分、社会民主党・護憲連合五分、新党改革・無所属の会五分とすること、質疑順位につきましてはお手元の質疑通告表のとおりでございます。

○委員長(山崎力君) 平成二十六年 一般会計予算、平成二十六年 特別会計予算、平成二十六年 政府関係機関予算、以上三案を一括して議題といたします。

これより一般質疑に入ります。石井正弘君。○石井正弘君 おはようございます。私は、この度岡山選挙区より選出されました自由民主党の石井正弘でございます。どうかよろしく御願い申し上げます。

早々の予算委員会における質問の機会を与えていただきまして、関係各位に感謝を申し上げます。いただいたき、そして、私自身、今まで四期十六年にわたりまして岡山県知事といたしまして地方自治行政の先頭に立って、財政の再建をしながら、地方の活性化、そして岡山県が更に力強く情報発信できますようにと、このように努めてまいったところでございます。この経験を踏まえ、さら

にまた全国知事会等々における活動もいろいろございまして、そういった経験も踏まえながら幾つか質問をさせていただきまして、どうかよろしく御願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、質問に入らせていただきます。地方において、アベノミクスに對します期待、非常に大きいものがございます。報道等によりまして様々な数値が、経済指標、これが発表される中でありまして、非常に大きな期待を持って、これが一日も早く地方全体に行き渡ること、地方への波及というものを期待する声が非常に大きいものがあるところでございます。

ただ、選挙区の皆さん方、地元に戻られますと

同じかと思いますが、私も地元に戻りまして、特に景気ウォッチャーともいうべきタクシーの運転手さん等々と話をしておりますと、まだまだ十分に景気の浸透が隔々まで行き渡っていない、とりわけ輸出関係の関連の企業とか、あるいは、一部の建設産業等々は別といたしまして、まだまだ十分ではないのではないかと、このような感を強くするものでございます。まずはこの今の状態につきましまして、またこれからこの波及を進めていくためにどのような具体的な方策を取っていくかとされているのか、内閣府政務官より御答弁をいただきたいと思います。

○大臣政務官(小泉進次郎君) 今日は、石井委員に御指名をいただきまして、ありがとうございます。昨年の夏の参議院選挙におきましても、あの岡山県の日本一有名な図書館の前で先生と一緒に街頭演説をしたことを思い出します。今日は、昨年御当選をされた自民党の参議院の一回生として初めての参議院予算委員会のパトラーということで、私もこの権威ある参議院予算委員会での答弁も初めてですので、よろしく御願いしたいと思

います。

今御指摘の地域経済におけるアベノミクスの波及というところで、地域経済の動向を見ますと、総じて景気回復の効果が現れているとは思っています。ただし、地域間でばらつきが見られるのは先生御指摘のとおりだと思います。

内閣府の方で地域経済動向というデータも出しておりますが、全部で全国十一地域あります。この十一地域の中で、三地域は現状維持、そして八つの地域は上方変更。こういった中で、先生の御地元の岡山を含む中国地方でありますけれども、まだまだやはり回復、更に進めていく余地もあると思

いますので、先日成立をいたしました補正予算、そして今御審議を参議院の方でいただいております本予算、こちらを速やかに成立を図り、遅滞なく、そしてシームレスに執行につないでいって、何とか地域の皆さんにも景気の回復したなど、そういった実感を伴っていきけるように進めていき

いと思っております。

私も先日、地元のある小学生とお話をしたところ、小学生から大変面白い質問をいただきました。小泉さん、アベノミクスと会ったことあると、そういうふうな小学生から言われて、アベノミクスとは会ったことないけど安倍総理とは時々お会いするよと、そういったところを答えたんですが、よくよく考えてみると、私はその小学生のアベノミクスと会ったことあるという言葉は間違っていないのかなと。まだまだアベノミクスの好景気の実感を隔々まで感じていただけていないということ、その子供の言葉を借りればアベノミクスと会っていない方がまだ地域に多くいらっしゃると思いますので、一人でも多く、一社でも多く早くアベノミクスと会えるように全力を尽くしてまいります。

○石井正弘君 御答弁ありがとうございます。本日に一日も早くアベノミクスと面会できますようにというのを期待をしながら、総理にもお伺いさせていただきたいんですが、今御指摘いただきました、中国地域は緩やかに回復しつつある、確かにそうなっております。

岡山辺り見ておりますと、雇用情勢が特に着実に回復してきておることは、これは大変すばらしいと思うんですが、鉱工業生産、これは持ち直しますが、地域全体隔々まで、例えば中小都市あるいは中山間地域、こういったところに行きますとまだ実感が無いというのが実態ではないかと思うんですが、これにつきまして、今後のアベノミクスの地方への波及、総理のお言葉からは是非よろしく御願い申し上げます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私どもは、三本の矢によってデフレから脱却をし、そして経済を成長させていくこと、そしてしっかりと景気回復を着実なものにしていきたいと、こう思っているところでございます。

その中におきまして、今委員が御指摘になられた景気回復の実感であります、一般の皆さんが

景気回復を実感するというのは、やはり自分の給料が上がって初めて実感できるんだろうなと思います。経営者のレベルにおいては実感している方々が大部分増えているのは事実なんだろう、これは、地方に参りましても、仕事が増えている、売上げが上がっているという実感を持たれている方は多いわけですが、しかし、それで、その状況の中において、では従業員の給料を引き上げるかということまでは残念ながら行っていないということなんだろうと思います。

大切なことは、しっかりと働いている人たちの給料が上がっていく、そのことによって更に消費が増えて、そしてさらに企業、小規模事業者まで含めて業績が改善をし、そしてそれが更なる賃上げにつながったり、あるいは設備投資につながっていくことによって、景気的好循環、この景気的好循環を全国津々浦々でしっかりと確保していくことが大切なんだろうと、このように思っています。

ただいま小泉政務官からも答弁をさせていただきました。きました地域経済動向でございますが、内閣府の調査であります、中国地方、今、石井委員が御指摘になったように、現在緩やかに回復しつつあるまで来ているわけでありです。これは、かつて二十四年に行った調査においては弱い動きとなっているということでございます、言わば、景気を十三段階に分けますと、二十四年の十一月の調査においては下から四番目だったわけでありすが、現在は上から四番目までは来ているわけでございます、まして、東北は回復しているまで、上から二番目まで、あるいは東海も上から二番目まで来ているわけでございます。

何とかもっとも実感をしていただけるように、特に地方の皆さんが実感をしていただけるように、我々も更に今進めている政策を着実に前に進めていきたいと、このように思いますし、地域ごとの地方産業競争力協議会も開催いたしましたし、全国各地の生の声を日本再興戦略の実行に反映をさせていきたいと考えているところでございます。

○石井正弘君 ありがとうございます。是非、景気の地方への波及、よろしく願いを申し上げます。これに思っております。

これに関連いたしまして、お手元に資料もあるわけですが、総合特別区域、この指定状況をお示しをさせていただいております。

今、国家戦略特区ということで、国が主導して強力に成長戦略を進めていく、これは非常に有意義なことである大切なことだとは思いますが、地方の経済を元気にしていくためには、地方の個性あるいは特性というものを踏まえながら、地方の取組、それは地方の発意によるもの、これを尊重してこれを国が支援していく、こういう仕組みというものが依然として有効だというふうに思っているところでありまして、是非とも、この地方の意思を尊重いたしました総合特区、それから構造改革特区などもあるわけでございます。

岡山県でも、実は水島の方でハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区、私も主導してやっています。是非、こういったものも引き続き国の方から強力な支援、求めたいと思っております、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) 知事会等ではいろいろお世話になりました。今回、国会へおいでいただき、地方自治の実態を御存じの方から様々な建設的な御提案をいただけるものと大いに期待をしております。

そして、今委員がお話しされましたように、私も、個性を生かし自立した地方をつくる、これがこれからの地方分権の合い言葉だと、このように思っております。

その上において、国家戦略特区というのは、新しい日本の経済の扉を開く、そして大きな規制緩和を通じていろいろな経済を刺激していくこと、こういう取組であります。でも、それはあくまで先導的な事業であって、全国千七百を超える自治体はそれぞれのやり方でそれぞれの工夫をしながら元気になるっていただかなければならないということ

とであります。

ですから、御指摘のとおり、構造改革特区は既に七百七十件規制緩和を実現させております。それから、総合特区も四十八地域を指定して、岡山でも二地域あると、今御紹介いただきました。

これまでの既存の事業も生かしながら、そして地域の活性化やそれから過疎対策も含めて、そういったものを総合的に、複合的に展開しながらそれぞれの町の原型をつくってまいりたいと思っております。

私どもの国家戦略特区は日本再興戦略の中に位置付けてありますけれども、その国の上位計画の中においても、既存の特区制度も十二分に活用しながらこれを着実に振興していくと、このようなふうにしていくところでございます。

○石井正弘君 前向きな御答弁いただきました。ありがとうございます。

それでは、具体的な産業の振興ということで、やはり基幹産業であります農林水産業の振興というものが極めて重要だという立場から御質問をさせていただきます。

まず最初は、農林水産物の輸出についてでございます。

農業を取り巻く現場の状況というものは今大変厳しいものがありまして、担い手が減少し高齢化が進む、こういった様々な厳しい諸条件の中で、我が国全体の人口というものが減少する、そういう状況の中に入っております。

こういった中で、一方で、日本の食文化、特に日本食というのに対して非常に今注目をいただけて、世界文化遺産という動きもございまして、非常にこれからは農林水産物を国内だけではなくて海外に向かって、すなわち輸出の振興を図っていくという必要があると、こう考えております。

ただ一方で、原発の影響によって非常にまだまだ風評被害等も残っているわけでございますから、こういったところは早期に外交力も駆使して解決をしていかなければならないということでございますが、全体といたしましての今後の輸出

の戦略というのにつきまして、農林水産省の方の見解をいただきたいと思っております。局長さん、いらつしやいますか。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

まず、農林水産物、食品の輸出の状況でございますけれども、農林水産物、食品の輸出は、近年、リーマン・ショックや原発事故の影響等により減少傾向で推移していたところでございますけれども、昨年は、香港、ASEAN地域への輸出が大きく伸びまして、輸出額が対前年比二十二%の増加、それから、これを原発事故前の平成二十二年と比較しまして一二%の増加ということで、五千五百六億円となりました。過去最高となったところでございます。

また、輸出戦略についてでございますけれども、昨年の八月に国別・品目別輸出戦略を公表したところでございまして、今後は、この輸出戦略に基づきまして、オールジャパンの輸出促進の司令塔を設けて、日本食、食文化の普及拡大、また御指摘の原発事故発生に伴う諸外国の輸入規制の緩和等の輸出環境の整備、さらに産地間連携の構築等によります物流の効率化など、輸出戦略を着実に実行することにより、農林水産物、食品の輸出額一兆円目標に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○石井正弘君 是非前向きに力を入れていただきたいと思うんですが、お手元の資料に、二ページ目に、今局長の御答弁ありましたけれども、輸出戦略、これを農林水産省の資料ということでお示しをさせていただいているところでありまして、二〇二〇年までに一兆円規模へ拡大、是非これを

実現できますように総力を挙げて取り組んでいただきたいと思うんですが、やはり地方公共団体との連携も極めて重要ではないかと、このように考えているところでございます。

いろいろこれを進めていく際には、ここにもありますけれども、いろんなネックとなっている点が多々あるかと思うんですね。関税の障壁の間

題があれば、あるいはHACCPの問題、さらにはいわゆるイスラム圏におけるハラール認証とか、いろいろ問題点もあろうかと思えます。こういった問題点についてどのような方策をもって打開をしてこの輸出戦略を実現に向けて取り組んでいこうとなるのか、大臣のこれからの御方針というものをお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 今局長から答弁いたしましたように、戦略を定めました。FBI戦略と言っております。メード・フロム・ジャパン、メード・バイ・ジャパン、メード・フロム・ジャパンのこの頭文字を取って、メード・フロム・ジャパンは、これちょっと珍しい話かもしれませんが、日本の食材をフランス料理ですとかイタリア料理で使うと、こういうことが起こっております。それから、メード・バイ・ジャパンは日本の食文化、食産業の海外展開、メード・イン・ジャパンが日本産のものの輸出と、こういうことでございしますが、これを連携してやっていこうということでございます。

根底に、ジェトロで調査をしていただいておりますが、昨年それから今年と、同じ三月三日なんですけれども、日本食に対するアンケートをやっておりまして、主要国で昨年の調査でも日本食が一位になっておりますし、今年は主要国の都市で、新興国、モスクワ、ホーチミン、ジャカルタ、バンコク、ここまでは日本食がトップでありました。サンパウロで二位、ドバイは残念ながら、インド、中国、イタリアに次ぐ四位ということでもう少し改善の余地があると思いますが、今委員がおっしゃっていただいたように、こういう人氣が必ずしもこの輸出に結び付いていないと、こういうところがあるわけでございまして、まさに御指摘のあったHACCP、ハラール、相手国が求める認証基準、これ農林水産物、食品の場合いろんなものが、クリアしていかなきやいけないものがあります。

したがって、関係省とも連携して、まず相手国の規制を個別具体的に把握をする、そのことにつ

いての事業者への情報提供ということを行いながら、HACCP基準やハラールに対応した施設や体制、これを整備するための経費を補助すると、こういうことをやりながら輸出環境の整備に努めてまいりたいと、こういうふうな思っております。

○石井正弘君 是非よろしくお願ひしたいと思いますが、そこで、私の今までの経験の中で、岡山は果物王国と称しておりますので、高品質な安全な果物を主として東南アジアをターゲットに行っておりまして、先ほどお話がございましたが、東南アジアのシンガポールであり、あるいはマレーシアであり、あるいはジャカルタ、いろんなところに売り込んでまいりまして、非常に富裕層の方に受け入れられてまいりまして、競ってそれをお買い求めいただいたという経験でございます。こういうアジアの富裕層をターゲットといたしまして、青果物、さらには牛肉も、今のハラール認証の問題がございしますが、是非こういういったものも進出を図っていくように後押しを政府からお願いしたいと思っております。

とりわけハラール認証なんかは、国内において、食肉の処理施設、こういったものが厳しいハラールの世界、イスラム圏の教典に沿った対応というものが求められますので、こういったことが非常に地域の産業の活性化にもつながっていくものと、こう思っておりますので、そういう方針につきまして大臣からの御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) まさに石井委員から今御指摘があったように、青果物、それから牛肉、これは高い品質が評価されて輸出が伸びているところでありまして。お示しも資料でいただいた国別・品目別輸出戦略でも、例えば青果物については、成長著しい東南アジア等の新興市場の戦略的な開拓、卸売市場の活用をして周年供給体制、一年中ロットを同じぐらいの量で出し続けていくと、これが大きな商売には大事でございますので、こ

いうことをやっていくと。

私も、昨年、ベトナム、インドネシアを訪問させていただきましたが、スーパーへ行きますと本当にいろんなところが並んでいるんですが、残念ながら日本のリングがなかったりとかいうことがございまして。向こうのスーパーの関係者なんかは、もう是非入りたいんだと、こういう要望も強かったわけでございまして、こういうところをきちんと開拓していくことによって、今大体八十億円の輸出ですが、二〇二〇年までにその表にありまうように二百五十億円規模にしていきたいと。

それから、牛肉も大変評価は高いわけですが、先ほどFBI戦略と申し上げたように、日本食である焼肉、これと一体的にプロモーションをしていくということを実施する。また、ロシアやサウジアラビアなど牛肉需要が見込まれるところでまだ出せていないところ、こういうところを絞って輸出解禁に向けて検疫協議を進めると、こういうことをすることなどによって、今五十億円でございますが、これを二〇二〇年までに二百五十億円規模にすると、こういう意欲的な目標を立てております。

オールジャパンの輸出促進の司令塔、これが必要でございます。ジャパン・ブランドとしてやはり輸出をしていくと。今、どういうぐらいの数字が出ているのか、それからどういう取組になっているかということをつずつ検証しながら、更に何ができるのかということをやることによって大きな一兆円の目標を達成していきたいと、こういうふうに考えております。

○石井正弘君 是非、一兆円目標達成をお願いいたします。

小泉政務官、ありがとうございます。

○委員長(山崎力君) 小泉内閣府大臣政務官については御退席結構でございます。お疲れさまです。

○石井正弘君 それでは、今度は国内の消費拡大ということに向けた戦略を質問させていただきます

いと思うんですが、まず、食料自給率の向上です。ね。これも私も県議会で度々論議をしております。県も目標を設定して取り組んでいるということでもやってきているわけですが、なかなか目標達成感という現状がございまして。政府全体も目標を立てられ、そしてそれに向けて具体的に今いろいろ取り組んでいらつしやると思うんですが、これは地方公共団体も一緒にやっていく必要があるテーマではないかと思っております。

穀物を中心には是非これを向上させていく必要性というものを痛感しておりますけれども、こういった点につきまして、農林水産省、大臣としての方針をお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(林芳正君) 今委員がおっしゃっていただいたように、食料の安定供給、これを将来にわたって確保していくことは国民に対する国の最も基本的な責務であるという、こういうふうな思っております。食料・農業・農村基本計画においては、御案内のとおり、自給率目標、平成三十二年度でカロリーベース五〇%、生産額ベースで七〇%にしましてその向上を図っているところでございます。しかしながら、天候、それから東日本大震災等の影響もありまして、現在、カロリーベースで三九%、生産額ベースで六八%、いずれも平成二十四年度でございしますが、そこにとどまっておるということでございます。

向上を図るためにどういうことをするか。生産、消費の両面が考えられるわけですが、需要のある飼料用米、麦、大豆、こういう自給率が麦、大豆は一割内外でございまして、こういうものの生産振興を図ると。それから一方で、消費の方では、学校給食における地場食材の利用拡大、それから地域で生産される農産物の消費拡大を図るための商品開発、こういうものを行う食のモデル地域、こういう取組への支援、こういう政策を行うことによつて、まさに委員がおっしゃるところであります。地方公共団体などが実施する国産農産物等の消費拡大、地産地消の取組、こういうも

のを推進することによりまして、この冒頭申し上げた自給率目標の達成に向けて引き続き努力を重ねていきたいと、こういうふうにも思っております。

○石井正弘君 ありがとうございます。

私も今まで地域の女性ボランティアでございませう栄養委員の皆さんと連携いたしまして、これは栄養改善協議会というんですけれども、朝食を食べよう大作戦、これを運動して、特ににぎりを子供さんたちと一緒に握ってこれを食べようとおっしゃいますねというふうなことで一大運動をして、大分朝食を食べていただく、特にお米を食べるお子さんたちが増えてきたという経験がございます。

米の消費拡大につきまして、例えば今、米粉のパン、こういったものが非常に注目されて、大分これが増えてきているかとは思いますが、これにも、この米粉を使いたいゆる六次産業化、これにつきまして、大臣の方でこれからの方針につきましてお話をいただきたいと思えます。

○国務大臣(林芳正君) まずお米の消費量でございます。今お話をさせていただいたように、昭和三十七年がピークでありまして、一人頭百十八キロと。これが今二十四年度で大体半分の五十六キロということですから、委員がしっかりとやっていただいたように、朝飯、昼飯、晩飯、全部お代わりして二杯ずつ食っていたのが、朝はトーストになって昼が丼で夕食がお代わりと、これで半分でございますから、まあ大体そういう感じになったと。

減り方は、実は六五年から七四年の十年間は二・二キロずつ減っていたんですが、九五年から二〇〇四年は〇・六キロということで、減り方自体は少なくなってきたとは思いますが、やはり食生活が欧米化した、それから単身世帯が増えたので食の簡便化志向が進んだ、また高齢化等によって一人当たりのカロリーの摂取量がどうしても減ってきてると、こういうことでございますので、引き続きこの主食用の米の需要が、まあトレンドは少

なくなりつつも減っていくと。

こういう中で、今言っていたようなことをやりながら、パン、麺など、御飯以外の形態で米を消費するということが出来る米粉の消費拡大、これ大変に大事だと、こういうふうにも思っております。六次産業化でいろんなことをやっていく、一次産業の方が二次産業、三次産業も併せてやるという取組でございしますが、こういう取組に対して六次産業化法というのに基づいて事業計画を認定する。また、新しいものを開発したり販路を開拓したりする。また、加工販売施設必要ですから、これの整備への補助事業、融資、こういうものに加えて、昨年の二月からはファンドをつくりまして、各県にサブファンドをつくっていただいているところでございますが、ここから出資をするということ。さらには、六次産業化プランナー等の専門家による事業計画を作るところから事業の実施に至るまでのアドバイスをすること、こういうことで一生懸命六次産業化、後押しをしていきたいと思っております。

○石井正弘君 ありがとうございます。

お手元に、六次産業化、大臣の今御指摘のこのポテンシャルという資料もお付けしておりますが、非常に地域に期待が高まってきております。今のファンドの問題とかプランナー、非常に有効な政策ではないかと思っております。是非必要な予算額を確保して強力に進めていただくようにお願いしたいと思えます。

そして、この問題、最後に米粉の製品についてなんです。学校給食でも米粉パン非常に普及してきていると思うんですが、この普及状況ですね。今、米粉パンというのになるとやはり小麦粉が少しどうしても入っているのが普通だと思えます。米粉の麺、これも今大臣御紹介いただきましたが、これもやはりつなぎの問題で小麦粉も少し入っている。そうすると、いわゆるアレルギーの問題が学校給食あるものですから、これが解決できないかということ、私どもの地元では、一〇〇％米粉による麺というものが開発され

まして、今普及体制に入ってきておりまして、先般、農林水産省の関係の方も御出席されましたプレゼンテーションも行ったというような状況でございます。一〇〇％の米粉ですから米粉の麺と云うへんを、むぎへんでなくてこめへんにしなきゃいけないと、こういうふうな冗談ばい挨拶もあつたんですけれども、こういったものにつきまして農林水産省の支援もお願いしたいと思えますが、担当局長さんの御答弁をお願いしたいと思えます。

○政府参考人(佐藤一雄君) 石井先生の御質問にお答えいたします。

今の学校給食での米粉の利用につきましてですが、米粉パンを導入しております学校数でございますが、平成十七年度には六千校で給食実施校の約二割であつたものが、平成二十四年度には一万八千校ということで給食実施校の六割まで拡大しているところでございます。

また、学校によりましては、今先生の方からお話ございましたように、米粉パンに加えて、麺やあるいは揚げ物の衣にこの米粉を利用するといったようなところも出ておりまして、これらの普及というものは非常に大事なことというふうなことでございまして、このようないふうに考えておりまして、このようないふうに、農林水産省では、米粉料理レシピのコンテスト、あるいは各地で行われる食のイベントへの米粉関連商品の出展といったようなものについていろいろと後押しをしているところでございます。

米粉の需要の拡大で今一番大事なのは何かと申しますと、やはり小麦粉の価格よりも米粉の価格の方が割高になっておる、製粉コストといったものがまだまだ小麦粉に比べて米粉の方が高いという状況になっておりますので、この製粉コストの低減に向けて技術開発、これを今現在やっておりますところでございます。また、先生の方からお話ございましたように、米粉製品を持つ食感あるいは機能性を生かした商品の開発と普及と、こういったものが非常に大事でございしますので、今、予算審議していただいております二十六年度

の予算要求の中に大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業というものがございまして、この事業を活用しまして、今申し上げました製粉コストの低減あるいは新たな製品開発、こうしたものをしっかり推進していきたいと、このように考えている次第でございます。

○石井正弘君 是非よろしくお願いしたいと思えます。

それでは、次のテーマに移らせていただきます。地方都市の再生というテーマなんです。地方都市中心部を見ても、やはり大規模店舗法による規制緩和、こういったことがなされて、そういったこともあろうかと思えます。また、大都市への人口の集中、いろんなことが背景にあるかと思えますが、中心市街地は閑古鳥が鳴いて、そしてまた空き店舗が非常に目立っているような状況にあるわけでございまして、いろいろ議論があるかと思えますが、この中心市街地の活性化というものはもう待たなしの今状況になっているのではないかと思います。相当思い切った対策を講じていただきたいと、こう考えておりますが、全体といたしまして、どのように現状を捉え、どういう方策をお考えなのか、経済産業大臣のお答えをいただきたいと思えます。

○国務大臣(茂木敏充君) 中心市街地の活性化の問題であります。石井委員が知事になられたすぐ後になると思いますが、平成十年に中心市街地活性化法を制定して以来、重要政策として取り組んでまいりました。

しかしながら、厳しい経済状況、特に地方においてはそうであります。さらには、例えば病院が郊外に移転すると、そうすると人の流れもそれに伴って変わってしまう。こういった公共施設の郊外移転など様々な要因が複合的に関連した結果、中心市街地に対して十分な民間投資が行われず、必ずしも、中心市街地の状況、全国でまばらであります。例えば、景気が良くても中心市街地

が全然駄目なところと、景気は悪いんですけど、長崎の佐世保のように比較的うまくいっているところとありますけれど、全体的には低迷をしている。恐らく岡山においても同じような状況なんだろうと思います。

こういった状況を踏まえまして、先日、二月の十二日に中心市街地活性化法の改正法案、閣議決定をいたしました国会に提出したところであります。この法案、これまでの反省も踏まえまして、地元住民、自治体の強いコミットメントがある、そして、それだけではなくて、経済効果の高い民間プロジェクトに対しては従来よりも手厚い支援措置を重点的に講じていきたいと考えております。具体的には、予算措置の拡充、そして建物等の取得に関する割増し償却などの税制措置の創設、さらには低利融資措置の創設など支援策を講じることにいたしております。

こういった措置に加えて、一月二十八日に設置をされた地域活性化の推進に関する関係閣僚会合において、関係省庁の施策を有機的に結び付けながら、当然これは経産省だけではなく、国交省であったりとか様々な省庁と一緒にやっていくことになっております。恐らく一つの、青森の新町商店街とか、ああいったコンパクトシティとか、幾つかの概念が出てくるかと思うんですけど、そういったモデルをつくりまして、そしてそういったものをまた全国に広げていく、こういったことも展開をしてまいりたいと考えております。

○石井正弘君 ありがとうございます。

ただいまの御答弁の中にコンパクトシティという言葉もあつたんですけども、お手元に都市再生特別措置法等の一部改正法案の概要という資料もお付けしておりますが、国土交通大臣にお伺いをしたいと思います。

超高齢化が進んでいく、そういった中で、今経済産業大臣からもお答えがあつたんですが、医療

施設なんかをもっと町の中心に近いところへ、福祉関係もそうでございますし、様々な都市業務施設を真ん中に集めて、そして居住関係の地域もその周りに設定していく、緩やかな、今までの都市計画の線引きとは違った、そういう誘導型の町づくりという面におきまして非常に注目される改正案ではないかと私も思っておりますし、またあわせて、その次のページにもございますが、公共交通ネットワークですね。やはり離れたところにおいても様々な交通、公共交通のルートが設定されている。バスがある、あるいは不便なところはデマンド型のタクシーがある、こういったような全体としてのそういう公共側が、地元が中心になつて事業者と連携した取組、今これが求められていると思うんですね。

その場合には、公共交通機関、これを公設民営にするとか、公設民託、こういったような新しい考えも出ておりますので、国の支援も併せて行っていくべきではないかと考えておりますけれども、国土交通大臣のお考えをいただきたいと思つた。

○国務大臣(太田昭宏君) 人口減少そして高齢化、この二つは相当これから進み、そしてどうこれに国土づくりあるいは社会づくりということをするかという大きなテーマだと思つた。

二〇五〇年ということ想定してみますと、一平方キロでメッシュで切りますと、何と二〇五〇年には六六%の地域で人口が半減以下になると。そうすると、増田寛也さんが言っているようにも消滅する。しかし、私は、消滅するのではなくて、数人であってもその集落に住み続けていくということからいきまして、どうやってこれを支えていくかという、町づくり全体をどうするかということが一番大事なテーマで、そこにスタートするのは今でなくてはならないというふうに強く思つております。

そうした観点からいいますと、コンパクトシティ・プラス・ネットワークということが非常に大事になるわけですが、コンパクトシティと

いうものをする中でも、郊外に広がつた、また住んでいる居住自体が広がっていますから、それを誘導して高齢者も町中に住んでいただく、そして歩いて暮らせる町づくりというものをつくっていく、そして介護施設や医療施設もその中心市街地に持つていく、そうしたこと。

その中には、今度は交通網も、今までは全部駅に行くようなバスであつたり駅をつないだ列車というようなことが中心でありましたが、バスも最近は都市ではコミュニティバスということで、昼間、高齢者が大勢住んでいますからそれをずっと回つて医療施設に行くようなコミュニティバスという想定があり、またデマンドバスと、もつと集落が小さいところには、あしたここに行きますよということをやちゃんと予定を出して拾っていくというデマンドバスというような回るバス、駅に行くバスではなくて行き帰りの回るバスということが想定される。

そういう中には、交通網の整備ということが非常に大事になってくるわけですが、そこを今度、民間がやっている、市がやっていると共に赤字になつて成り立たないというようなことがありますが、そこに今御指摘の公設民営であるとか公設民託であるとかという、下の、持つていくもの自体はこれが公が持つけれども運営は民がやっていくと、いろいろな形のすみ分けといひますか、お互いの連携というものが極めて重要と。

交通網におきまして町づくりにおきまして、今、茂木大臣から中心市街地を始めとするものがあつたが、大きな構想の下でやるということは今しかできない、私はそのように思つていますが、そこでは今度は各市に、また県に知恵袋がいなくてはならないと、そういう点が非常に急所だといふふうに思つております。

○石井正弘君 おっしゃられるとおりでございます。岡山も公設民営など先進的にいう取組をスタートしておりますので、是非御支援をお願い申し上げます。

そして、この項、最後にでございますが、やは

り人口減を食い止めて若者の定住ということになりますと、産業の振興、とりわけ第二次産業の立地というものが非常に鍵を握っていると思うんですね。どうしてもこういった産業は大都市の周辺に立地をしがちだと思うんですが、地方都市にしっかりとこれを立地をしてもらうというためには、やはり国策として国からの強力な産業政策というものが必要だと思つた。

関係法律ももちろんできてはいるんですが、まだまだ十分な立地が地方に行っていないと思つたので、このための国の政策支援、是非よろしくお願いしたいと思つたが、経済産業大臣のお考えをお願いしたいと思つた。

○国務大臣(茂木敏充君) 先ほども申し上げましたが、これは、例えば経済産業省であつたりとか国土交通省とか、一省庁で完結するものではありません。

例えば倉敷なんかですばらしい町並みを持つていてと思いますけれども、そこで様々なイベントを開くとなつたとき、そこには例えば交通規制で警察の問題が関わつてきたりとか、病院の問題、厚労省であつたりと、まさに政府一体で取り組むべき問題だと、こんなふうな考えておりますし、今まで以上に、先ほどの法案のことでも御説明申し上げましたが、レベルを上げて取組をしないと、なかなか難しい問題でありますから、中心市街地の活性化達成できない、こういう思いで取組を進めてまいりたいと考えております。

○石井正弘君 ありがとうございます。

それでは次のテーマに移りたいと思つたんですが、再生可能エネルギーについてでございます。私は、全国三十数人の知事さんたちに集まつていただきまして自然エネルギー協議会を立ち上げ、その会長に就任して、各種の提言とか要望活動を行つてまいりました。また、岡山県でも新エネルギービジョンというものをくり上げまして、岡山ならではの自然エネルギーを進めていくという取組も行つてまいりましたのでござい

今現在、エネルギー基本計画の案がいろいろ部会等でも我々も議論、参画をさせていただいてるところでございすけれども、もともと国として強力に進めていくべきではないかと思うんです。この今現在の案では、再生可能エネルギー、三年程度導入を最大限加速をしていく、その後も積極的に推進となつておるので、まあ積極的に推進ではあるんですが、なぜこの三年程度というものが先に出るのか。全体として強力に推進する中でとりわけ三年程度は強力に更にやっていくんだという表現の方がもつと分かりやすいんじゃないかというふうに思ふんですが。

それから、我々、私も参加しておりますが、自民党資源・エネルギー戦略調査会の地域活性化に資する分散型エネルギー会議、二階座長、山本会長の指導の下、長谷川事務局長の案ということで、今日、関係の部会の方で議論されるようございす。再生可能エネルギーの試案ならびに提言」というものがまとめられております。

これによりまして、具体的な提言が最後に提示されておりますけれども、再生可能エネルギーは、固定価格買取制度の適切な運用と地域の強みを生かした最適な構成並びに省エネの推進と合わせることで、国民の負担を最小限に抑えつつ、二〇三〇年に再生可能エネルギーの比率目標を三五％に据えることは可能である等々の具体的な提言もなされておるところでございす。

この提言、試案、こういったものについてどのように受け止めておられますのか、経済産業大臣の御見解をお願いしたいと思います。

○国務大臣(茂木敏充君) 再生可能エネルギーは極めて我々重視しております、国産のエネルギーである、さらに、よく木質バイオマスの話出てまいりますけれども、地域活性化にも資する分散型エネルギー源でありまして、低炭素社会の創出にも寄与し、さらには新しいエネルギー関連の産業であつたりとか雇用の創出にもつながるということで、最重点で取組を進めたいと思つております。

どうして中長期にしっかりとやると、その中で特に三年は最大限ということにならないかということなんです。経緯から申し上げると、一昨年、我々が政権に復帰をします総選挙、安倍総裁の下で戦うときに、政権公約作りしました。そのときに、今後三年間最大限導入しますと、こういう公約を作つたわけでありす。今回、その三年に加えて、三年で終わるのではなくて、更にその先も見据えてしっかりとやっていきますということ。エネルギー基本計画の政府原案に盛り込ませていただいた。そういった意味で、これまでの経緯からして三年、そしてその後という流れになつていくわけでありす。

さらに、今回のエネルギー基本計画におきましては、単に期間の話だけではなくて具体策ということで、一つは、やはり太陽光もそして風力も消費地と生産地が違つてくる部分がありますので、送配電網等系統の強化を図っていく、さらには、地熱の問題を含めて、環境アセスであつたりとか規制の合理化といったことも重要であります。さらには、低コスト化を図っていくという重点となります。政策もこの基本計画の中に明記をさせていただいた、盛り込ませていただいたということとろであります。

また、もう一点の、自民党の地域活性化に資する分散型エネルギー会議におきまして、再生可能エネルギーの導入目標、二〇三〇年に三五％と極めて高い野心的な目標を設定していただいた、このことは承知をいたしております。

当該試案につきましては、まず自民党におきまして様々な議論が進んでいくものと承知をいたしております。

○石井正弘君 その固定価格買取制度であります。これは国民の負担を求めているという制度でございすけれども、認定を受けた事業者が太陽光パネルの値下げというのを待っているということなど、様々な事情によつて一定の期間内に運転開始をしないというケース、これが出てくるわけございす。

我が岡山県でも強力にやつてまいりましたけれども、幾つかの事例が散見されるようでありすが、この認定、こういったものについてはもう認定を思い切つて取り消すとか、あるいは適用価格を下げていく、変更していく、こういった思い切つた制度の改正、見直しをしていくべきではないかと思ふんですが、担当部長の御見解をお願いしたいと思います。

○政府参考人(木村陽一君) お答え申し上げます。

御指摘の点につきましては、実態を把握すべく、昨年九月から報告徴収を行つてまいりました。その結果判明いたしましたに土地と設備が決定していない案件につきましては、今後、段階的に認定の取消し手続に入ることとしてございす。また、設備の認定の在り方につきましては、新たに検討のための専門のワーキンググループを設置をいたしまして、認定から土地と設備の決定までに何らかの時間的制約を設けるなど、制度の運用につきましても見直すことといたしまして、今年度内に結論を得べく検討を進めておるところでございす。こうした見直しを早急に進めながら、早期の運転開始が促進されるようにしてまいりたいと考えてございす。

○石井正弘君 その固定価格買取制度についてであります。地域によつて大分事情が違うと思ふんです。太陽光発電で見ると、やはり太陽光、非常に効率のいいところとそうでないところの差があると思ふんですが、こういった地域特性を踏まえながら全体としては強力に進めていくと、こういう考え方もあるかと思ひますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

また、法施行後三年後見直しと、こうなつていくわけでありすが、ドイツの資料をお手元に付けております。これを見ると、半年ごとあるいは月ごとと、このように改定されたということも記されているわけでありすが、こういったようなドイツの制度というものも参考にしたいと思ひますが、これについてどのように思われますか。担当部長の

見解を求めたいと思ひます。

○政府参考人(木村陽一君) 再生可能エネルギーに地域による特性があるということは御指摘のとおりでございす。一方で、国民負担の観点から、法の趣旨に沿ひまして、効率的な事業実施を前提にそのコストを評価していく必要があると思ひまして、バランスを取つていく必要があると考えてございす。

買取価格、買取期間の決定方法につきましては、法律上、毎年度、省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模ごとに価格と期間を定めるということが明定されておまして、現行法の下では、御指摘の地域別、月別の価格設定というのがなかなか難しいところもございすけれども、ただ、いずれにいたしましても、そのドイツの例も参考にいたしまして、固定価格買取制度の在り方につきましては、法の見直し条項に基づき、新たなエネルギー基本計画の策定を踏まえた再生可能エネルギー導入促進策の検討の中でしっかりと議論していくこととなるものと考えてございす。

○石井正弘君 是非前向きな見直しをお願いしたいと思ひます。

そして、もう一つ、木質バイオマスについてでありますけれども、非常にこれは林業関係者とか地域の皆さん、期待が大きいものがあります。また一方、その関係の燃料源となります原木とかあるいは端材といったものをどのように集めていくかという大きな課題も地域においてあるわけございす。いづれにいたしましても、こういったものを克服をいたしまして、強力にこの木質バイオマス発電を進めていくべきだ、非常にエネルギー関係の部会でも多くの議員の皆さんから声が出ているわけでありすが、国からの力強い支援につきまして、農林水産大臣の見解を求めたいと思ひます。

○国務大臣(林芳正君) 我が国の毎年伐採される立木、この半分が実は林地内に放置をされて、二千万立米とも言われておりますが、未利用になつ

ておると、こういう状況でございます。製材工場まで行きますとほぼ九五％を利用している、建設現場でも九割は利用しているというのに比べて、伐採のところはほぼ利用率がゼロということで、この二千万立米の利用されていないものを何とか利用できないだろうか、こういうことを発電や熱供給に使っていかないだろうかというのがこの木質バイオマスのそもそもの発想でございます。エネルギーの安定供給や地域の活性化、森林の整備に寄与するというところで大変大きな役割を担っていると思っております。

先ほど茂木経産大臣からもお褒めの言葉をいただいております。大変意を強くしているところでございますが、この木質バイオマスの利用の促進に当たって、今委員からもお話がありました、やはり施設を最初に導入するときの初期負担、これは結構大きいということ、それから、走り出してからやはり木質バイオマス燃料の調達、これが非常に課題になります。

したがって、我々として、まずこの発電施設の整備に必要な資金の融通、それから当該施設の立ち上げに際して必要となる原料の初期調達コストの一部支援、さらにボイラー等の熱供給施設の整備への支援、それから路網整備、森林施業の集約化などの取組を通じて、今先ほど申し上げた未利用木質バイオマスの安定的、効率的な収集への支援、木質バイオマス発電等に取り組みとする事業者、今資料でお配りをいただいているように、御地元の岡山でも大きなプランが銘建さんを中心に動き出すと、こういうことで大変期待をしているわけですが、こういう事業者の皆さんに対する相談等のサポート体制の構築、効率の良い木質バイオマス発電等に関する技術開発の支援と、こういうことを網羅的に行っていきたい、この木質バイオマスの利用を推進してまいりたいと、こういうふうに思っております。

○石井正弘君 ただいま御答弁の中で引用していただきましたが、我が地元でも、日本一の規模の木質バイオマス発電、もう着工しているという状

況でございますし、太陽光発電につきましても我が国最大の規模のものが今事業化に向けて具体化しつつあるという状況でございます。

総理に、最後に、この再生可能エネルギー普及拡大につきまして総理としての決意というものを伺いをさせていただきたいと思っております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 再生可能エネルギーの普及は、我が国のエネルギー安全保障の観点からも、あるいは低炭素社会をつくっていくという観点からも大変重要でありまして、そして新しいエネルギー関連の産業創出にもつながっていくと、このように考えておりますし、実際、岡山県でも新しい動きが出てくることは歓迎したいと、このように思います。そのため、固定価格買取制度の着実な運用に加えまして、送電インフラの整備や規制改革、技術開発など再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて必要な施策を総動員していく考えであります。

昨日首脳会談を行いましたデンマークにおいては、既に風力を中心に再生可能エネルギーを五〇％にしているわけでありまして、将来一〇〇％を目指していくということでありました。ただ、国の規模等は大きく違いますが単純に比較はできませんが、しっかりとこの三年間の集中期間に再生可能エネルギーの充実を図っていきたいと、このように思っております。

○石井正弘君 どうも、総理、ありがとうございます。

私も、十数年前にデンマーク行ったときに、風力発電がほとんど普及しておつて、岡山でもどうですかと言われたんだけど、ちょっと岡山は風が強いんですけど、是非地域に応じた再生可能エネルギーの普及を政府を挙げて強力に進めていただくように改めてお願いをいたしたいと思っております。

そして次は、地方分権について総務大臣に幾つか伺いたいと思っております。

今回、法案も出されるわけですが、地方分権推進についてどのように基本的にお考えになつておられるのかということで、今、第四次一括法案、通常国会に提出ということでございますけれども、これで終わりということではないと思ふんです。地方分権改革有識者会議でも議論があるようでございますが、今後の取組、是非これをお願いしたいと思っております。

○国務大臣(新藤義孝君) ちょうど今年は、平成五年に宮澤内閣において地方分権の推進に関する決議、これ衆参両院で行った決議から二十年目の節目を迎えております。

まず、第一次分権改革においては、これは国と地方の関係を見直そうと、上下主従から対等、そして協力と、こういう関係で見直しました。機関委任事務を廃止をして、そして自治事務、法定受託事務と、こういったものに分けたと、これが大きなテーマです。そして、それを第二次の分権改革で着実に実施してきたと。そして、その仕上げが今回の第四次一括法案で、今までの残りのものを全て提案をテーブルにのせて、そして方針出せるものは全て織り込んだ、これが第四次であります。

この二十年間の節目の中で、ある程度国から地方への権限移譲というものは、できるものは進んだということでもあります。ですから、今後どうするかは新しいステージに上げなければいけないと、このように思っているんです。それは私は、このキーワードを地方の発意と多様性だと。全国一律で同じような規制緩和をすることになると、最大、これはミニマムのものにしなきゃなりません、どうしてもできることとできないものははっきり分かれてくるわけです。でも、例えばやる気のあるところ、自分たちがそれをやると、これ手挙げ方式というのを認めようじゃないかと。それから、自分たちだったらこうしたいと、これは提案方式。今度は分権を一律のものではなくて多様であつて発意を前提としたものとして進めていきたいと、私はそう考えております。その中で、今後、今のような具体的な制度、提案募集方式もそれから手挙げ方式というも

のも、これも制度として確立させていきたいと思ふいます。

あわせて、今まで進まなかったのは、地方分権を調査審議するのと政策決定する機関が一つになつてごっちゃになつていたのです。前政権において、これを私、今お役を頂戴して完全に機能を分離させました。そして、その上で調査審議機能と政策決定機能を分けた中で具体的な提案をさせてきた。私の下にいわゆる分権の有識者会議というものを設けて、そこが、議論するだけではなくて、役所と実際に調整をしていろんな提案を整理してきたということでもあります。これを継続、持続可能なものにしたと、このように思いますし、何よりも、ここまで来ると成功事例を全国のそれぞれの自治体に知っていたら、そんなことができるんならば我々もやるよと、こういう情報発信を更に強化しよう。SNSですとかそういうものを使つたり、シンポジウムを設けたり、いろんな工夫をしながら地方分権を新しいステージに上げていきたいと、このように考えております。

○石井正弘君 是非、新しいステージということの前向きな新しい方式を取り上げていただく、これを我々としても期待をするものでございます。そこで、次、財政について、地方財政となりますとやはり一番大きな課題でございますので、総理に見解をお願いしたいと思ふんですけれども、確かに、地方財政計画、お手元の資料にありますとおり、地方一般財源、これは全体で一％の伸び、〇・六兆、必要な地方一般財源総額の確保と、このようにされておまして、このような大変厳しい中でこのような財政措置は地方公共団体にとりましては評価をされているかと思うんですが、ただ、地方はそもそも社会保障費が当然増えるという試算もあるわけですね。毎年七千億円程度増えるという試算もあるわけですね。これへの対応とか、消費税増税に伴つて当然社会保障もこれから充実をしていくことになつていくわけでございます。

こういった点からすると、これで十分だと言えるのかどうかという議論も地方には一部あるわけですが、言いたいことは、地方分権を推進していくためにはやはり地方財源が充実されること、そして確保されることが一番大事だということに考えておられ、地方財政の充実強化につきましての総理の考えを是非お示しをいただきたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 地方分権を進めまして、そして地方が自らの発想、創意工夫によってその地域の良さを生かした、その地域らしい町づくりを進めていくためには、自由に使える財源をしっかりと確保していく必要があると思います。

平成二十六年度の地方財政計画においては、社会保障費の自然増や、今おっしゃった自然増や充実分を含む経費を適切に計上いたしまして、歳出総額を前年比一・四兆円の増とするとともに、地方税等の一般財源総額について平成二十五年度を上回る額を確保いたしました。

今度とも、地方財政計画において、必要な経費を適切に歳出に計上し、そして地方分権を一層推進するために地方税財源の充実確保に取り組んでまいります。

○石井正弘君 是非よろしくお願いしたいと思っています。

そして、この項、最後に、地方住民税の交付税原資化という今回の税法の改正でございます。

地方にいる者といたしましてはこの偏在是正ということ自体は評価させていただきましますけれども、一方で、東京都を始めとする税収の多い自治体は反発を強めているというのが現状ではないかと思えます。この点につきましてどのようにお考えなのか。

それから、元々全国知事会でも提案してきたわけでありましますけれども、偏在性が少なく、そして安定性のある地方税体制、例えば消費税を地方税化していくとか、こういったことを目指していくべきという提言もあるわけでございますし、ま

た、国と地方の歳出比率を、これを四対六に近づけていくためにまずは五対五を改革目標とすべきではないか、これも地方分権改革推進委員会から提言があったと承知しておりますし、地方側の意見でもあるわけでございます。

これにつきまして、総務大臣の考えをお示しをいただきたいと思います。

○国務大臣(新藤義孝君) これは、一度に三つ御質問いただいておりますので、少し時間を頂戴したいと思っております。

まず、東京都などの税収の多い自治体に対する反発をどうするのかということであります。

これは、地方消費税の増収分の範囲内でこの法人住民税の一部を交付税原資化すると、こういうことで、地方法人特別税の規模を三分の一縮小することと併せてやったということですね。

これは、数字を申し上げますと、例えば東京都特別区においてはなくなったかといえますと、法人住民税が確かに千七百億円の減なんです。ですが、地方消費税が約二千二百億円の増となります。ここでプラス、五百億円プラス。さらに、地方法人特別税の規模縮小であります。本来の制度でいうと二百億マイナスだったんです。それが、いや失礼、本来の規模から今回制度改正して七百億円の負担軽減となっております。したがって、住民税の増の五百億と合わせてトータルで千二百億円程度は税収が増加していると、このよう

なことになって、これは東京にも一定の御理解をいただいているところであります。

それから、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築につきましては、これはもとよりそれは必要だということ、今後、地方消費税の充実を図ることが重要である、そして消費税と地方法人課税との税源交換の検討、これは今後更に進めていきたい、このように思っています。

それから、国と地方の税源配分についてであります。これも歳出規模を五対五とする、歳入と歳出のこの配分を五対五にしよう。これは我々も目標とするところであります。今後それらに

向けて取り組んでまいりたい、このように思っております。ただ、そのときに、大都市部への税財源の集中が進んで財政力格差が拡大すると、こういったことが起きないようにしなければならぬということもあります。

税源の偏在性の小さな税体系を構築するということが極めて重要であると、今後の税調においていろいろな御検討を賜りたいと、このように考えております。

○石井正弘君 通告申し上げていないんですが、財務大臣、後ろで首を縦に振ったり横に振ったりされておられまして、総務大臣も務められて御造詣深い分野でございますが、御見解がございましたら少し御開陳いただけますかと思っております。

○国務大臣(麻生太郎君) これは少子高齢化とも、先ほど言われたところと関係するんだと思いますが、都市に人口が集中する、コンパクトシティという名前でも同じくやっぱ都市に集中する。人口が集中する、イコールそこに税収が発生する。税支出も出ますけれども。そういった意味ではかなり地域差が出てくるので、本社のあるところに法人税が入る。例えば、スーパーで売り上げたたばこはその地域の、岡山で売れたスーパーのたばこ税も、本当はそこに地方消費税で入る分が本社にあるところにたばこ税は全部吸い上げられますから。

そういった形になりますと、まあ極端なことでは極集中ということになりかねぬという部分がありますので、それをうまくやらないと、非常に地域に格差が出るというのを是正するというのをやっておかない、なかなか地方と中央との差と

いうのは出ますので、それをどういう比率で割るかというので、今回、地方交付税等いろいろ、特別交付税等々を今やらせていただいて、今総務大臣とのお話にもあったように、今後とも、これは適宜調整をしていかないと非常に偏在することになりかねぬというのが将来への危惧しておくべきところだと思っております。

○石井正弘君 どうも突然のお願いでございます

けれども、ありがとうございます。

それでは最後に、道州制につきまして御質問を総理にさせていただきたいと思っております。

私は、知事会の中におきまして、道州制特別委員会の委員長とか、あるいは全国の有志の知事、政令指定都市の首長さんと一緒に推選連合をつくって共同代表を務めて、提言等を行ってきただけでございます。私は、長い間の地方分権、これを推進していく議論の中にありまして、その究極の姿、これが私は道州制ではないかというふうに考えております。

この道州制、いろいろ議論はございますが、国の形を変えるような大改革が道州制、またこれではないと意味がないというふうにも思っております。昨年七月の参議院選挙における自民党の公約には、道州制基本法の早期制定後五年以内の道州制導入、目指すというふうになっておりますけれども、この道州制はいろいろ実は考えがあるんだと思っております。

是非、お手元の資料、知事会がまとめた資料もございまして、地方分権というものをあくまで推進するということ、そして国の形を変えるような中央省庁の解体、再編にもつながるような思い切ったものを提案すべきではないかというのが地方側の意見で、もしもそうであれば全国知事会の方の意見もかなりまとまってくるのではないかと思います。

党の方でも今議論しておりますけれども、総理自らがあべき道州制の理念、姿を述べられますとともに、公約の道州制導入を目指すために、今国会に関連の道州制関係の法案を提案されるべきではないかと考えておりますけれども、総理の考えを最後にお示しを願いたいと思っております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 地方において、また特に全国知事会においては様々な意見がある中におきまして、石井当時の知事が道州制に向けて議論をリードしてこられた、改めて敬意を表したいと思っております。

道州制の導入は、地域経済の活性化や行政の効

率化などを旨とし、国の在り方を根底から見直す大きな改革であります。道州制の目指す姿は、国の役割を国の存立の根幹に関わるものなどに集約をしていき強化していくとともに、道州は国際競争力を持つ地域経営の主体となつて、基礎自治体は住民に直接関わる事務を行う主体となる。つまり、国、そして道州、基礎自治体、しっかりと役割分担をしていくわけでありますが、現在与党において道州制に関する基本法案の早期制定を目指し精力的に議論を行っているところであります。この議論が集約されていくプロセスの中で法案が国会に提出されることになると考えておりまして、今後政府としても連携を深めて取り組んでまいりたいと思っております。

○石井正弘君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(山崎力君) 以上で石井正弘君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(山崎力君) 次に、大野元裕君の質疑を行います。大野元裕君。

○大野元裕君 民主党・新緑風会の大野元裕でございます。

早速でございますが、まず総理に対して、現下のウクライナ情勢、そしてロシアに対する対応についての我が国の立場をお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(岸田文雄君) ウクライナ情勢につきましては、二月二十三日にヤヌコビッチ大統領が首都キエフを離れ、暫定政権がスタートをしました。その後、三月一日にロシア連邦院におきましてウクライナ国内におけるロシア軍の使用を承認する決定がされたということで、国際的な懸念や憂慮が表明されているところであります。

我が国の立場としましては、三月二日の日に外務大臣談話を表明させていただきました。まず、こうしたロシア連邦院での決定につきましては深い憂慮と懸念を表明しております。是非、このウクライナ情勢につきましては平和裏に事態が

收拾されることを望む、そのためには関係当事者の自制と責任ある行動を求める、こういった内容の談話を発出しております。

その際に、我が国の考え方としましては、このウクライナ情勢につきましては、国際法、さらにはロシア、ウクライナの間で結ばれております地位協定を始めとする法の論理が尊重されること、さらにはウクライナの主権、そして領土の統一性、こういったものが尊重されるべきである、こういった考え方を表明しております。

そして、翌日、三月三日にG7で共同声明を出しておりますが、我が国もこのG7の共同声明に盛り込まれた考え方に賛同してこの共同声明に参加したということでもあります。

その後、情勢は引き続き緊迫しておりますが、昨日はEUの外相理事会が開催され、本日はNATO・ロシア理事会が開催され、明日はEU首脳理事会が開催される予定になっております。そうした会議の行方につきましても今注視している状況でございます。

○大野元裕君 いろいろと詳細な説明ありがとうございます。

総理、ロシアに対する対応を含めて、我が国の立場、今のところよろしいですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私も総理としての発言をさせていただいておりますが、基本的に、今外務大臣が述べたとおりでございます。

○大野元裕君 菅官房長官が記者会見で、報道によつてですけれども、現時点ではプーチン大統領の訪日あるいは岸田外務大臣のロシア訪問の予定に変更はないと、こういう話がありました。当然、こういった状況の中で相互に要人が往訪するとなれば、大変な国際社会からの注目あるいは我が国の対応、そういったものが問われることになると思いますけれども、現時点では変更なくこれまでのおりの往訪ということで、総理大臣は適切だとお考えでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 先ほども申し上げましたが、情勢は引き続き緊迫をしております。しかし、そうした情勢を受けて、EU各国そして関係国は様々な場で意思疎通を図り、議論を今行いつつあります。こうした状況も確かに我が国は注視しております。今後日口間で予定されております様々な予定の変更はありません。しかしながら、この情勢の変化は予断ができません。是非、状況をしっかりと注視していきたいと考えています。

し、そうした情勢を受けて、EU各国そして関係国は様々な場で意思疎通を図り、議論を今行いつつあります。こうした状況も確かに我が国は注視しております。今後日口間で予定されております様々な予定の変更はありません。しかしながら、この情勢の変化は予断ができません。是非、状況をしっかりと注視していきたいと考えています。

○大野元裕君 なぜこのように申し上げるかというと、例えば、アメリカのケリー國務長官はロシアの行為を侵略と明言をし、その上で査証発給停止、在米資産の凍結及び経済制裁について言及をしております。また、EU、それから先ほどおっしゃったG7、これらの非難の声明、さらにはG8の準備会合の見合せ、EUによるロシアとの査証協議の停止等、西側等を中心とした国際社会はロシアに対して極めて強い警告の態度を取っております。

我が国の立場はこれらのトーンよりも後ろ向きに見えてならないんですけれども、往訪を含めて、ロシア及び国際社会に誤ったメッセージを与えるということがあってはならないと思いますけれども、総理、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 関係各国の間では引き続き様々な議論が行われております。

アメリカからそうした強いメッセージが出ていくという御指摘もありましたが、一方で、ドイツ等の関係国からは、OSCEの枠組みあるいはコシタクトグループの設置など、こうした対話の大切さを訴える意見も出ていますと承知しております。是非、こうした関係各国、先ほど申し上げましたように、昨日、今日、明日と様々な具体的な会議、対話が予定をされています、その議論もしっかり注視をしていかなければならないと考えております。

○大野元裕君 ならば、その戦略面で少しお伺いしたいんですが、総理が鳴り物入りでおつくりになったNSCですけれども、このNSCにおいては我が国の国益に従った対口戦略について当然、ウクライナ情勢の悪化以降、様々な議論がなされていると承知をいたします。閣僚レベルでこれらの協議がなされたのか、その場合いかなる対応を取るという形にされているのかをお伺いいたします。

ては我が国の国益に従った対口戦略について当然、ウクライナ情勢の悪化以降、様々な議論がなされていると承知をいたします。閣僚レベルでこれらの協議がなされたのか、その場合いかなる対応を取るという形にされているのかをお伺いいたします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ウクライナ情勢につきましては、先月二十七日の四大臣会合において取り上げたほか、連日、谷内国家安全保障局長が関連省庁幹部を招集いたしました。情報収集として対応の検討を行っているわけでございまして、私及び官房長官のところには谷内局長から随時報告がござい、指示を仰いでいるわけでございます。

引き続き、国家安全保障局を中心に関係省庁間で緊密に連携をしながら、事態の推移を注視しつつ、我が国として適切に対応していく考えであります。

○大野元裕君 総理、確かに総理が御就任されて以来、私、アメリカと日本との関係というのは極めて厳しいと思っております。大変冷たい態度で遇されていると思えますし、また、中韓との関係についてはこの予算委員会においてもさんざん取り上げられたとおりでございます。そういった中でロシアとの関係を非常に良好に推移されていることは私も高く評価をしたいんですが、しかし、我が国の国益というのは必ずしも二国間若しくは両首脳間の関係だけで図られるものではないと思っております。

例えば、ウクライナ情勢の緊迫は、当然その地域の情勢にも関係がありますけれども、例えばアメリカが今、シークエストレーション、政府の予算削減で悩んでおられますけれども、ヨーロッパの方に目が向くことによつて東アジアのバランス、こういったものが、実はまだリバランスについても実質的には何も、具体的に動いているものというのはいさぐさ少ないわけですから、そういった意味でこれらの欧州情勢が東アジアの状況に対して影響を及ぼすことというのは私は当然考える

ことでございますし、安倍政権がNSCをつくられた以上、戦略的に初動の態勢で誤りを犯せば将来禍根を残すことになりかねないというのが私の質問の趣旨でございます。

そういった意味から、ウクライナ情勢については深刻に捉えていただきたいと思います。改めてお伺いをしますけれども、全くスポーツというのは私は政治を持ち込むべきではないと個人的には思っていますが、さはさりながら、イギリス政府あるいはアメリカ政府は、ソチで開催されるパラリンピックにそれぞれ閣僚の派遣及び議員団の派遣というものを取りやめています。我が国としてこれらの、同じ措置かどうかは分かりませんが、けれども、何らかのメッセージを送るための措置というものはパラリンピックに際してお考えなんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいま大野委員が指摘をされたように、NSCにおきまして詳細にどういった検討をしているかということについては差し控えていただきたいと思います。が、当然、このウクライナ情勢の影響、東アジアの情勢に対する影響、あるいは日米同盟の観点、そして日本とEUの観点、そして国際社会との観点、そしてまた日ロ関係、言わばロシアは日本の隣国でもありますから日ロ関係との観点等々を総合的に勘案し、我が国の立場を決めている、戦略的に決めているところでございます。

そして、その中におきまして、パラリンピックでございますが、まさにスポーツを通じて障害者の方々の自立や社会参加を促すとともに、様々な障害への理解を深めるものでありまして、大変有意義な大会であるの一言をまたないわけでございますが、我が国としては、このようなパラリンピックの重要性に鑑みまして、二〇二〇年の東京大会の成功に向けてソチ・パラリンピックへの政府関係者の出席を検討しているところでございます。

国際社会の動きとしては様々なものがあります。原則としては、基本的には、こうしたオリン

ピック、特にパラリンピックに対して、政治の様々な状況をこの場に持ち込むことについては慎重でなければならぬというのが基本的な立場でございます。例えばオーストリア、ドイツ等については、それぞれ政府の要人が出席することと今でもしているところでございます。

我々はそうしたことを慎重に見極めながら検討をしていきたいと、このように考えております。

○大野元裕君 先ほど申し上げたとおり、我が国の安全保障に及ぼす影響等にも鑑み、総理のしっかりとリーダーシップで、このパラリンピックに際しても幅広い議論、慎重な検討というものを加えていただきたいと思います。

この件は流動的なものでございまして、ただきますが、次に、昨日来、一昨日来ですが、議論になっております集団的自衛権の件についてお話をさせていただきます。

資料がお配りさせていただいていると思いますけれども、総理は集団的自衛権に関して様々な答弁をされておられますが、二月五日の本委員会におきまして、集団的自衛権について、行使が認められる判断も政府が適切な形で新しい解釈を明らかにすることは可能だ云々といった形で、解釈の変更についても何らかの言及をされておられます。総理が言うところの憲法の解釈あるいは憲法解釈の決定、若しくは変更というのは、いかなる意味でおっしゃっているのかを是非教えていただきたいと思っております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今までも、憲法解釈については自衛官が文民であるかそうでないかという解釈の変更はあったわけでございますが、その際は法制局の答弁、法制局長官の答弁であったわけでございますが、法制局というのは、長官が度々累次答弁をしているように、内閣に対する助言を行っているわけでございます。

内閣としてこの憲法について、行政府として、内閣として解釈をしていくことになるわけでありまして、この集団的自衛権あるいは集団安全保障等々についての、またPKOもそうなん

ですが、憲法との関係について安保法制態において今議論をしているところでございまして、様々な事態を分類をいたしまして、そうした分類におきまして、我が国の安全、そして国民の生命を守る上において今までの解釈でいいのかどうかということについての議論を行っているところでございます。そうした議論の結果を待ち、その上において法制局を中心に協議をいたしまして、必要であれば、必要ということになれば解釈の変更を行っていくことになるわけであります。

たこと、現行憲法の下において認められる自衛隊は旧陸海軍の組織とは性格を異にすることなどから、当初は、自衛官は文民に当たると解していた。その後、自衛隊制度がある程度定着した状況の下で、憲法で認められる範囲内にあるものとはいえ、自衛隊も国の武力組織である以上、自衛官がその地位を有したままで国務大臣になるというのは、国政がいわゆる武断政治に陥ることを防ぐという憲法の精神からみて、好ましくないのではないかとの考え方によって、昭和四十年に、自衛官は文民に当たらないという見解を示したものである。

法制局長官にお伺いをさせていただきたいと思っております。今総理の方からも、自衛官の文民条項ですね、いわゆる、憲法六十六條に関する言及がありまして、この文民条項に関する政府による憲法の解釈及び運用の変更というものはいかなる理由、背景で行われたものか、御説明をください。

○大野元裕君 長官、私、理由、背景をお伺いをした上で、多分後段の部分だろうと察しますけれども、それでよろしいですか。

○政府特別補佐人(小松一郎君) お答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、平成十六年六月十八日の民主党の島聡衆議院議員提出の質問主意書に対する政府答弁書、これは御案内のとおり閣議決定されるものでございますが、この答弁書で以下のとおりお答えしております。

○大野元裕君 先ほど総理がおっしゃったとおり、文民条項、それ以外にも、安全保障に関連しては様々な形で憲法の解釈に関し政府の答弁が変わっているものが、これは総理も何度もおっしゃっているところだと思っております。例えば、戦力の保持であるとか、あるいはPKOに関する法制局長官、高辻法制局長官の議論ですとか、さらには日本有事の際の公海における米艦防衛、これは中曽根政権時代だったと思っております。こういった変化があります。これらは憲法の、しかしながら、解釈及び運用の変更には当たらないというのが政府の統一した説明、見解でございました。

御指摘の「憲法の解釈・運用の変更」に当たり得るものを挙げれば、憲法第六十六條第二項に規定する「文民」と自衛官との関係に関する見解がある。すなわち、同項は、「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならぬ。」と定めているが、ここにいう「文民」については、その言葉の意味からすれば「武人」に対する語であって、「国の武力組織に職業上の地位を有しない者」を指すものと解されるところ、自衛隊が警察予備隊の後身である保安隊を改めて設けられたものであり、それまで、警察予備隊及び保安隊は警察機能を担う組織であって国の武力組織には当たらず、その隊員は文民に当たると解してきてい

ます。まず、冒頭に確認しておく必要があると思ひますのは、総理も繰り返し答弁されているとおり、憲法第九條に関する安倍内閣の憲法解釈は、現時点では従来からの政府見解のとおりであるということでございます。その上で、総理は、安保法制

懇の報告書の提出を待つて改めて内閣として再検討するということをおっしゃっているわけでございます。

その上で御質問にお答えをいたしますと、平成十六年六月十八日の鳥聴衆議院議員に対する政府答弁書、同じ答弁書でございますけれども、憲法の解釈、運用の変更に当たり得るものとして明示しているのは、憲法第六十六條第二項に規定する文民と自衛官との関係に関する見解のみでございます。

御指摘の戦力、PKO、日本有事の際の国会における米艦防護に関する政府の一連の答弁で示された見解は、憲法第九條に関する従来からの政府見解の体系全体の中に整合性を持って位置付けられていたものと認識しておりまして、憲法の解釈、運用の変更に当たるようなものがあつたとは認識してございません。

○大塚耕平君 関連。

○委員長(山崎力君) 関連質疑を許します。大塚耕平君。

○大塚耕平君 長官、今の大野委員の質問は、文民規定は憲法の解釈変更ではないかということをお願いいたしますが、もう一回答えてください。

○政府特別補佐人(小松一郎君) これは何度も申し上げてございますが、今まで政府が憲法の解釈、運用を変更した例というのは、六十六條二項の文民条項だけに限るものだけであるというのが政府の認識でございます。

○大野元裕君 改めて確認させていただきます。政府が唯一の憲法の解釈、運用の変更とされた、今御確認された六十六條二項の文民条項については、憲法の条文の解釈変更というよりも、時代に伴う自衛隊制度の変化により、変わらぬ憲法の精神に鑑み当てはめが変つたと、こういう認識で、法制局長官、よろしいんでしょうか。

○政府特別補佐人(小松一郎君) これは、政府の見解は、先ほど御答弁申し上げたとおり、閣議決定をされた政府答弁書の中で、この文民条項に関する政府の昭和四十年の答弁、これは憲法の

解釈、運用に関する変更であるということをお内閣として閣議決定をしてお答えを申し上げているわけでございます。

そこで、お尋ねの、これは条文の解釈変更ではなくて当てはめの問題なのではないかという御質問でございますが、この条文の解釈変更にあたるのか当てはめの変更にあたるのかにつきましては、突き詰めると用語法の問題に尽きるものと考えております。

いずれにせよ、申し上げましたとおり、繰り返しますが、御指摘の文民と自衛官の関係に関する見解は、憲法の解釈、運用の変更にあたるものというふうには内閣としては認識しております。

○大野元裕君 分かりません。用語の問題というのがちよつとよく分からないんですが。

というのは、小松法制局長官、昨年の十一月の六日に、憲法の規範、基本的な考え方というのがあつて、それに客観的な事態を当てはめましてこういう結論が出てくることは当然あり得るわけでございます。客観的な事情が変化すると、その当てはめの問題というのはあるわけでございます。すくなく御答弁をされているわけですが、用語の単なる違いというよりも、憲法そのものの解釈、当てはめが変わることというのは、決して私度御説明いたしませんか。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 昨年十一月六日の衆議院外務委員会御質問を受けて、私は、この文民の解釈につきまして、このとおり答弁しております。

ただいまの文民の解釈につきましても、憲法の解釈を変更したものか、又は、法規範、つまり、シビリアンコントロールの観点から、武力組織の方は関係になることができない、こういう論理に自衛隊の性格の変遷というものを当てはめて、その当てはめの結果であるというふうな考え方もございまして、そのところは議論があるところでございます。

この趣旨でございますが、この私の衆議院外

務委員会における答弁は、文民と自衛官との関係に関する見解の変更については、政府自身が、内閣自身が憲法の解釈、運用に当たるということを閣議決定もして明示しているものではございませんが、学者の方などの中には、これを当てはめの変更である指摘される向きも皆無ではないという事実を踏まえて述べたものでございます。

○大野元裕君 その後に、先ほど私が読みましたところがあるんですが。当てはめの問題はあるというふうにおっしゃっていて、先ほどの御答弁でも、その後、自衛隊制度がある程度定着をしまして、そこで変わったんだと、そういう御説明だつたと思ひますので、いま一度、法制局長官、私が先ほど読んだところ、客観的な事情が変化すると、その当てはめの問題というのはあるわけでございますという答弁について、もう一度御説明ください。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 憲法の条文自体の解釈の変更ということ、この当てはめの変更ということにつきましては、学者の方々の中にも、何がそれに当たるのかと、いろいろな御議論がございまして、非常に関係については微妙なものがございまして。

一説によれば、規範自体を変更したのではなくて、対象となつた事象が変化したことによるいわゆる当てはめの結果が変わるということがあるのだという主張をされている学者の方もいらつしやいます。過去、例えば戦力の解釈につきまして、当初、これはかなり早い時代には政府は近代戦遂行能力という言葉でもって説明していたものを、その後、自衛のための必要最小限度を超えるものはこの憲法第九條二項で禁止されている戦力なのだ、こういう説明になつておりますけれども、こゝは、内容を変更したのではないけれども、基本的な考え方には変更はあるわけではないが、説明ぶりを変更したものという考え方でございます。

このように、憲法解釈の変更、当てはめの変更、それから説明ぶりの変更というのにつきま

しては、なかなか相互の関係は微妙で、どこからどこまでどこに当たるのかということとは微妙なことがあるというのを申し上げているわけでございます。その上で、繰り返しのようになりますけれども、憲法六十六條二項の文民の解釈につきましても、政府自身が閣議決定をもつてこれは憲法解釈、運用の変更をしたものであるということを認定しているということを申し上げておきます。

○大塚耕平君 関連で。

○委員長(山崎力君) 大塚耕平君。

○大塚耕平君 長官は、解釈、運用の変更と、説明ぶりの変更と、当てはめの変更ということをつつおっしゃいましたが、この三つの定義を申し述べてください。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 申し訳ございませんけれども、それぞれ三つにつきましては、立派な学者の方々がそういう意見を闘わしていらつしやるといふことを申し上げておられるわけでございます。それを政府として定義をする立場にないわけでございます。(発言する者あり)

○委員長(山崎力君) じゃ、ちよつと速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(山崎力君) それでは速記を起こしてくだい。

○大塚耕平君 運用、解釈の変更、説明ぶりの変更、当てはめの変更と、この三種類を使い分けて今御答弁されたので、今後この三つをどういふうに使い分けるのか、定義があれば定義を教えてください。なければないという御回答で結構です。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 憲法の条文の解釈、運用の変更という言葉は、その質問主意書に対する閣議決定を経た政府答弁書の中でも使っている言葉でございますので、それを定義しろということであれば、これは定義することができると思ひます。

それは、憲法はもちろん日本語で条文いろいろ

書いてあるわけでございますけれども、そこで定められている規範は何かと、憲法規範は何か。まさに、立憲主義に基づいて国家権力を縛るというのが本質ではないかという御主張があるわけでございまして、そのとおりだと思います。それはどういう規範が縛っているのかということでございまして、その規範をこういう規範なんだということを内閣が認識をする、その認識を示すということが解釈するということでございます。それを、解釈、運用を変更するということは、その規範に関する認識を変更することでございます。

学者の先生の中には、そう一概に言えるものではなくて、規範は不変であるけれども、そこに客観的な事象の変化があつてこれを当てはめたというものが変更するということもあるんじゃないかと、こういう御議論をされる方もいらっしゃるわけでございまして、それからまた、単に説明を変えていくというだけのものもあるんじゃないかと、そういう御議論をされる方もございます。それについて、政府がそう言っているわけでございませんで、私がそれを定義をすることはできないということをお願いしているわけでございます。

この三つについては用語法の問題に行き着くのではないかと冒頭にお答えしたところでございまして、けれども、それは用語法の問題である以上、定義はできないわけでございます。

○大野元裕君 神学論争というお声もいただきましたが、少し中身を、お話を聞きたいと思っております。

外務省になるのでしょうか。我が国の集団的自衛権の解釈についてはいろんな説があつて、大体一九七二年から八一年ぐらひにかけて政府の解釈というものは定まってきたのではないかと言われていますが、この一九八一年以降、国際法上の集団的自衛権の概念は変化したのでしょうか。

○政府参考人(石井正文君) お答え申し上げます。

集団的自衛権とは、国際法上一般的に、自国と

密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利と解されておりまして、このような概念に変化はないものと考えております。

○大野元裕君 そうすると、今までの議論を受けて総理にお伺いしたいんですけども、国際法上の集団的自衛権の概念は変わっていないんだそうです。そうだとすると、六十六条の文項はいろいろな説があるという話もありました。しかしながら、規範そのものに對する認識を変えるという意味でのいわゆる解釈の変更にあたるようなケース、若しくは、そうではなくて、規範は不変だけれどもその対象とする事象は変わったというケースの二例、学説があるというお話を法制局長官からいただきましたが、今回もしも、集団的自衛権の解釈の変更、総理が踏み込んでおっしゃった言葉ですけれども、あるいはその適切な解釈について行くとすれば、これは当てはめが変わる方にはどう考えても当てはまらない。つまり、憲法そのものの解釈、規範を変えると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 御質問でございますが、集団的自衛権とは何かという御質問に対して、私は昨日も答弁いたしましたし、これは国際法上の概念であるということをお願いしているわけでございます。その国際法上の概念である集団的自衛権はどのようなものであるかというのは、これは外務省の所管でございます。今、石井国際法局長が答弁したとおりでございます。

今議論をしておりますのは、従来、憲法の問題として例外的に武力を行使する場合があるのかという問題を議論してきておりまして、従来はるる説明を申し上げているような論理に基づいて、いわゆる自衛権に関する三要件、これを満たした場合を除いては武力の行使はできないと、これが憲法の規範だということを申し上げておるわけでございます。

それで、今、そここのところの解釈というのを

更する余地があるのか、それで全く変更する余地がないのかということ議論をしているというわけでございまして、そこは変更して、これは結論としておりませんけれども、武力行使もできる場合があるとする、その部分というのは、国際法上は、憲法九条に基づいてできることでは何でございませぬ。これは、憲法には第九十八条二項とございまして、我が国が締結した条約及び確立された国際法規はこれを遵守すると、これも憲法上の規範でございますから、憲法上許容されるものであつても、それが国際法に照らしても合法でなければならぬわけでございまして、その部分につきましては、それは集団的自衛権なにかもしれませんが、またその他の法理なにかもしれませぬ。

ですから、集団的な自衛権の行使、解釈を変更するのか、それは当てはめなのかという御質問は、ちよつと私は残念ながら理解できないわけでございまして。

○大野元裕君 それは御質問を聞いていただいていないから理解していないだけの話です。

集団的自衛権についての概念が変わっていないとすると、当てはめの方ではなくて、二説ある場合ですね、憲法の規範そのものの認識を変更するという方に、学説二つあるとすれば当たると思いますが、憲法規範そのものの認識を変えるということ総理はおっしゃっているのでしょうか。そういうことを総理にお伺いしているんです。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今、学説に準拠して答弁することはできないわけでありまして、我々はそのも、今法制局長官が答弁をさせていただいたように、自衛権はあつて、そしてその自衛権の発動については三要件があるということでございますが、その中において、特に必要最小限というものの、今までの答弁の中におきましては、この最小限という観念を超えるものであると、集団的自衛権の行使についてはですね。

そここのところについて、しかし、今国際情勢が

大きく変わる中において、一国のみにおいて自国の安全を守ることができない、その前、例えば三要件の中において我が国に対する急迫不正の侵害ということがあるわけでございまして、事実上そういう状況もあるのではないかと。我が国事態に至らなくても、事実上我が国の言わば生存権そのものに大きな影響があるのではないかと。そういうことを議論をしているわけでございまして、そうした観点の中において、今まで、基本的な考え方の枠内の中における集団的自衛権の行使というものがあるのではないかと。これを議論しているところでございます。

○大野元裕君 次の議論に入る前に一つ総理に確認しておきたいんですが、これまでの累次の答弁の中で、法制懇の報告を受けまして、そしてその後、国会、法案等で審議をしていただくというこの段取りは変わらないでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 基本的に、今、安保法制懇で様々な観点から議論を行っている、集団的自衛権の行使だけではありませんが議論を行っているわけでございまして、この結論が出るわけでありまして、当然この結論については皆様にオープンにさせていただくところでございまして。

今までも、中での議論については、代表的な議論については御紹介をさせていただき御議論をいただいているところでございますが、これを結論を得た上において法制局を中心に協議を進めます。そして、その中におきまして、当然、与党、自民党、公明党とも協議を進める中において、もし解釈が必要ということ、解釈の変更が必要ということになれば、我々は閣議決定を、与党と協議した上において閣議決定を行い、そして政府としての見解がそこで確定するわけでございます。

当然、その上においては、国会からその説明を求められれば、当然我々には、その過程においても状況について御説明をしていくことは当然でございます。その上において、自衛隊がすぐに活動

の範囲を変えられるかといえそうではないわけでありまして、その上において自衛隊法等関連、この変更に関わる自衛隊の行動に関する法律等々についてはその改正が必要であろうと、こういうことになるだろうと、このように思います。

○大野元裕君 少しずつ総理のおっしゃる憲法の解釈の変更、若しくは適切で新たな解釈というのが明らかになった気がいたします。

というのは、憲法の規範そのものの中で、先ほど法制局長官がおっしゃった三つの要件の中で必要最小限の部分、生存権について変更する必要があるかどうか、この部分に焦点を絞っていくということであろうと私は今の御議論の中で理解をいたしました。

私自身、実は個人的には、当然の話だと思いますけれども、生存権を含む基本的法益、これをないがしろにしてまで今のがちの解釈を維持するべきではないと個人的にもとても強く思っています。

しかしながら、私は、三つの理由から総理のおっしゃる今のプロセスについては反対でございます。閣議決定を行う前に十分に国会で審議を行うべきだと思っています。

三つの理由の一つ目は、今議論したとおり、憲法そのものの基本、こういうたものを変えていく、もしかすると六十六条と若干性質が違うような解釈の変更になる可能性がある。そうだとすると、憲政史上初めてのこともあり、我々は国会でこれを議論するべきではないかというのが一つの理由です。

そして二つ目は、これは国民的な関心事であるということであり、我々国民に選ばれた国会がしっかりと総理の考えというものを承って、そして議論をすることを、国会で議論した上で閣議決定に臨んでいただくということが適切だと思っています。

そして第三に、国際的な関心あるいは懸念、こういうたものをお呼びするので、真に我が国の安全保障にとり集団的自衛権の行使が必要であ

れば、その行使の在り方について真剣に前向きに議論をするためにも、これ当然、法制懇の議論が出て、個別のケース、これ総理は何度もおっしゃっています、個別のケース大事ですよ。だとすれば、個別のケースが出た後に閣議決定、特に、もしも与党との議論が長引いて、閉会中に閣議決定で、次の国会が開かれたときには個別の法律が出てくる、こんな状況では私はあつてはならないと思いますが、改めて、総理、国会における審議を閣議決定の前に尽くすという、あるいは国民の前にしっかりと示すということについてはいかがお考えでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 国会の日程との関係においては今ここで確かなことを申し上げることはできませんが、まだ安保法制懇の中で協議が続いているわけでもございまして、結論を得るのがいつかということ、同時にまた、与党との協議がその後あるわけでもございまして、いずれにいたしましても、国会開会中に結論が出た場合、結論というのは安保法制懇の結論が出た場合は、それは世の中に出ていくわけでありますから、当然のことについて、国会が開会中、あるいはもし、いつ出るかということでありますが、いずれにいたしましても、国会、例えば国会開会中であれば、当然、こうした機会にこの結論についての御説明ということは当然できるわけでもござい

ます。また、万が一国会が開催されていない場合でも閉会中の審査ということも可能であろうと、このように思うわけでありますが、閣議決定に至るまでは、これ政府としての判断、解釈が確定していないわけでありますから、私たちの、政府としての解釈を確定的にその段階では述べる、安保法制懇の結論については述べる事ができるわけでありますが、閣議決定をしないと政府としての統一的な判断がこうなったということについてはその段階では申し上げることはできませんが、しかし、言わば安保法制懇で議論したことについて国民の皆様の前で、国会で議論するということは当

然行われると、このように思っております。

○大塚耕平君 関連。

○委員長(山崎力君) 大塚耕平君。

○大塚耕平君 国権の最高機関は国会であること、これを定めた憲法四十一條の精神からいえば、これだけ国の根幹に関わる問題ですから、政府が最終決定をされる前に国権の最高機関たる国会の意見を聴くことは当然だと思いますが、法制局長官と総理の両方に御意見を伺います。

○委員長(山崎力君) まず、それでは小松法制局長官。

○政府特別補佐人(小松一郎君) これは昨日も申し上げたところでございますが、まず憲法解釈につきましては、内閣が憲法解釈を行うことというのは憲法上どう位置付けられるかという法制上の問題でございます。

それは、繰り返しになりますが、憲法第八十一條において、憲法の最終的な解釈は最高裁判所において示されるものでございます。これはもう明らかところでございます。しかし、この権限は司法権の作用でございますことから、ドイツとかフランスにございませうな憲法裁判所、これがあれば抽象的な形で憲法裁判所に解釈を問うということが可能なわけでもございますが、現行日本国憲法下においては、これは憲法の改正以外、せずにはすね、この憲法裁判所を設けることはできないという見解でございまして、現行日本国憲法下においては、最高裁判所の判断が示されるためには具体的な訴訟事案が提起されることが必要でございまして、また、仮に裁判所の判断が示された場合でも、その判断は当該個別の訴訟のみについて効力を有すると。これは最高裁判所の判例もござい

ます。その上で、憲法第九十九條は公務員の憲法尊重擁護義務を定めております。行政府が日々その行政府の権限の行使を行って行政を行っております。その行政を行う前提として、憲法を適切に解釈をして日々の行政が憲法に違背しないように進めなければならない。これは当然のことでもござい

まして、したがいまして、このような観点から、憲法の解釈については、第一義的には、憲法六十五條において「行政権は、内閣に属する。」と規定されているとおり、内閣がその責任において行うべきであるというのは当然であると思うわけでもござい

ます。他方、これも総理も何遍も答弁されておりますけれども、内閣が憲法解釈の仮に変更を行ったといいたしましても、それが自衛隊の行動を伴うようなものであるとすれば、それをそのまま行政に反映させることができないのかというと、それはできないと。それは、そのためには必要な立法措置を国会にお願いしなければならぬであろうということ、これを総理は繰り返しおっしゃっているわけでもござい

ます。そこで、まず、そもそも総理がお答えになつており、解釈を変更するとすると、その解釈を変更したのはいくうふうに変更したんだということが、まさに、単にふたふたとした口頭におけるものではなくて、きちっと議論のベースになるようなものにならなければ、それに基づいてこの国会の御議論をいただくということも生産的ではないということだろうと思

います。そこで、内閣による解釈の変更と必要な立法措置との間にどういう手順で物事をつないでいくのかという方法、これは幾つか法制的にはあり得るであろうと、したがって、どの方法でなければならぬという事はないということ、これを私は昨日も申し上げました。

以上を申し上げた上で、まさに今御指摘がございしますように、憲法九條の解釈に関わるような重要な問題について内閣が決定を、立場を改めるといふことであれば、憲法上、国民の代表であり国の唯一の立法機関である国会に対し具体的な法案をお示しをして、その背景になる憲法解釈、こうでございしますよという前に、まずコンセンサスをお示しをして御議論をいただくことはむしろ当然のことではないかと。

総理はそういうことを申し上げていると私は理

解しております、このお考えは、なるべく丁寧なやり方で物事を進めていきたいというお考えに基づくものというふうに理解してございます。

○委員長(山崎力君) 今の答弁で、総理、よろしいですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 基本的に今法制局長官が答弁したとおりでございますが、言わば私の言わんとしているところは、当然、今、大塚委員からも御指摘がございましたように、国会に対して、私たちがどういう方向に向かおうとしているかということについてはきつちりと説明する必要があるあるんだらうと、また説明をしなければならぬ義務があると、このように思っておりますが、そこで、安保法制懇の結果が出て、こういう結果が出ましたということについての御説明はできませんが、閣議決定をするまでは、まだ決まっていないうちにおいては、我々は、どのように解釈をするかということについては、まだ今検討中ですということしか言えないわけであります。ただ、皆様から御意見は承ることはできます。

しかし、政府として、総理として答えると言われても、それは検討中ということでございますから答えられないということになるわけでありますが、しかし、閣議決定をすれば、その閣議決定については当然御説明をし、かつ自衛隊が活動するということになればそのための法律を作っていく、より具体的になっていく、様々な縛りについて、あるいは活動範囲についてもより具体的に、なっていくわけでございます。そこは要は権利として行使、権利があり、そしてさらに行使できるということになっても、実際行使する上においては、しかし、行使するというのはどれぐらいの範囲で行使できるということになっていき、さらにはその実際に行使する上においてはその法律を改正して、その中でさらに縛り、国会との関係も決まっていくわけでございますが、より具体的な議論ができるのではないかと、このように思っております。

○委員長(山崎力君) 残余の質疑は午後に残ることといたします。

午後一時に再開することとし、休憩といたします。

午後零時二分休憩

午後一時開会

○委員長(山崎力君) ただいまから予算委員会を再開いたします。

平成二十六年年度総予算三案を一括して議題とし、休憩前に引き続き質疑を行います。大野元裕君。

○大野元裕君 午前中に引き続き、集団的自衛権のお話を続けさせていただきたいと思っております。

まず、外務省にお伺いしますが、第二次世界大戦後、あらゆる戦争は違法とされていますが、国際法の観点からその例外の一つとして集団的自衛権を国家に授權している法的な根拠は何ですか、教えてください。

○政府参考人(石井正文君) お答え申し上げます。

集団的自衛権は、委員御承知のとおり、国連憲章第五十一条におきまして、「国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際的平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」と規定されているものでございまして、国連憲章の起草に際して確立した概念であると考えております。

○大野元裕君 それでは外務大臣、我が国の憲法九十八条では国際法の遵守をうたっています。しかし、もし、国際法の観点からですが、国連憲章や国連の慣習法、国際慣習法が求める義務について我が国はどんな拘束を受けて、もしもそれを破つて例えば自衛権と称して武力攻撃を行ったような場合には、他国からどのような評価を受けることになるかと思いませんか。

○国務大臣(岸田文雄君) 委員御指摘のように、

憲法第九十八条二項は、日本国が締結した条約及び確立した国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする、こうした規定を設けています。国際社会における法の支配の確立、これは我が国の外交政策の柱の一つであります。国際憲章を含む条約及び国際慣習法が求める義務、これを遵守することは当然のこととあります。

そして、御質問の、こうした、国際法上正当な根拠がない場合、日本がこうした規定を破った場合どうなのかという御質問ですが、国際法上の正当な根拠がない場合、国際関係における武力の行使を行うこと、これは国際法違反であります。国際社会から違法な武力行使という評価を受けるということになるかと考えられますが、ただし、今申し上げましたように、国際社会における法の支配の確立を外交政策の柱の一つと位置付けている我が国は、国際憲章を含む条約及び国際慣習法を遵守すること、これはまず当然のこととあります。

そして、今御指摘の憲法九十八条二項において、我が国が締結した条約、確立された国際法規を誠実に遵守するとされておりますので、我が国が国際法上違法な武力行使を行うことはないと考えます。

○大野元裕君 ありがとうございます。

このような国際法が授權している集団的自衛権ですが、総理、お配りしております資料にございますが、総理の国会答弁の幾つかを示させていただきます。ただいっております。その中で、「例えば、我が国の近くで武力攻撃が発生して、米国がそれに対応して集団的自衛権を行使している中において、攻撃をしかけた国に武器弾薬を供給しようとしている船舶を、米国からその船舶をとめてくれと言われても我が国は対応できない、それでいいのかどうかということですね。」とおっしゃっておられますが、これは国際法上の集団的自衛権を行使する、適用する、そういった議論の対象ということでおっしゃったのでしょうか、確認させていただきます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今御指摘の例示

は、安保法制懇の中での議論を紹介させていただいた事例でございます。このような事例への対応は、国際法上は集団的自衛権の行使に当たする場合、そして国連の集団安全保障措置の一環としての対応に当たする場合、これは国連決議があった場合であります。その時々状況によって議論が行われているところでございます。

○大野元裕君 若干、私には違和感がございします。我が国の近くで武力攻撃が発生する、それに集団的自衛権を行使している米国に対して非交戦国行為とみなされるような、例えば支援を行うということなどをどう検討をするんでしょうか、教えてください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今申し上げましたように、これは集団的自衛権の行使に当たする場合です。つまり、言わば、当たった場合と、今申し上げましたように、国連決議があった場合は集団安全保障措置の一環としての対応ということになるわけでありますが、前者の場合においては、その当該の言わば米国に対して攻撃をした国に対して武器弾薬等が運ばれているという状況の中において、その船舶に対しての措置を行うことが集団的自衛権の行使に当たるといえるのかどうかということについて今検討しているところでございます。

○大野元裕君 過去においては安保理決議の六六五や六七八のようなああいったケース、安全保障理事会の決議があるという場合はあると思いが、その一方で総理は、近隣の国、我が国の近くで武力攻撃が発生し、米国がそれに対応して集団的自衛権を行使している中で、我が国は何をするかとおっしゃっておられます。

ニカラグアのICJ判決では、慣習国際法上、武力攻撃の犠牲者とみなす国の要請がない場合に集団的自衛権の行使を許す規則はないというふうな判決で言っております。集団的自衛権を行使している最中の米国に対して我が国がそういった行為をなすということは、国際法上規定がないのではないのでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 外務省からも答弁

させますが、今様々な御議論がこの安保法制懇の中において行われているわけでございまして、この議論は私が行っているわけではございません、安保法制懇の中において議論が行われているわけでございまして、国際法上の様々な事例等々も引用しながら精緻な議論が行われているというふう

に承知をしております。

○委員長(山崎力君) 答弁を求めますね。

○大野元裕君 はい。

○委員長(山崎力君) それでは、石井国際法局長。

○政府参考人(石井正文君) ちょっと事実関係についてだけ申し上げさせていただきます。

懇談会におきましてはまさに今議論が行われているところでございまして、政府としての考えは、そのことの、今総理がおっしゃったとおりでございまして、元へ戻りまして、御指摘の一般国際法上の集団的自衛権の行使の要件は何かということについて申し上げますと、ある国家が集団的自衛権を行使するための要件は、武力攻撃を受けた国からの要請又は同意があること、他に手段がないこと、必要最小限度の実力の行使であることというふうに一般的に考えておるといふことでござい

ます。

○大野元裕君 外務省のおっしゃるとおりだと思います。総理のおっしゃる安保法制懇における議論というのはそれはそれで分かりますけれども、ここにまさに書いてあるとおり、集団的自衛権を行使しているアメリカに対して、これ日米同盟はあるわけですから、それに対して非交戦国と見られるような行為を行うことは、もう一度お伺いをいたしますけれども、国際法上は許されていないのではないのでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今、私が今御紹介した事態に対して国際法との関係についてつまびらかに判断をする立場にはございませんが、安保法制懇の中において、そういう事態の中において、同盟国である米国に対する攻撃が発生して、そしてその事態が、例えばその事態が我が国に及

んでくるということも容易に考えられるという状況もあるわけでありまして、その状況の中においてどう判断するかということでもあります。

そして、それは例えば、昨日も紹介させていただいたわけですが、当該国のその紛争地域となったところにおける邦人の救出等について米軍に依頼しなければならぬという状況がある中においてのそういう状況も考えられるわけでございまして、そうした様々な可能性の中から議論が行われているというところでございます。

○大野元裕君 違うんじゃないですか。おっしゃっていることが、今米国に対する攻撃がある場合にと、それはそのとおりだと私も思いますけれども、総理がおっしゃったのは、我が国の近くで武力攻撃が発生して米国がそれに対応して集団的自衛権を行使している中において、ということ

は、米国に対する攻撃はここで述べられておりません。

そして、先ほど精緻な議論というふうにおっしゃいました。精緻な議論とおっしゃって、既にこれ答弁として総理がなされたことでござい

ますので、私はこれは不適當な例だと思えますけれども、もう一度、これは撤回されるおつもりはあり

ませんか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは私が出して

いる例ではなくて、安保法制懇の中での議論を御紹介をさせていただいているわけでありまして、今私が例として申し上げているのは、まさに我が

国の近くで武力攻撃が発生したと、言わば武力攻撃が発生している中において米国がそれに対応しているということでありまして、直ちに、そこで瞬時に起こるということではないわけでありまして、

というの、その国に武器弾薬が運ばれるという時間的な経緯も当然あるわけでござい

ます。つまり、その中において、その中においてその事態が我が国の事態にこれは発展する可能性も、当然我が国近傍でありますから可能性としては十分に考えられるわけでござい

ます。

同時に、その当該国における邦人等の安全につ

いても米国に依頼しなければならぬという状況にあるということも考えられるわけでありまして、そうした中において、果たして、その国、当該国に対して武器弾薬が輸送されると、そしてそれを止めてくれと言われている中においてそれを止めていくのかどうかと、こういう議論もなされているわけであり

ます。

それを、そうした議論を詰めていくことは、起り得るわけでありまして、当然それは言わば議論のための議論をしているわけでは全くないわけ

でございまして、そういう状況になっても正しく対応できると、我が国の国民の命を守っていくことは私たちの使命であるわけでありまして、そ

うした中において法的な観点から専門家の皆さんに議論をしていただいているところでござい

ます。

○大塚耕平君 関連。

○委員長(山崎力君) 大塚耕平君。

○大塚耕平君 外務省にお願いします。総理によ

く御理解いただけるように、八六年のニカラグアの国際司法裁判所の集団的自衛権行使の要件を

ちゃんと説明してください。

○政府参考人(石井正文君) お答え申し上げます。

今、ニカラグア事件の判決そのものを私持っておりませんが、一般的に申し上げますと、先ほど

私申し上げたとおりでございまして、ある国家が集団的自衛権を行使するための要件は、武力攻撃を受けた国からの要請又は同意があること、他に

適当な手段がないこと、必要最小限度の実力の行使であることということで、このラインに沿って

判決も積み立てられていたと承知しております。

○大塚耕平君 今、大野さんが繰り返し質問しておられるのは、総理や法制懇が御検討、御発言にな

っている内容はその要件の現に武力攻撃を受けているというものに該当しないんじゃないかとい

うことを聞いておられるんですが、正しいです

ね、この考えは。

○政府参考人(石井正文君) この問題について私

が具体的にお答えするのが適當かどうか必ずしも

あれでござい

ますが、今、私の理解するところは、総理がおっしゃって

おりますのは、まさに懇談会の中で今議論が行われている事態について

こういう議論が行われていますよということ

で紹介をなさっているということだと思

います。

その上で、政府としてどう対応するかというこ

とは懇談会の報告を受けて別途考えるということ

も総理おっしゃっているところでございまして、

その際、当然政府としての対応と申しますのは、

岸田外務大臣が申し上げましたとおり、国際法に

沿った形で行われると、これは憲法の要請でもあ

るといふことだと思

います。

○大塚耕平君 議員の皆さんは今の三要件聞いて

いただいたので分かったと思いますので、今の外

務省の発言に関連して法制局長官に聞きます。

今、外務省は自分たちが解釈する立場にないと

言いましたが、昨日、法制局長官は国際法の解釈

は外務省の所管であり内閣法制局の所掌ではないと発言されましたが、その法的根拠は何でしょう

か。法的根拠ですよ。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 突然のお尋ねで

ございますので、条文は持つておりませんけれども、外務省設置法の所掌事務の規定がござい

まして、私の記憶では、その所掌事務の中に国際法の解釈、適用、実施というものが外務省の所掌事務

として明記されているというふうに記憶してござ

います。

○大塚耕平君 その矛盾を解決してください、

今、外務省は自分の仕事じゃないって言ったんだ

から。

○委員長(山崎力君) 質問がないんですが、

ちょっと質問……(発言する者あり)それで、も

う一度再答弁という形でよろしいですか。

○大塚耕平君 はい。

○委員長(山崎力君) 石井国際法局長。

○政府参考人(石井正文君) 申し訳ございませ

ん。私が先ほど私が申し上げていいのかというふ

うに申し上げましたのは、総理がおっしゃいまし

た懇談会における議論、それをクオートされたことについて私がどうこう申し上げるというのは差し控えた方がいいかという意味でございまして、国際法の解釈については、今法制局長官からもございまして、私が当然責任を持って、大臣の下で責任を持ってやらなきゃいけない仕事だと思っております。

○大塚耕平君 ということは、先ほどの三要件に適応しない状況の中で集団的自衛権の行使を日本が後々行うということについては、外務省はどういうお立場でしょうか。

○政府参考人(石井正文君) これまた岸田外務大臣の答弁の繰り返しになって恐縮でございますが、政府といたしましては、憲法におきましても、政策といたしましては、国際法を、確立した慣習法を遵守するというところでございまして、その範囲で当然やるということだと考えております。

○大野元裕君 国際法があくまでも授權しているこの集団的自衛権に関して、大臣がおっしゃったとおり、国際法を遵守するのは我が国の義務だと私は思っております。

そういつた中で、総理が御紹介をされた、総理の多分勘違いではなくて紹介されたということですから、集団的自衛権の行使は武力攻撃を現に受けているという当該国からの要請がなければならぬということでございますので、このケースには私は当たらないというふうに思います。そこについては改めて御認識を新たにさせていただきたいと思っております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 当然、安保法制懇で議論をしていることは、国際法上、集団的自衛権の行使に当たらないものについて、それを当たるということに変えていくものではないわけでありまして、国際法の中において、つまり逆でありまして、つまり、国際法上と集団的自衛権については、国際法上は権利があるけれども我が国の憲法上は行使できないという、この考え方であります。

そして、その中において、言わば国際法上の中における多くの国々が行える権利について、我が国の、我が国においてもそれを行使できる範囲があるかもしれないということについての議論を行っている、個々の事例について議論を行っているわけでありまして、今申し上げました事例については、我が国近傍で、我が国近傍ということでありまして、言わば米艦、米国が、そこにおいて米艦が攻撃を受けなければ、例えば、密接な関係にある、密接な関係がある、それは言わば米艦が攻撃を受けているわけでありまして、米艦に対しての攻撃が発生をしなければならぬわけでありまして、

つまり、言わば近傍における武力攻撃事態があり、米艦が更に攻撃を受けているという状況の中において、米艦が攻撃を受けている、米艦が攻撃を受けたという状況の中において、米艦側から依頼があり、その艦船を止めてくれということでありまして、その当該国から依頼があると、こういうふうには私は理解しているところでございます。

○大野元裕君 米艦の攻撃がなければならぬということとはここには書いてないんですよ。ということとは、それは……(発言する者あり)書いてないですよ。総理の答弁ですよ、これ。総理の御答弁ですよ。しっかりと、総理というしつかりとした、それだけの責任を負っている方が、精緻な議論とおっしゃったのは御自身ですからね、そこについては、だったらこのときにはこういうことですよというのをやはり付け加えるべきだろうし、あるいは訂正するべきではないでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) それは、こういう中で答弁を行っているわけでありまして、答弁の時間もいつも長過ぎるというふうに言われておりますので、その中で答弁をしているわけでありまして、当然、私は同盟国との関係において述べているわけでありまして、もちろん、集団的自衛権の解釈は必ずしも同盟国に限られているということではございませんが、その中において、近傍

の国において、に対する武力攻撃があつて、そしてその中で集団的自衛権の行使する米艦が攻撃、米艦が攻撃されてということをおし申し上げているわけでありまして。

だから、米艦に対する攻撃は発生しているわけでありまして、その上において、要請がなければ、要請があつてその艦を止めてくれと言われているわけでありまして、そういう議論であります。

○大野元裕君 国際法の要件について舌つ足らずで済ますのは、私は済まないと思っております。是非そのところは正確に、総理が精緻な議論とおっしゃっているわけですから、精緻な議論をお願いをさせていただきたいと思っております。

その上で、まあこれも新聞報道で出ている話ですが、北岡法制懇の座長代理が、集団的自衛権行使については五要件を付けなければいんじゃないかという話が出ています。しかしながら、これを見てみると、実は先ほど総理がおっしゃいました、国際法は授權しています、その中で我が国の制約がある、そんな中で議論をしている、これは分かります。しかし、だったらこの国際法の原理というのは当然守らなければいけないもので、遵守しなければいけないものであるというのは、外務大臣がおっしゃったとおりです。

この五要件の中で、私の理解では、二つ、つまり、放置すれば日本の安全に大きな影響が及ぶ場合及び国会の承認、これを除くと明示的に集団的自衛権が慣習法として要請をしている三つの要件にすぎず、これをわざわざ国内で定める必要もないのではないかと思っておりますけれども、いかがでございますでしょうか。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 誠に恐縮でございます。私がお答えするのが適当な問題か分かりませんが、この安保法制懇で北岡座長が言えることを、本当におっしゃっているのかと、五要件ということをおっしゃっているのかどうかということについて、私は直接聞いたわけでもございませぬし、多分、政府の中で直接聞いている

方がおられるのかどうか私も分かりませんので、政府としては答える立場にはないのではないかと考えます。

○大塚耕平君 関連。

○委員長(山崎力君) 大塚耕平君。

○大塚耕平君 総理、今日は大変議論前進していると思えます。攻撃をアメリカ等の同盟国が受けている事実、それから要請を受けることが必要だ、そこまでおっしゃられました。

したがって、総理が時々例に出されるイージス艦等のミサイル迎撃とか、その要請を受ける時間的余裕がないときはどうされるんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) つまり、そこをまさに検討しているわけでありまして。

先ほどの例もそうなんです、基本的には国際法の中において我々は行動しなければならぬというのとは当然のことです。

しかし、先ほど申し上げました例は、基本的にそれは、私は別の委員会においては、米艦から要請があつても艦を止めることができないというのかということをおし上げて、時間の関係もあるのが、毎回全部を申し上げて、時間関係もあるのは、大塚委員が言われた点も含めて安保法制懇において議論がなされているわけでありまして、言わば、私が出す例としては、公海上において、ある某国がミサイルを発射するという可能性がある中において警戒に当たっている米艦のイージス艦に対する攻撃があつて、そしてその攻撃を我が国のイージス艦が阻止できる立場にあるときに、それを阻止しなくていいのかどうか、こういうことについては議論を進めているわけでありまして、言わば、そこで阻止しないことによって米艦のイージス艦を失い、そして、それはひいては我が国に対するミサイル防衛の能力を失っていくことにもつながっていくわけでありまして、これは明確にそうだとおっしゃるわけでありまして、

そして、それを阻止しないということでもいいのかどうかということにもなるわけでありまして、

そして、阻止ができるのに阻止をしなかったということは、これは同盟においては決定的に同盟関係を毀損していくということにもなるという中においての解釈、判断を、今、解釈について議論をしているところでございます。

○大塚耕平君 大変今はかみ合った部分だと思えます。

したがって、要請を受ける時間的余裕がないときに要請があったものとみなす擬制規定を後々法律に入れるのか、あるいは自衛隊法七十六条に定める間接侵略その他の緊急事態等の解釈を広げるのか、あるいは武力攻撃事態法二条に定める武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることを認められるに至った事態に該当するというこの解釈を広げるのか、こういう展開が考えられますが、外務省の考え方を伺います。

あと、法制局長官、もしコメントする立場であればコメントしてください。

○政府参考人(石井正文君) お答え申し上げます。

いろいろ詳細具体的な御質問でございますが、まず、私の理解しますところ、懇談会の報告というのはまだ完成をしておらないということでございます。その上で、これは政府が作っておるものではございませんで、懇談会の方が作っておりますものですから、したがって、累次、私どもの方からは、こちらはそれにコメントするということではないと、でき上がった後に政府としてどう対応するかはこちらで考える、その後考えるというふうに答弁を差し上げているところでございます。

そういう意味におきまして、今おっしゃった法律の手当てについて、ちょっと私が具体的にお答えできる状況には今ないんじゃないかというふうに考えております。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 総理御自身が繰り返し御答弁になっておられますけれども、この安保法制懇の報告書を踏まえて、内閣としてどうするのかと。これは集団的自衛権だけに焦点が、

報道の焦点が当たってございますけれども、それだけではなくて、憲法解釈には関わらないけれども、つまり今までの従前の憲法解釈の中でもできることであったとしても、これは自衛隊の行動に関わるということでは当然国会の御議決になった法律が必要でございます。そういう法律が欠けている部分がないのかと、その欠けていることによって従前の解釈の中でできることも今十分にしか対応できないので、我が国の安全保障に問題を来している部分はないのかという部分もあるわけでございまして、そういうことを含めて総合的に内閣として判断をするということを経理がおっしゃっているわけでございまして、その法制懇の報告書が出ましたら、それを踏まえて内閣で検討する。その中で、私どもはやるべきことをやると申し上げましたけれども、要するに設置法に基づいて純粋に法制上の観点から意見を申し上げるということでございます。

○大野元裕君 集団的自衛権に関する議論について今進めさせていただいてきて、総理の先ほどの舌足らずというんでしょうか、そういった答弁もありました。また、外務省の方から、政府がやっているわけではないので、法制懇でやっているものなので法的手当てについては今のところ、現時点ではお話しできないという話もありました。さらに、これ余り議論は深められませんでした。既に国際法上の要件になっているものがわざわざどこなところ盛込まれている。

だからこそ、私最初から申し上げているのは、閣議決定の前にはしっかりとここで議論をして、そして練り上げた上で国民的な御理解を得る、そして国際的な理解も得る、これが重要ではないかというのを最初から申し上げているわけでございまして、時間も掛けて十分に国会の中で議論をするようなお時間を閣議決定前にいただけないでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 従来から答弁をさせていただいておりますように、安保法制懇にお

いて、様々な状況について、言わば日本国民の命、そして国益を守る上において様々な事態での行使について、自衛隊の活用について、憲法の解釈に今までの解釈とは抵触するという可能性があるということについて、事態について議論をしているわけでございまして、その結論が出た上において、出た上において、先ほどの議論もそうなんです。それが出た上において法制局を中心にして、そこで結論が出てから法制局を中心に政府で議論を進めていくわけでありまして、もちろん与党と調整をしていく中においてですね。そこで政府が初めて議論を固めて、議論が固まった段階で政府の立場について、先ほど二つの事例についてお話をさせていただきまして、二つの事例につきましても最終的にどうなるかということは今の段階では分からないわけでありまして、今の段階では安保法制懇の議論がまだ結論が出ておりません。

結論が出た後について、政府としてそれをどう解釈するか、あるいはその結論に対してどう憲法との整合性が付いていくか、あるいは解釈の変更が必要かどうかということ政府として決めていくわけでありまして。当然、それは更に深い議論を、深い精緻な議論をしていく必要があるわけでありまして、その上において閣議決定して政府の立場が決まるわけでございます。

決まった段階においては、決まればそこで当然我々は政府の立場として、政府としての解釈についてここでお答えをすることができるとございまして、さらに、その上において自衛隊法を改正をしていく必要が当然あるだろうと、こう思いますが、自衛隊法を改正していく上において様々な、これは言わば縛りが掛かるといふこともあるでしょうし、国会との関係も定まってくるということもあるだろうと。より具体的に、実際に、できる権利は持つけれども、さらに実際にできることが法的に決まってくるわけでありまして、当然そこでは国会で御議論をいただかなければ法律は成立をしないわけでありまして。

その間の議論についてどのように、その一番前の議論ですね、ですから閣議決定する前の議論については、これはまた国会との関係において国会でお決めることになるだろうと、このように思っておりますし、我々は求められれば当然その段階における結論についての御紹介はさせていただきますが、しかし、その段階においては、先ほど御説明をさせていただきましたように、政府としての立場が決まっておりますから、私たちはこうですという確定的な答弁はできないわけでありまして、言わば法制懇の議論の御紹介ということではないと、こういうことになるわけでございます。

いずれにいたしましても、今日も大野委員また大塚委員とも中身についてのある程度の議論をさせていただきまして、実際はまだこれは安保法制懇で決まっていなかった中の議論の一部を私の記憶の中で御紹介をさせていただいているということでございますが、いずれにいたしましても、国会から求められれば当然我々は御説明をするという義務を負っていると、このように思います。

○大野元裕君 深い精緻な議論をしている段階、閣議決定前においても、国会においてそれは御決定いただくことだというお話がありましたので、これはしっかりと審議を私もさせていただきたいと思っております。正直、時間がないので、そのときの議論では一時間、二時間いただいて、是非個別のケースについてやらせていただきたいと思っております。

別な件ですが、特定秘密保護法についてお伺いをいたします。

政府・与党が強硬にあの法律は成功させたことは記憶に新しい中ですが、審議の最後の二日になりました。総理は第三者委員会の設置について言及をされました。

現在、この第三者委員会についての検討状況、進行状況について教えてください。

○国務大臣(森まさこ君) 第三者である外部の有識者の御意見を伺うための情報保全諮問会議の方

○国務大臣(森まさこ君) 四党合意に記載されてあります文言でございますけれども、「内閣府に情報保全監察に関する機関を政令（または立法措置が必要の場合には立法）により設置する。」旨

○委員長(山崎力君) 次に、金子洋一君の質疑を行います。金子洋一君。

そして、今言及なさいました第一の矢、大胆な金融政策ということで、これはもちろん為替介入とは全く異なりますから、意図をしてと申しますか、直接やったことではありませんけれども、そ

ちよつと正直申し上げて、これはもうよくお詳しいところなので、聞いていただく上で、知って

おられる方に説明するのは面倒くさいといえは面倒くさいですけれども、よく御存じのところの上で聞いておられるのを更に説明するのはもう何となくあれなんですけれども。とにかく、円安というものを目的とせず、金融の緩和というものは、正直申し上げて、リーマン・ショックのときに我々は通貨戦争はしないという各国との約束をしたにもかかわらず、きちんと守ったのは日本だけ。それだけは、百八円ですつとスタートしてあったものが七十何円まで円高というのにじつと日本は耐えましたから、ちゃんと我々は、ちゃんときちんとその約束を守ったと。みんなあのとき約束したんだけど、金融の緩和ということを使つて結果として通貨安にしたんだけど、うちはそんなことしなかつた。したがって、今になって、今言われる覚えはないということであの話は収めたというのが経緯です。

○金子洋一君　ありがとうございます。
それでは、ちょっと黒田総裁、大変恐縮ですが、御通告申し上げていないんですが、マネタリーベースを拡大するというような大胆な金融緩和をした場合に、一般論としてですよ、その国の通貨が自国通貨安になるというふうに予想するのはこれは極めて当然なことじゃないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。
○参考人(黒田東彦君)　委員御指摘のとおり、言わば、他の事情にして一定であれば、金融緩和した国の為替が下落する傾向があることは事実でございますが、それも常にそうだというわけでもありませんし、他の事情は一定でなくて常に動いておりますので、そこは一概に割り切つて言えるわけではないと思います。

それから、麻生副総理から答弁がありましたとおり、私どもの金融政策というのは、あくまでも国内の経済目的、つまりデフレから脱却し、二％程度の物価安定目標というのをできるだけ早期に実現することとやっておるわけでございます。
○金子洋一君　ありがとうございます。大胆な金

融緩和を行う、金融政策を取ることによって金融緩和が起ると、そして、その場合には円安が起ることを想定をしておいても何も罰は当たらないというぐらいに申し上げてもお叱りは受けないと思うんですが、その上でお尋ねをさせていただきます。

実は、昨年の二月の六日に参議院の本会議で、円安の弊害を防ぐ方策ということでいろいろなことをお尋ねをさせていただきまして。つまり、大胆な金融緩和をすれば円安が起るであろうこと、そして、足下では既に起きていたということからすれば円安対策を行うべきだと申し上げまして、そして、私はそのときに、輸入小麦ですとか、あるいはガソリンとか軽油のいわゆる旧暫定税率、あるいは電力料金ですとか自動車関係の諸税の見直し、そういったものをやるべきだということに申し上げました。そのときにはやりませんというお答えだったんですが、今でもやらないおつもりでしょうか。それとも、このうちの幾つかはやつてみようかなという気になつておられるものがあるでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君)　昨年のたしかこれは代表質問だったと記憶いたしますけれども、パンや麺類の原料となる輸入小麦の価格を引き下げるため公費を投入すべきではないかとの御提案をいただいたんだと思いますが、これ輸入小麦の価格というものは、これは為替のみならず国際市場における相場関係もございまして、この為替による、まあ円安による引上げというもので、これだけが関係したかといえは、国際相場が下がったりしておりますので、必ずしも円安だけが要因になつたのではないというんで、そういった意味では公費投入というような特別な対策を講ずる必要があるとは考えてはおりません。

ガソリンにつきましては、揮発油税、軽油引取税の旧暫定税率等を廃止すべきとの御提案もあつたときいたんだと思いますが、これにつきましても、これは民主党政権下において、これは、揮発油税等の税率についてはこれは検討がな

されております。しかし、地球温暖化対策の観点とか厳しい財政事情を踏まえてこれは維持されたものだとか承知をしておりますが、いずれにいたしましても、為替が円安方向に推移していることに伴つて、軽油とかガソリンとか、A重油、C重油、皆そこそこ上がつておるんですけれども、現在もこの地球温暖化対策等々、財政状況厳しいのは変わりありませんし、これ額としては極めて大きな、二十五年度の税収だけで二兆八千億ぐらいの大きなものでもありますので、これなかなか簡単にということにはできないというのが正直なところでありまして。

LNGにつきましても同じようなところではありますのですが、今後とも、これは北米からのシェールガス等々が入つてまいりますので、いろいろな意味でガスも一時期はあんまり上がつておりますけれども、これ一定国からではなく、アメリカの、ロシアからも、中近東からもということになりますと、これ買手市場になり得る可能性というのがありますので、そういった意味では低廉な、安いものの調達というのに今後とも取り組んでいかねばならぬと思つております。

車体課税についても御質問があつたんですけれども、これは、このときのあれは、自動車重量税、自動車取得税引き下げるべきだという御意見をあのときいただいたいておりますが、これはもう税制抜本改革法第七条に基づいて、これは安定的な財源を確保した上で行うということとして、自動車取得税の税率につきましてもこれは五から三に引き下げたんだと思いますが、自動車取得税及び自動車重量税のエコカー減税を拡充するとかいうのをさせていただいておりますけれども、ユーザの軽減負担につながるという施策も一部盛り込ませていただいたことは事実であらうと存じますけれども、いずれにしても、いろいろ漁業関係の方々の、あれはA重油、C重油か、A重油の料金等々につきましても補助を出したりなんかした、細かいのは幾つかございますけど、そういったのをさせていただいたところではございます。

○金子洋一君　ありがとうございます。
金額的に大きいので景気対策としてやっていただけなかつたという趣旨で申し上げたんですが、残念でございます。

総理に再びお尋ねを申し上げます。

二〇〇〇年と二〇〇六年の日銀の早過ぎた金融引締めが誤りであつたということで、これは昨年の三月二十七日の財政金融委員会での私の質問に對してお答えをいただきました。そして、そういったことがあるからこそ物価安定目標が必要だと御発言になつたと思いますが、その御認識に今も変わりはありませんか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)　現在、私どもが進めております政策につきましては、野党時代、エコノミストとしての金子委員にもいろいろと御指導をいただいたわけでございまして、大体委員のおっしゃつた方向に向けて今政策を進めているところでございますが、大胆な金融政策が導入される前の日銀の金融政策は、結果として長引くデフレから脱却できなかったということは確かでありまして。

二〇〇〇年、ゼロ金利の解除の判断についても、二〇〇六年、量的緩和の解除、ゼロ金利の解除の判断についてもやはり早かつたというふうに考えているわけでございますし、当時、私はそれぞれ官房副長官あるいは官房長官の立場でございましたが、政府としては反対をしていたところでもあります。

こうした点も踏まえ、昨年一月に政府、日本銀行の間の緊密な意思疎通を行った上で共同声明を取りまとめ、日本銀行が自ら二％の物価安定目標を定め、その早期実現を目指すこととしたものであります。その上で、日本銀行は昨年四月に量的・質的金融緩和を導入をいたしまして、二％の物価安定目標を二年程度の期間を念頭に置いてできるだけ早期に実現することを目指すとともに、これを安定的に継続するために必要な時点まで金融緩和を継続することとしております。
まさに、そういう意味におきましては今までと

は次元の違う政策であると、このように思います。

○金子洋一君 ありがとうございます。

今の総理の、二〇〇〇年、二〇〇六年の判断、日銀の判断に対する御批判というのを、黒田総裁、そちらでお聞きになっていてどういうふうにお感じになったのでしょうか。

○参考人黒田東彦君 二〇〇〇年のゼロ金利政策の解除及び二〇〇六年の量的緩和と政策解除のタイミングにつきましては、その時々状況の踏まえて議論を尽くした結果だとは思いますが、その時点においては一定の合理性はあったかもしれませんが、結果的に見て適切な対応ではなかったというふうに考えております。

○金子洋一君 ありがとうございます。

大体これまでお尋ねをしましたことは、金融緩和につきましては、総じて言えば、現在の与党の政策についてはこれはいい方向にあるのではないかなというところであります、言わばこれからお尋ねするところが大変、今後日本の経済を考える上で本当にいいのかという趣旨でお尋ねをさせていただきたいと存じます。

昨年の十月の一日に消費税引上げの本格的な決定がなされました。それ以前、総理官邸に大勢の学者さん、エコノミストさんがお集まりになりました、様々なヒアリングが開かれておりました。そこでどういふ議論が行われたのか。特に、駆け込み需要、あるいは消費増税の逆進性の問題、さらに財政再建によるプライマリーバランスの問題といったようなことについてはどういふ議論があったのか、御紹介をいただきたいと思っております。

○国務大臣(甘利明君) 六十名の有識者、専門家からヒアリングを行いました、有意義な御意見をいただいたわけでございます。

具体的には、今年の四月の五パーから八パーへの消費税引上げについては七割超が適切又はやむを得ないという意見を述べられていました。ただ、その場合にも様々な対策を講じる必要があるとの意見が多く出されました。他方、景気やデフ

レ脱却に与える影響を懸念をして、消費税率の引上げ時期であるとか引上げ幅を変更すべきだという意見、あるいは消費税率引上げ自体に反対という意見もありました。

そこで、具体的な御質問の三点、まず駆け込み需要に關して、駆け込み需要とその反動減の緩和については、景気の下振れリスクへの対応や経済の自律的成長力を高める政策を求めるとの意見、それから逆進性につきましては、低所得者対策の必要性があるとの意見、それから財政健全化については、財政の信認維持のために中長期の財政再建へのコミットが重要との意見がありました。

本年四月の消費税引上げにつきましては、こうした集中点検会であるとか経済財政諮問会議等における議論も踏まえまして、税制基本改革法附則十八条第三項に基づきまして経済状況等を総合的に勘案した上で、さらに総理が最終判断をされたというふうに認識しております。

○金子洋一君 ありがとうございます。

例えば、内閣官房参与の浜田宏一先生ですとか本田教授とか、そういった皆さんは現在のような形で引上げには賛成はなさっていないかと思うんですが、そうしたことも含めて、これ総理にお尋ねをしますが、どういふ思いでここで引上げを決定をなさったんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいま甘利大臣から御紹介をさせていただいたような議論が行われたわけでございます。

私の基本的な考え方としては、まず伸びていく社会保障費に対応していく必要があると。そのためには消費税を引き上げなければならぬということにおいて、我々野党時代に、与党の民主党、そして公明党と三党合意したわけでございます。そして同時に、国の信認はこれはしっかりと維持をしていく必要があるということでございます。とともに、やっこのデフレから脱却できるという状況になりつつある中において、この勢いを失ってしまったのは元も子もなくなるわけでございます、そこで消費税を引き上げることが

時期尚早かどうか、あるいは、それに対応する経済対策によつて反動減を言わば相当程度緩和し、そしてまた、まあ四月、五月、六月はどうしてもこれは反動減等がある程度はあられるわけであり、七月からは、七月、八月、九月にまた元の成長軌道に転換することができるとか、これがまさに判断のポイントであったわけでございますが、そうした御議論の上において、五・五兆円の経済対策と一兆円の税制対策をしっかりと打つていくば、今申し上げました懸念をある程度払拭していくこともできると、そのような判断の下に消費税を引き上げていくという判断をしたところでございます。ただ、同時にやはり四月以降、景気の状態を慎重に注視していきたいと、このように思っております。

○金子洋一君 ありがとうございます。

具体的に、五から八%に引き上げた場合に、引き上げたことによる効果、例えば、今年度でした駆け込み需要があつてプラスになると、来年度については、まさに今おっしゃったように反動減があるといったようなことを足し合わせた効果で、それぞれの年度、今年度、来年度、どのくらいになるかと。経済対策の分は除いて純粋なその悪影響の分だけですけれども、どのくらいになるのかということと、あと、前回の引上げのときに実際のデータとしてはそれぞれどうだったのかということについて、これは甘利大臣でしょうか、お願いします。

○国務大臣(甘利明君) 消費税を引き上げますと、まず駆け込み需要があります。これはプラスに働きます。しかし、その後、反動減があります。これはマイナスに働きます。

そこで、駆け込み需要を算定しますと、二十五年度の実質GDP成長率は〇・四%ポイント程度押し上げられるというふうに見込まれます。そして、反動減でありますけれども、二十六年の反動減は駆け込み需要と同じくらいの規模、つまりやはり〇・四%ポイント、これが見込まれるわけであり、これ一切対策をしないで、そのまま

でいったとしますと。

それから、前回というお話であります、一九九七年の消費税率の引上げ、三パーから五パーに上げたときであります、これが経済に及ぼした影響についてであります、この九七年当時の経済動向を振り返りますと、まず消費税率引上げにより駆け込み需要と反動減が大きく現れました。その後、しかしプラス成長に復帰をしたのでありますけれども、同年夏以降のアジア通貨危機や金融システム不安の影響等から、一旦回復したのでありますけれども、再びマイナス成長へと転じたというふうに理解をいたしております。

○金子洋一君 今、駆け込み需要で今年度中に〇・四%ポイント上がると、その代わり来年度についてはその駆け込み需要分だけ〇・四%ポイント下がるというふうにおっしゃったんですが、それ以外の効果というのは消費増税にはないんですか。

○国務大臣(甘利明君) これは、例えば家計に与える影響がどういふことか、そういうことです。

○金子洋一君 GDPから見てですね。

○国務大臣(甘利明君) 家計に与える影響ですと、これ昨年十月に消費税率引上げに係る意見について審議を行った諮問会議において、内閣から審議の参考のための提出した資料によりますと、既定の主な制度変更に加えて、現行法どおりに二〇一四年四月に五%から八%に消費税引上げを実施した場合に、家計の支払増・受取減でいいますと七兆円半ば程度と見込んでいます。それから、制度変更等に伴う家計の受取増・支払減については四兆円半ば程度と見込んでいます。つまり、出る方が七・五兆、入る方が四・五兆ということで、その差がマイナスインプットであるわけであり、ただし、景気回復が進展すれば雇用者報酬等が堅調に増加すると、そういうことも見込まれるというところであります、その幅も景気回復によって吸収されていくというふうな見通しを出しております。

○金子洋一君 となりますと、最初に消費税の五

から八への引上げの分の純粋な効果を教えてくださいて申し上げましたので、今の御説明ですと、いや、純粋な効果に、そこに、政府のおっしゃることで、家計にベースアップなりの増収が、給与上昇があるから、それを踏まえすと結局駆け込み需要の増減の分しかありませんよと答えになったんですけれども、その消費税単体の部分というのは計算をされていないんですか。

という。うなシンクタンクの計算があります。そういうった計算を政府ではなさっているんでしょうか、なさっていないんでしょうか。所得階層別で見るとどうなるんでしょうか。

○国務大臣(甘利明君) 全体での出入りは計算していますけれども、所得階層別という細かくブレイクダウンした計算はやっておりません。

○金子洋一君 夏のエコノミストや学者さんを集

います。

○金子洋一君 賃金上昇を目指しておられるというところですけれども、複数年でそれを、消費税分追いつくんだとおっしゃっているんですが、今申し上げたように、二・二%とか二%台、あるいは所得の多い方でも一%台あるわけです。それを、その分だけ給与を引き上げるといことがそんな

ていくと、そのことを通じて消費が落ちていかないうちにならざるを得ないという状況に陥る可能性がある。これを防ぐためには、政府が積極的に介入し、景気を刺激し、消費を喚起する必要がある。具体的には、減税や給付金、公共事業の推進などが考えられる。また、企業に対しては、価格抑制や品質向上を促す政策も有効である。政府と企業の連携が、景気の回復と消費の活性化に不可欠である。

○国務大臣(甘利明君) 消費税の引上げによる物価の上昇であるとか実質賃金の上昇への影響は一時的なものであつて、将来にわたつてこれが継続されるものではないということから、消費等への影響は限定的になるといふうに見込まれております。

めた会合の中で、当然、先ほどもおっしゃったように、消費税の逆進性の問題について取り上げられたはずですから、それからもう随分と月がたっているわけです。

しかも、今の御説明ですと、できるということ
を前提にして、来年の成長、実質経済成長の計算
をなさっているというふうにしか思えないんです
けど。

○国務大臣（甘利明君） これは各種経済対策をま

しゃっていますが、ではその件について関連してお尋ねをしますが、ではその件について関連して試算の中で、一定の歳出削減努力、更なる収支改善努力という言葉が出ております。そうした歳出削減努力や収支改善努力は、これは景気にはどのような影響を及ぼすのでしょうか。

消費税引上げというのはワンショットで行われるわけでありまして、それに経済成長効果、つまり、消費税引上げ、それから物価安定目標による消費者物価の上昇を超える賃金上昇を目指して好循環を今図っているところでありますが、物価安定目標は毎年継続的に二％ということではなくわけてあります。消費税による引上げはワンショットでありますから、それが先々に引き続いてその分乗ったっていくということではないというところであります。

十二・五兆円引き上げというのがどれだけ大きなことであるのか。そして、それだけ大きなことをやれば国民の経済にどういう影響があるのか。そして、一番弱いところに大きな影響が出るのではないかと考えるのは、これは理の当然だと思います。

それなのに、これ、御同意いただけると思うんですが、それを御同意いただけるんでしたら、なぜ、そういったその逆進性の問題、低所得者あるいは高齢者の年金生活者の生活に対してどのくら

ず打っております。先ほど、駆け込み需要と反動減がGDP〇・四、ですから、はじいていくと二兆円弱ぐらいでしょうか、これは民間の調査機関もそうはじいていたわけであります。

ただ、そうであっても、駆け込み需要はともかくとして、反動減をできるだけ抑えていくということとで五・五兆円の経済対策を行ったわけであります。これは、反動減だけであるならば、五・五兆とか、あるいは一兆円の減税対策というのは必要ないという理屈になるんだと思います。た

○国務大臣(甘利明君) 中長期試算でそう表現していますのは、我々が目指しています成長軌道、十年平均で名目三パー、実質二パーというのは経済再生ケースであります。そして、御指摘の表現がありますのは、より緩やかな成長路線となる参考ケースにおいては半減目標が達成できないと、だから、より更なる改善努力が必要だということふうに表示しているわけであります。

もちろん、更なる改善努力というのは支出の抑制であり、そしてさらに成長への一層の政策努力

○金子洋一君 一時的なものでワンシヨットだから影響^{えき}が出ない、先々引つ張らないという御表現を取られました。

いの影響があるのかということを御検討になつていないんでしょうか。

○国務大臣(甘利明君) 対策はかなりきめ細かく

だ、我々は、反動減を埋めるだけではなくて、成長軌道にしっかりと乗せていくということも含めて相当規模の経済対策を打ったわけであります。

であるということでありませけれども、私どもはあくまでも達成できないケースを想定しているのではなくて、この経済再生ケース、政策目標に掲

賃金上昇を目指しているからこそ、そこが埋め合わせられるんだよという御趣旨なのかなと思います。これもお尋ねをしたいんですが、では、その消費増税分の物価上昇分の効果を計算したときに、八％に引き上げた場合に、そして、あと厚生年金の保険料の引上げも来年ありますから、それを足して勤労者世帯の支出にどのくらい影響をもたらすのか。

やっているつもりであります。臨時の給付金であるとか、あるいは社会保険料を低所得者対策のために引き下げる等々、具体的な手当てはいたしております。ただ、先ほども申し上げましたように、詳細に所得階層別に、このくらの所得だとこういう具体的な出入りの影響があるという詳細な試算はいたしておりません。

その心は、経済成長をすること、企業が収益を改善することが賃金の改善に向かうと、そして、賃金の改善が更に消費行動につながって、それが生産行動につながっていくという好循環をつくっていくと、そのことが大事だということを各方面に説明してきたわけでありまして、そのために政労使の会議を持ったわけでありまして。

あわせて、消費税の引上げというのはそっくり

げています、十年間三パー、二パーを実現していくと、そういうふうに取り組んでいきますから、その場合には今の一定の削減努力、更なる改善努力が必要という参考ケースとは違う道をたどるというふうに承知いたしております。

○金子洋一君 お尋ねをしていることをちよつと取り違えておられると思いますので、表現を変えます。

例えば、民間のシンクタンクの計算ですと、三百万円から四百万円未満の世帯ですと、合計で消費税分と厚生年金保険料の引上げ分で七・七万円負担が増える、これは所得の二・二％に当たる

金の引上げが大事でありまして、一年でという具合にはなかなかいきませんが、複数年のうちには、物価上昇分、消費税上昇を加えた物価上昇分をオーバーライドしていくと、給与が、そう

社会保障の安定と充実に向かわせると。というこ
とは、これはこれからも政府がしっかりと説明をし
ていく必要があると思いますけれども、将来にわた
る安心感をそれを行わないよりもより確保をし

つまり、この二つの努力、歳出削減努力とか収支改善努力というのは、要するにプライマリーバランスの赤字を減らすということですよね。じゃ、プライマリーバランスの赤字を減らすとい

うことは景気に対してプラスの影響をもたらすんですか、マイナスの影響をもたらすんですか。

○国務大臣(甘利明君) 直接的に支出を減らすということは、当然マイナスになるはずで。しかし、これはなぜやるかといえば、財政規律の確立です。ということは何かというと、国債の信頼を高めるということです。ということは、むやみに国債の金利が上がらないということになります。上がらないということは、経済財政上もプラスに働くということです。

ですから、それ自身がどうかということ、それが与える中長期の影響ということは同一ではないと思います。

○金子洋一君 では、一般に、今お尋ねをした、むしろ大臣が御説明をなさった中で、経済対策を打っている、だから来年度の経済成長は大丈夫だとおっしゃったんですけれども、二十五年度と来年度、二十六年度を比較して、これプライマリバランスの赤字の削減度合いというのはどちらがより大きいんですか。

○国務大臣(甘利明君) この二十六年度予算においては、二十五年度からの改善を五・二兆円と踏んでいます。当初の中期財政計画上の目標というのは四兆円ずつ改善をしようということなんです。この四兆、四兆の改善の最初の年について五・二兆と目標よりも高く、目標よりも大きな改善ができたということでもあります。

○金子洋一君 ということは、本来四兆円やるべきところを五・二兆円やっただ。五・二兆円歳出を削減をした、有効需要が五・二兆円減った、これは経済対策を打った後の数字ですよ。確認です。

○国務大臣(甘利明君) もろもろの対策を経てこういう見通しができたということだと思います。

○金子洋一君 正直申し上げて、私はその計算が全く分かりません。

つまり、政府の公需が五・二兆円減りましたと、まあ公需じゃないかもしれないですけど、支出が五・二兆円減りましたと。でも、経済は、そして

五・二兆円減ったと。そして消費増税も行いました。十兆円程度増税、あつ、済みません、五兆円程度の税収増がありますと言っているときに実質経済成長率が一・四％になりますというのは、いかに見ても甘いんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

○国務大臣(甘利明君) これは、済みません、これは当初予算ベースです。ちよつとこんがらがっちゃうんですけども、財政健全化というのはSNAでやっていますけれども、SNAというのは、国、地方を連結の決算ベースです。しかしそれは、その具体的な目標は当初予算ベースで改善をしていくのが一番見えやすい、国の経済規模の一番枢要になっているのが当初予算ですから、当初予算ベースでその改善をしていくということなんです。ですから、補正での経済対策、SNAでいう部分について、補正の部分についてはそれに入っていないということになります。

○金子洋一君 となりますと、五・二兆円改善をしたというのは実際には違つと、補正予算を考慮に入れたと五・二兆円も改善してませんということですね。

○国務大臣(甘利明君) SNAで改善をさせていく、その改善率というのは二〇一〇年を基軸にしています。二〇一〇年はマイナスの六・六だったと記憶しています。それを二〇一五年には、半分ですから本当は三・三ですが、三・二になっているんです。

当初予算ベースで改善目標を測っていきますから、当初予算ベースでは初年度、次年度とも四兆円の改善を目指すということになっています。その当初予算ベースの四兆円が五・二兆円改善したということなんです。

○金子洋一君 ということは、補正予算を考慮に入れると、プライマリバランスの赤字の改善というのは結局幾らになるんですか。

○国務大臣(甘利明君) 二〇一三年から二〇一四年に向けてマイナス六・七からマイナス五・二になつております。これは、国、地方でいうと、マ

イナスの三十二・六がマイナスの二十六兆円に改善したということになります。

○金子洋一君 ということは、その五・二兆円とおっしゃっていたものに該当する数字は幾つですか。

○委員長(山崎力君) 甘利担当大臣。(発言する者あり)

○国務大臣(甘利明君) いや、こういう詳細な質問が来るというふうに質問通告は受けていません。

マイナス三十二・六からマイナス二十六ですから、引き算すれば出てくる数字です。ですから六・六です、国、地方合わせて。

○金子洋一君 ということは、今後、その五・二兆円という数字は姿を消して、政府の御発表になるとときにはそういう新しい数字でおっしゃっていただけるということですね。

○国務大臣(甘利明君) SNAベースとそれから一般会計ベースと、これでお示しをしていきたいです。

○金子洋一君 全く横道に入つてしまつてお尋ねをしたいところに全く届きませんでしたので、この続きにつきましてはまたあしたやらせていただきます。関連の質疑を同僚の石橋通宏議員からさせていただきます。

今日はこれで終わらせていただきます。

○委員長(山崎力君) 関連質疑を許します。石橋通宏君。

○石橋通宏君 民主党・新緑風会の石橋通宏でございます。金子委員の関連ということで質疑を続けさせていただきます。今し方の議論でも、好循環実現のために賃金の改善を含む様々な対策が必要だということでお話がありました。

まず、総理に伺いますが、総理、よろしいでしょうか。まず、総理に伺いたいと思いますが、まさにその好循環実現のために、今回、今審議しております平成二十六年度予算案の中で、いわゆる雇用対策、これ、どう重きを置いて今回予算

編成に取り組まれたのか、まずその点について総理のお考えをお聞かせいただきたいと思っています。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 雇用対策は極めて我々は重視をしているところでございまして、まさに国民の皆様が景気の回復を実感をしていただくのは雇用であり賃金であらうと、このように思っています。

このため、政労使の取組や所得拡大促進税制といった税制面での支援に加えて、平成二十六年度予算においても、女性、そして若者、高齢者などあらゆる人が社会で活躍しその可能性を発揮できるチャンスをつくるべく、平成二十六年度予算に労働雇用関係の必要な予算を盛り込んでいるところでございます。

今後も、しっかりと雇用対策に力を入れていきたいと思っています。

○石橋通宏君 極めて重視をいただいているということでありましたので、厚労大臣、おいでになります。厚労大臣、今の総理の極めて重視をしているという御発言がありましたので、それを踏まえて、具体的に雇用労働関係の予算額、一般会計予算、そしてまた特別会計含めて、どういう額、そして昨年度と比べてどれぐらいの増になっているのか、お示しをいただけますでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 理由はまた後から御説明、御質問あると思いますので、今数字だけ申し上げます。

一般会計については前年度比マイナスの百三十億円です。減でございます。率でいくと、四・三％減の二千九百億円でございます。労働保険特別会計については、前年度比プラス六十三億円増、プラス〇・二％増の三兆七千億円でございます。

なお、最低賃金等々を引き上げた企業、これに対する支援、これは中小企業対策でございますのでこの中に入っております。二十八億円。それから、監督官の増員分、これも入っております。

ということでございます。なぜ減ったかはまた次の御質問でお答えいたします。

○石橋通宏君 済みませんが、ちよつと大臣、資料の一で、厚労省に出していた資料で、これは一般会計の厚労省所管の中という千八百二十二億円、前年比八・二％減というふうになっておりますが、今数字違いますけれども、これちよつと説明いただけますか。

○国務大臣(田村憲久君) 済みません、御通告いだいていたのかわかりませんが、我が省の方でこれ検討させていただいていないので、ちよつと今からすぐに検討させて、後ほどお答えいたします。

○石橋通宏君 レクでやらせていただいておりますので、ちよつとその整合性、お願いいたします。今数字いただいたのは違いますので。

一応私の手元にあるのは資料一でお配りをさせていただいたもので、これ千八百二十二億円、前年比八・二％減というふうになっております。いろいろ御説明があるんですが、大臣、用意をさせていただいていると思いますので、これ、総理は非常に極めて重視をしていると、雇用労働対策。しかし、これは一般会計で見たときに八・二％減というふうになっております。これ、どうして減なのか、御説明いただけますか。

○国務大臣(田村憲久君) 我が方としては四・三％減という数字を今お示しましたが、百三十億円減になっておりますこの理由でありますけれども、実のところ言いますと、雇用保険の国庫負担分、これは失業者等々が減ってきておりますので、そういう意味で予算立て百三十六億円、これはマイナスイタしてあります。それから、求職者支援制度の国庫負担、これも求職者、来られる方々がだんだん減ってくれば、景気良くなつて少なくなるということ、二十一億円減。その上で、例えば育児休業給付の引上げが十五億円増にさせていただいておりましたか、あとはシルバー人材センターや最賃に向けての中小企業への支援策、先ほど言いましたが、こういうものはプラスにさせていただいておるといふことであります。

○石橋通宏君 若干御説明になっていないような気がします。

一般会計あつて、労働保険特別会計、あつちがあつて、それでいろいろ施策を打つていただいているわけですが、私の趣旨は、総理、まさに言つていただいて、私全く同感なんです。雇用労働政策、非常に重要視していかなくちゃいかぬという中で、一般会計で本当はこれは、今の政権、総理のまさに言葉をこれは形にさせていただく上で、これはやっぱり雇用労働関係の予算をしつかりこの一般会計の中でも確保していただけて、まずこの好循環を実現させていただくということが必要なんじゃないかと思うんですが、総理のお考えはどうでしょうか。

今、一般会計の中では八・二％減、約一割近く減になっているわけで、今後もつとしっかりやっていくべきだと思ふようになります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 当然、先ほど申し上げましたように、今般の予算の中におきましても雇用を重視をしているわけでございますが、今大臣が答弁させていただきましたように、景気的好転換の結果によつて必要な手当てが言わば減少したと、その結果だという今説明だったのではないかと、このように思ふわけでありまして、雇用政策そのものの自体についてはしっかりとこれから力を入れていきたいと、このように思つております。

○石橋通宏君 また細かいところはあした厚労大臣とやらせていただきます。

その上で、総理も好循環実現のためにというところをいろいろ言つていただいているわけですが、月曜日の予算委員会では我が党の櫻井委員の質問に對して総理もこういうふうにご発言をされております。第一次安倍政権のときも企業の空前の利益が残念ながら労働者の賃金上昇につながらなかった。

今日、資料二、資料三で、私も改めて、じゃ、景気動向指数が過去どういふふうに推移してきたのか、またその間、労働者の賃金が所定内、所

定外どうなつてきたのか見てみようと思ひまして資料の二、三を用意をさせていただきました。これは安倍政権の第一次のときに限らず、二〇〇二年から二〇〇七年ぐらいの本当にすこい、バブルに匹敵する以上の好景気の中で、残念ながら、労働者のとりわけ実質賃金、所定内の賃金はマイナスを続けていたというのが現状であります。総理、これは何が原因だったと総理としてお考えになりますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今御指摘があつたように、二〇〇二年から二〇〇七年にかけて企業収益が上昇したにもかかわらず賃金が上昇しなかつたという御指摘であります。これは、バブル崩壊後、過剰雇用、債務を抱えていた日本企業が人件費を抑制して収益を確保し、その収益で資本を厚くするとともに債務を圧縮して財務体質を強化してきたこと等によると、このように考えております。

また、これまでは、先の見えないデフレという状況にある中において、企業が賃上げや設備投資という未来への投資について非常に慎重であつた結果、これも言わばバブルの崩壊時の後遺症と言つてもいいんだろうと、このように思ひます。そのような中で、デフレが進まない中において企業が収益を上げていたにもかかわらず、残念ながら賃金の上昇にもつながらなかつたというふうに認識をしております。

○石橋通宏君 総理、今大変重要な説明をいただきました。

当時、まさに企業が人件費を抑制して利益を確保してしまつたと、そつちに走つた。未来への投資を行なかつた。それは、未来への投資、私は、いわゆる設備投資だけではなく人的投資も含めて企業が行なかつたんだというふうにと総理おっしゃつたと理解しておりますが、それでよろしいですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 当然、人材への投資は未来への投資だと思います。

○石橋通宏君 まさに企業が人件費を抑制して利

益の確保に走つた。未来への投資、残念ながら人的な投資も含めて行なかつた。

この反省に立つて、じゃ、私たちこれからどうつくつていくんだということだと思いますが、とすると、これから、総理、まさに安倍政権としてやつていただくのは、企業が同じ過ちを繰り返さない。つまり、企業がまたしても、これから企業業績が仮に回復をこのまま続けたとしても、人件費を抑制して利益を確保するような行為には決して走らせてはいけないんだということに理解をしようとしてはいかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 当然、これはそれぞれの企業、労使間で賃金等が決まつていくものであります。私たちとしては、人件費に言わば企業が上げた収益を分配していくことができれば、また分配をしていくことが企業にとつて有利であるという状況をつくつていくことが極めて重要であらうと、このように思つております。その上において、税制上もそうしたインセンティブを与える税制改正を行っているところでございます。

○石橋通宏君 総理、確認ですが、人件費を抑制した企業はどのようにして人件費を抑制したと、総理、お考えになっておられますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) それぞれの企業によつてありますが、企業の中においては、言わば非正規の雇用を増やすという中において人件費を抑制している企業もあるのは事実なんです。と、このように思ひますし、他の多くの企業は、労使の交渉の中で賃金も一般労働者については決まつていつているというふうにと承知をしております。

○石橋通宏君 私、まさに同感なんです。

多くの企業がこの時期にまさに、あの二〇〇二年から二〇〇七年の時期、それだけではありませんが、正規から非正規、雇用の転換、非正規が大きく拡大をした、これも事実でありまして、その中で企業がいわゆる賃金原資を縮小してしまつたということが大変大きいと思うんです。

つまり、先ほど総理言われた、これから企業業績、安倍総理の指導力によって回復をしていくんだとしても、改めて、やっぱりこれは企業がたゞの同じことを、つまり非正規を拡大をして人件費を抑制をして、それによって利益を確保してということとは、これはいかぬということで、総理、考えられているということでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) そこは、今までの認識は石橋委員と一緒に同じなんです。が、そして働いている人たちが働きがいを持って、そして人生に夢を持って生きていくことができるという労働環境をつくっていくということについても同じだと思いますが、同時に、この中において雇用も確保しなければいけないと、グローバルな競争の中において雇用も確保しなければならぬという状況もあるわけでございますが、いずれにいたしましても、言わば企業において人材に対してしっかりと投資できるような、そういう状況をつくっていくことが重要であり、また政労使の懇談会においてもそのことを要請もしているわけでございますし、また非正規の方々が正規に変わっていききたいという方々に対してはキャリアアップに対する支援等々を行っていききたいと、このように思っております。

○石橋通宏君 大変重要なことだと思いたすので、改めて、総理、つまり企業が業績回復をする、成長する、それは決して労働者の犠牲の上に企業の業績回復があつてはいけないうと、これは確認していただきたいと思いますが、そういうことでよろしいですね。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは言わば、企業が業績を回復すると、言わば企業というものは誰のものなんだということでありまして、当然、企業が業績を回復していく中において、その生み出した利益、富がしっかりとそのために働いた従業員、勤労者のために均てんされるのが大変重要であろうと、このように思っております。

○石橋通宏君 はつきり言っていたいていませんが、私の質問、答えていただいたんだと思いたす。

す。企業が、これはやっぱり勤労者の犠牲の上に成長があつてはいけないうことだと思いたす。しっかりと還元することだと思いたすに思っております。

その上で、ちょっと今日は是非、女性の活躍という観点で総理の見解をお伺いしたいと思いたす。

常々、総理、女性の活躍と言っていたいていする。私も全く同感なんです。が、改めて、総理のイメージされるこの女性の活躍ってどんなイメージなんでしょう。ここ是非お話をいただければと思いたす。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私が目指しておりますのは、全ての女性の方々がその生き方に自信と生きがいを持って生きることのできる社会、そして持てる可能性を開花できる社会をつくっていくということでありまして。

例えば、我が国の女性の労働力率は子育てにおいて一旦低下をしているわけでございまして、この中において、せっかくこの自分の能力を生かしているということにおいて、しかし子育ての中においてその能力を生かしていくことを諦めなければならぬ状況があるとすれば、それは変えていかなければならぬと、このように考えているところでございまして。

○石橋通宏君 今総理も全ての女性の方々と申していただいた。ちょっとこれは非開かれたかたんとす。

というのは、我々も内閣府等々からいろんなブリーフィングを受けております。何かあたかも総理の言われる女性の活躍というのは、役員を増やすとか、どうも一部の女性の方々のことしか考えておられないのかなというふうなイメージがあつたものから、いや、そうではない、全ての女性なんだというふうに言っていたいたといふことだと思いたす。

では、総理、御存じだと思いますが、今、女性労働者、約二千万人ぐらゐおられるんですが、そのうちの何割ぐらゐが非正規で働いておられると

理解されていましてか。

○国務大臣(田村憲久君) まず、先ほどお答え十分にできなかった分を……(発言する者あり)あしたでいいんですか。じゃ、分かりました。それではあした、事細かく御説明をさせていただきます。

女性の非正規労働者の割合でありますけれども、平成二十五年、足下を見ますと六八%。おおむね、平成十四年ぐらゐから数字を見てみますと、七割ぐらゐですね、若干今六八%ぐらゐに落ちてきておるといふような、そのような状況であります。

○石橋通宏君 総理、これは数字お聞きになつてどう思われますか。女性の六八%、三分の二ですが、非正規という、これ増えているわけですから、この状況についてはどうお考えですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まさに全ての女性ということでありまして、女性の就業における比率が非正規が高い、これは分析をしていく必要があるんだと思いたす。

言わば、その間は、ある程度の間は子育てに集中をしていきたいという中において、言わば非正規の形においての働き方を選んでいられる方もおられるでしょうし、転勤が嫌だという方もおられるでしょうし。ではなくて、正規に行きたいけれども、なかなか正規の門戸が開かれていないという状況があるかもしれない。そういうものをしっかりと分析をしていきたいと、このように思いたす。

いずれにいたしましても、育児等により離職した女性が再就職活動を行いやすい支援や、あるいはこうした方々が再就職をして更にキャリアアップしたモデル事例の収集、活用なども行うことにいたしております。これは子育てとの両立という観点からですが、そういう支援もしていきたいと、このように思っております。

○石橋通宏君 資料の五を総理御覧いただければと思いたすが、これはいわゆる賃金カーブを示したもので、これよくあるので御覧になったことが

あると思いたすが、男性の正社員、正社員でも男性と女性とこれだけ差があるというの、これは国際的にも大変残念な状況ということで批判もいただいているところですが、正社員でこれだけの男女間格差があり、さらに、非正規の女性の方々、一番下の線でありますけれども。

結局問題は、せっかく、総理、女性の活躍、女性頑張つて仕事を働いて、多くの女性は家族的な責任と両立をして頑張つていただいている。しかし、三分の二、非正規の方々、幾ら経験積んで頑張つていただいても、結局非正規という働き方が、こうして賃金が上昇しない、昇進昇格もできない、こういう働き方になつてしまつていくというこのことにやっぱり焦点を当てて対策を打つていかなければ、総理の言われる女性の活躍というのは到底実現できないんだと思いたす。

これ見て、総理、どうされます。是非、これ総理、ここをやつぱりやつていかなきゃいかぬということだと思いたすが、いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいま石橋委員が御指摘をされたような観点からも、我々もそういう状況をしっかりと分析をして、対策等について検討していききたいと思いたす。

○石橋通宏君 厚労大臣、ここで具体的に何か取組、どうこれ実現していくのか、あればお願いいたします。

○国務大臣(田村憲久君) 正規、非正規という働き方、女性も男性もやつぱり賃金格差があるの、言われるとおりであります。女性よりもかえつて男性の方が格差はあるんだと思いたすが、しかし、男性、女性問わずこの格差をどうなくしていくか、これ重要な課題だと思いたすに思っております。

女性というところにフォーカスしますと、女性は、大体パート労働の九割が女性だといふような数字があります。非正規、一千九百万人今おられるといふふうには言われますけれども、このうちのパート労働の割合が大体四八、九%でありますから、非常に多い非正規労働の中において、非正規

雇用の中において、その半分近くを占めるパート、その中の九割が女性ということを考えれば、やはりパートに対して均等待遇に向けてのいろんな整備をしていかなきゃならぬということで、国会にパートタイム労働法の方を、これを提出をさせていただきます。

あわせて、キャリアアップ助成金、これいつも総理がおっしゃっております。非常に拡充して使い勝手も良くなっておりますし、助成金の方も拡充をいたしておりますので、こういうものを使いながら正規化を図っていく、こういうようなことを含めてしっかりと対応をさせていただきたい、このように思っております。

○石橋通宏君 また個別の課題につきましては明日以降是非議論をさせていただきたいと思いますが、総理、是非、これまでに今答弁いただきましたように、全ての女性、とりわけこうして非正規で多くの方々、そして今大臣も触れられましたけど、パートで八百万の方々が頑張っておる。でも、かなり結構な方々は正社員とほぼ遜色のない責任を負って時間も働いてやっております。そういう方々がちゃんとした処遇を受けていないという実態がこれあるわけですから、ここに本当に焦点を当てて、これは是非取組をさせていただければというふうに思います。

その上で、派遣法の改正について若干触れさせていただきます。

今回、これからいよいよ法案出てくるんだと思いますが、要綱等、これから建議、要綱を見させていただいておられますけれども、改めて我々すごく懸念をしております。これによって、今回そのまま法案出てくると、これ相当にまたいわゆる正規から派遣労働者への転換が起こってしまうのではないかと、そのことをすごく心配をしておりますが、総理、衆議院の方でも、いや、これは派遣は増えることはないんだ、増やすんじゃないんだというふうな答弁されたと思いますが、総理、本当にこれ、今回の改正で派遣が増えないんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 派遣労働者の増減については、雇用やあるいは景気や失業情勢、労働者の意向など様々な要因があるわけでありまして、私は先般の答弁では、正確に言いますと、派遣を増やそうとあなはしているのかと言われたので、派遣を増やそうということは考えていませんと、こういうふうにご答弁させていただいたわけですが、基本的には、この派遣労働、御本人の意向も様々ありますし、多様な働き方をしたいという方々もおられるのも事実でありますし、また同時に、グローバルな競争の中で企業が打ち勝てなければ雇用も確保できないという状況もあるわけですので、そういう中におきまして、派遣という雇用形態が存在しているという現実があります。

そして、その中におきまして、正社員になりたという希望の方々がおられる、そういう努力をされておられる方々についてはしっかりと道が開けていくという状況をつくっていかねければならない、先ほど申し上げました支援等を行っていききたいと、こう思っているところでござい

○石橋通宏君 派遣を増やそうとは考えておられないというふうな答弁であつたということですが、そうすると、結果として、政策というのはいろいろプラス面、マイナス面当然あるわけですから、結果として派遣が増えることは否定しないということではよろしいですか。

○国務大臣(田村憲久君) 今回の位置付けも今までと同様、臨時的、一時的な働き方ということでございますので、常用代替というふうな考え方の下に今回の派遣法改正をいたしておるわけではございません。

そういう意味では、非正規の間において派遣というものが代替することはあり得るかも分かります。それは、非正規、それぞれ契約社員と、派遣社員と、それぞれ企業、それから勤く方々、それぞれの選択の下において派遣にするかどうかというように起こるんだであ

ろうというふうに思います。そのような意味からいたしまして、今言われたとおり、正規社員から派遣にどんどん替わるというようなことを目指して今回の法律改正をさせていただくというわけはございません。

○石橋通宏君 厚労大臣、ちょっと確認ですが、今、非正規の中で派遣へ移ることはあり得るだろう、つまり非正規の直接雇用から派遣に、間接雇用に移ることはあり得るだろうと、それは厚労大臣としてそういう方向は正しいと思っていられるということですか。

○国務大臣(田村憲久君) 非正規、契約社員だけでは足りないんですけれども、直接雇用である非正規の社員の方々、それから派遣の方々、それぞれメリット、デメリットあると思います。

直接雇用で契約社員のような方々は、要するに直接企業とそのまま契約しているわけでありまして、雇用と働く場が一緒であるという部分があります。ただし、有期である場合、期限が来た場合には、それで雇止めということが起こる可能性はあるわけでありまして、すると御本人がまた次の仕事を探していかなきゃならない。一方で、派遣の場合は、雇用契約を結んでいるところと働く場は違っております。そこは不安定なところはありますが、しかし、期限が来た後、派遣会社が次の働き先を探してくれる、こういうメリットはあるんだと思います。あわせて、これは外資でありますけれども、契約社員等々直接雇用の有期の方々派遣社員と比べますと、時間当たりの賃金は派遣社員の方が高いという、そういう現実もござい

でありますから、それぞれ選択の下においてどちらを選ぶかということはあります。

更に申し上げれば、多分、直接雇用の有期社員等々非正規の社員の方々と派遣社員を見ますと、派遣の場合は、今回は法律の中でかなり均等待遇に向かつてのいろんなものを入らせていただいております。そういう意味では、そちらの方は義務化をしておりますが、一方で直接雇用の場合

は、非正規社員を正規社員にするかどうか、若しくは均等待遇するかというような部分に関しては義務付けはないわけでありまして、そういう意味では法律の中ではかなりそのような形のものを均等待遇、均等待遇に向かつて準備をさせていただいておるとい意味では、今回の改正法というのはそれなりに意味のあるものであろうというふう

○石橋通宏君 このところは、間接雇用、大臣今いろいろの申し述べられましたけれども、間接雇用、派遣の現場の様々な問題点、これはあるわけですから、そのところを本場にしっかりと日をかけて考えないと、これは本当に、単純に賃金、時間の賃金単価が高いから、じゃ間接雇用でいいのかという話じゃないわけで、大臣よく数字出されますけれども、あれは、じゃ、ほかのボーナスがどうなのか、退職金はどうなのか、様々な、生涯賃金ベースも含めていろいろなか考えなきゃいかぬし、あと、総理がよく言われている、労使でと言っているんですが、僕すごく大事なことだと思っているんですが、総理御存じのとおり、これ大変残念ながら、今の日本の労使、組織率がどれぐらいかというのは、これは総理御存じのとおりだと思っておりますが、残念ながらとしまして労使関係のない職場というのが圧倒的に多いわけでありまして、そこをどうしていくのかというところもある。じゃ、間接雇用の場合の労使関係がどうなっているのか、これ大臣よく御存じで、これも大変残念ながら、間接雇用の現場で労使関係というのはなかなか難しい状況にある。

そういう中で、じゃ間接雇用、本当にこれ、今回の法律がむしろ大変厳しい働き方の間接雇用である派遣を増やしてしまう結果になってしまつたら大変なことになるんじゃないか、我々はそのう心配をしているわけで、是非この点、本当にこれからしっかりと議論させていただければと思

大臣、ちょっと時間がなくなってきましたので

で、派遣の中で女性の占める割合、これどうなっているか、数字をお持ちでしたら是非紹介してください。これ、通告していると思います。

○国務大臣(田村憲久君) 済みません。こちらの方がしつかりと委員の御質問の御説明を把握していなかったということで、許していただければ、明日こちらの方から御説明を、数字の方を出させていただきますと思います。

○石橋通宏君 あつ、ちよつと準備されたようです。

○委員長(山崎力君) よろしいですか。

それでは、田村憲久厚生労働大臣。

○国務大臣(田村憲久君) 五八・六%でございます。

○石橋通宏君 済みません。それ、どういう推移でその今の数字に至っているかも、ちよつとこれ、推移をという話をしておりましたので。

○国務大臣(田村憲久君) 年にわたつての推移でございますね。時間の経過とともにの推移でありますね。

平成十五年が七四%、派遣に占める女性の割合でございます。平成二十二年が六四・六%、そして二十五年が五八・六%でございますから、七割五分近いところから六割切れのところまで比率が落ちてきておるといふ状況でございます。

○石橋通宏君 これ、総理、実は比率が落ちてきたのは決して、女性の派遣が減つたというよりは、むしろ男性の派遣が増えたということから比率が落ちたわけですが、これ、一九九九年そして二〇〇四年、派遣法の大改正があつたときに、やつぱり女性の雇用に非常に大きな影響出たんです。ですから今回も、先ほどの、総理、女性の働き方、女性の活躍といったときにまさにそのことを念頭に置いて制度設計をしていただきたいということも含めて、また明日以降しつかりとこの点議論させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長(山崎力君) 以上で金子洋一君の質疑は

終了いたしました。(拍手)

○委員長(山崎力君) 次に、山本香苗君の質疑を行います。山本香苗君。

○山本香苗君 公明党の山本香苗です。よろしくお願ひいたします。

先日、福島市内で阿部美和さんという方にお会いしました。彼女は、歯科衛生士として福島市内で初めて障害者歯科診療の立ち上げに携わつて、それ以来、障害者の支援に携わりたい、そういう熱い思いを持っておられたそうです。そして、震災を機にNPOを立ち上げて、桑の実というカフェをオープンして、障害者の就労支援を今行つておられます。連日、ランチのときはお客さんではばいっぱいになるそうです。現在、障害者の方を五名雇用されておりますけれども、もっと雇用したいといふお話を伺いました。

今、この阿部さんのように、お金を稼ごうというよりも、自分の目の前にある課題を何とか解決したいという思いでNPOなど非営利組織の形で起業する女性たちが増えていきます。私は、もつとこうした方々、こういったNPOなど非営利で起業する女性の人たちを支援していただきたいなと思うんですが、総理はどういうお考えでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 昨年、官邸におきまして、そうしたボランティア団体、NPOの方々と障害者を活用あるいは雇用している方々を集めた際に、ある女性の方は、これは三軒茶屋でフレンチレストランを経営しておられるんですが、知的障害あるいは精神障害の方々を従業員として使つておられると。私もそこに一回お邪魔をしたわけでございますが、大変な人気でございます。

これはまさに女性ならではの感性によつてうまく経営をしておられるなど、こう感じたところでございますが、地域の課題解決や地域活性化の上でNPOは大変重要な役割を果たしているわけでございます。政府としてもこれらの活動の広が

りを後押しすることが重要であると認識をしております。政府としても、例えば商店街の空き店舗を活用した預かり保育など中小企業と連携した事業を行うNPOの創業を支援しているほか、女性の起業家を優先的に支援するなど積極的に支援を行っているわけでございますが、今後とも、人材、信頼性の向上といった点からNPO等の活動を支援をし、そして活力ある共助社会づくりを進めていきたいと思ひます。

○山本香苗君 今お話にありましたNPOへの起業支援につきましては、先月の予算委員会におきまして茂木大臣から、三月に開始する公募においてNPO法人も支援対象としたいと答弁していただきました。しかし、三月から始まつた公募におきましては、中小企業者の支援を行うNPO又は中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となつて設立するNPOと要件が付いています。中小企業に裨益効果があるかどうかじやなくて、NPOをストレートに支援していただきたいんです。茂木大臣、お願ひいたします。

○国務大臣(茂木敏充君) 山本委員、海外の事情もお詳しく、ノンプロフィット・オーガニゼーション、単にボランティアではなくて、海外では様々な社会の分野で極めて重要な役割を果たしている、間違いないところがあります。委員の御指摘もいただきましたが、二月の末から実際公募を始めておりますが、その中では一定の要件を掛けつつもこういったNPO法人について対象としていきたい。

ただ、その範囲についてもう少し広げられないかと改めて御要望をいただきましたので、関係省庁とも協議をいたしまして、こういった創業の補助金、一回だけでやめようと思つておりませんが、継続したいと思つておりますので、今後どのような範囲にできるかと検討してみたいと思ひます。

○山本香苗君 ありがとうございます。

P Oがお金を借りるのは大変です。是非対象にしてください。

○国務大臣(茂木敏充君) 現在、委員おっしゃるように、この信用保証制度の対象となつていない、そのためにどうしてもNPOとしての事業活動、本来だつたら広げたいのに広げられない、こういう部分もあるんだらうと、そんなふうに思つております。

今後、実態といひますか、例えば事業実態において会社と同等にみなせるか否かとか、NPO法人に対します既存の支援策とのバランスの問題であつたりとか、中小企業政策の対象となつていない一般の社団法人などほかの法人形態とのバランス、こういったことも検討しなければなりません、こんなことができればいいと思ひます。

○山本香苗君 要するに、現行におきましては、何が何でも中小企業と絡めなくちゃ駄目だというような要件が課されているわけですが、今大臣の御答弁の中にありましたとおり、NPOの中には中小企業とほとんど実態が変わらないような事業型のNPOというのもございます。また、地域の活性化や雇用創出に大変役立っているというNPOもよくあることを御存じだと思います。

是非とも、NPOをまたこの中小企業と同様に新しい経済の担い手としてしつかりと位置付ける方向で、中小企業基本法並びに既存の法律、制度、それを可及的速やかに見直していただきたいんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君) 中小企業基本法であります。委員も御案内のとおり、中小企業者、これを新たな産業の創出、そして市場における競争の促進などの使命を有するものと捉えておられまして、原則として営利を目的とする事業者、これが中小企業基本法の対象であります。御案内のとおり、関連の法案であつたりとか、それに関連した施策たくさんありまして、その中の一部では、中小企業等の振興に資するNPO法人、これも対象にしているところがありますけれども、こ

れから恐らく健康、医療、福祉、社会教育、こういった分野でNPO法人の出番といえますか役割はますます大きくなっていくと、そんなふうな思っております。

そういった中で、会社であつたりとかNPO法人など組織形態も多様化している。つまり、社会のニーズ、活動できる分野も組織も非常に多様化をしているという中で、基本法ですから、なかなか明日すぐという話にはいきませんけれども、今後どういふふうな考えていったらいいか、よく整理をしてみたいと思っております。

○山本香苗君 検討に着手をしていただけたという御答弁だと理解して、次に行かせていただきたいと思います。

官房長官にお伺いさせていただきたいと思ひます。

今国会におきましては、健康・医療戦略、これを推進するための法律案が提出されております。この戦略によりまして、国民に健康長寿社会を実現するんだ、そういうことが大きい目的として掲げられているわけですが、法案を見させていただきまして、肝腎要の、国民や患者のニーズを詳細に把握して、そのニーズを反映させていくという仕組みがないんです。是非そういう仕組みをつくっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 委員御指摘のとおり、患者の皆さんのニーズというものをこの戦略の中にしっかりと入れ込むということは、これ極めて大事なことだというふうにそこは認識をいたしております。そして、そのことは間違いなく実行に移していきたいと思ひます。

例えば、現在、がんあるいは難病、こうしたものについては、厚生労働省において患者の立場からの意見を伺った中で政策をつくっているところがあります。そうしたものを活用する、あるいはまた関係省庁、これは総合的にやりたいと思ひますので、そうした省庁とも連携をしながら、今委員の御指摘のとおり、患者のニーズ、皆さんの

様々な意見というものをしっかりと酌み取ることのできる仕組みをつくって、計画の段階からしっかりと組み入れていきたいと思ひます。

○山本香苗君 ありがとうございます。

そこで、患者のニーズということで二点お話をさせていただきますと思ひますが、まず一点目は官房長官にお伺いしたいと思ひます。

今現在、白血病などの小児がんにかかるお子さん、約一万人に一人発症すると言われてますが、近年は治療法が進歩したことによりまして七割から八割治るようになってきました。しかし、入院というのは長期にわたります。本当に狭い病室の中での生活です。ベッドの上のスペースが子供の唯一の生活の場になっております。感染症予防のために病室の外に出ることもできなくて、友達にも兄弟にもなかなか会えません。親は昼も夜も子供に付き添って、簡易ベッドで仮眠しています。こんな過酷な環境の中で小児がんの子供と家族は闘っています。

こうした家族を支えるために、神戸市にNPO法人がチャイルド・ケモ・ハウスというのを造りました。ここでは、小児がんの子供と家族が我が家と同じ環境で滞在できるだけではなくて、併設する診療所で治療も受けられる、日本初の小児がん専門治療施設です。しかし、住居部分が病室と認められていないために入院基本料が付きません。そして、入院しているという形で認められないため、患者負担が増えます。そのため、今、住居部分を病室とみなしていただけるように、国際戦略特区の枠組みの中で今規制緩和を目指しているという伺いました。

今、小児がん拠点病院は全国に十五あります。こうしたケモ・ハウスのようなところは、全国に少なくとも五、六か所以上は絶対必要だと思ひます。過酷な環境で闘っている小児がんのお子さんと家族を治療に専念させてあげたい、そういう思ひで、是非とも早く規制緩和を実現していただきたいんですが、いかがでしょうか。(発言する者あり)

○国務大臣(田村憲久君) 神戸のチャイルド・ケモ・ハウス、大変素晴らしい、医療機関と住居部分が併設している、そういうような施設だといふうにお聞きいたしておりますけれども、非常にすばらしい施設だといふうにお聞きいたしております。

もちろん、有床診療所の扱いになるんだろうと思ひますけれども、そうなれば、人員配置基準とか、それから構造設備基準等々、こういうものはある程度クリアしていただかなきゃなりません。今、神戸市にお聞きしますと、神戸市も、長期間御家族が滞在されるので、果たして病院というような形で申請していいのかなのか戸惑っております。もちろん、有床診療所とちよつと細かな基準がありまして、病床のうち半分しか、要するにこれ、差額ベッド代をもうらうような個室になると思ひますので、そういうものは造れないといふような基準もあるんですけれども、いずれにいたしまして、神戸市、それから、当然その病床規制等々関わってくるのは県でございますから兵庫県、こういうところと密接に連絡を取り合わせていただきなから、今委員がおっしゃられたような方向性、求めておられるのであるならば、いろいろと我々も検討させていただきます。このように思っております。

○国務大臣(菅義偉君) 一義的にはこれ厚生労働省であります。今大臣が答えたとおりだろうといふうに思ひます。

そういう中で、他の省庁と連携をする当然必要もあるわけですから、実際これは許認可が神戸市でありますので、今総理がこれはやった方がいって言っていましたけれども、いずれにしろ、政権として、そこはそうした方向でしっかりとこれ検討させていただきたいと思ひます。

○山本香苗君 総理も小さい声でやった方がいいとおっしゃってくださったのを私も伺いましたので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、田村大臣の方に。

なんです、多数該当は手付かずのままなんです。先日、乳がんが再発した女性から、病気のために仕事を辞めざるを得なくなつて、収入が絶たれて自己負担限度額すら払えない、治療を断念せざるを得ないという悲痛な声が寄せられました。また、がん患者を支援する団体からも、治療費が払えず治療を諦めている患者さんが増えている、特に年収が三百万円ぐらいの方が本当に大変だ、そういった声を伺っています。衆議院の予算委員会、この多数該当の見直しについて田村大臣は、これからの検討課題と答弁されました。難しいことは重々承知しています。でも、治療が長引くことによつて月々の負担が物すごく重くなっているんです。多数該当で下がっているといえども重いです。

お金の切れ目が命の切れ目になることのないように、多数該当の見直しについて真剣に検討していただけないか。

○国務大臣(田村憲久君) モデルケースで、三人家族で、今まで二百十から七百七十万、九十万でしたかね、そこまでの方々は八百万円プラスアルファであつたわけですが、これを今回、五万七千六百円というのを三百七十万円以下の方々という形で自己負担部分の限度額、これを高額療養費の中において引き下げるといふことをさせていただきまして、その中において、多数該当、今言われたように、何回も何回も一年のうちこれを高額療養費まで行つてしまうという方々でありますけれども、こういう方々の上限を、今四万四千四百円、高いのではないかと、もう少し下げてほしいという御要望たくさんあるのも我々も承知をいたしております。

公費の掛かる部分でもありますし、保険者の方々の御理解もいただかなければなりません。今般これを引き下げるといふのは、もう今の状況、予算まで提出させていただいたという中において、難しいところがあるわけですが、さらに、来年度、再来年度に向かって保険者等々ともいろいろと話し合いをさせていただきなから検討をさせ

ていただきたいというふうに思います。

○山本香苗君 是非とも、具体的な制度設計に向けて厚労省内で御検討をしていただきたいと思

次に、子ども・子育て支援新制度についてお伺いをさせていただきたいと思

先月の十四日に、新制度における量的拡大と質の改善を実現するためには約一・一兆円必要だ、そのような試算が初めて示されました。このうち七千億円は消費税の引上げ分が充てられることになつておりますけれども、残りの四千億円は財源のめどがまだ立っておりません。そのために、この子ども・子育て会議で出されたペーパーに、優先順位を付けるとの名目で質の改善の削減を示唆するような文言が書かれているわけなんです。

量の拡大と質の改善は車の両輪です。まず削減ありきではなくて、何としても必要な財源の確保に全力で取り組んでいただきたいと思うんですが、総理、力強い答弁をお願いしたいと思

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 子ども・子育て支

援の充実については、昨年の六月に少子化社会対策会議において決定をいたしました少子化危機突破のための緊急対策において、子ども・子育て支援の質、量の充実を図るための財源として、これ質、量両方でございますが、消費税の引上げにより二十九年度までに確保する予定の〇・七兆円程度を含めまして、一兆円を超える、一兆円超程度の確保に努めることとしております。

今後とも、必要な財源を確保できるようしっかりと取り組んでまいります。

○山本香苗君 確保していただけるということでございますが、それともう一つ、先月のその同じ会議で示された今後のスケジュールというペーパーがありました。その中には、四月から六月にかけて仮単価提示というふうなことが書かれておりました。六月なんて遅過ぎます。四月でも間に合わないんじゃないかというような声が上がっている中で、是非とも四月には出していただきたい

と。そしてまた、公定価格の設定におきましては、幼稚園と保育園、この公平性を絶対に確保していただきたいと。

この二点、引き続きまして、総理から力強く御答弁いただきたいと思

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 公定価格につきましては、関係者も参加した子ども・子育て会議における議論を踏まえまして、来年度の早い時期に仮単価をお示しをしないと、来年度の早い時期に仮単価を、これはまあ来年度の早い時期ですから、お示しをしたいと思います。その際には、国会の附帯決議も踏まえまして、幼保間の公平性が担保されるものにしてまいります。

○山本香苗君 早い時期にということ、四月にということ念頭に置いて、頑張って政府部内督励していただきたいと思

保育の質の改善、田村大臣、一生懸命取り組んでいただいておりますが、田村大臣に是非ともお願いしたいんですが、保育の質を改善していくために諸施策打っていただいておりますが、保育施設における子供の死亡事件など重大な事故が起きた場合に、事故の報告、検証を求めて再発防止策を取ることは極めて重要なことだと思

新制度におきましては、施設事業者に対して事故報告というのは義務化されることになっていきます。しかし、検証というのは義務化されることになつていません。また、報告された情報を全国的に共有するためのデータベースも今ないんです。ですから、自治体なんかには保育関係者の方が聞こうとして、別に個人情報を知ろうと思つて聞けるわけじゃなくて、どういう事故だったかについてこうとしたり、教えられませんか、個人情報ですというふうなことを言つて全然教えてもらえないというのが今の現状なんです。

是非とも、こういった事故情報の報告とともに検証も義務付ける。と同時に、全国的に共有するための保育事故情報データベースを作る。この二点は確実に新制度においてやっていただきたい

思うんですが、田村大臣、お願いいたします。

○国務大臣(田村憲久君) 今委員おっしゃられましたとおり、今般、保育現場の事故、これを防止するための指針の整備と併せて、報告を義務付けるということいたしております。

しかし、おっしゃられたとおり、その後、来た報告を収集して、分析して、そして周知、指導をしていかなきゃいけないわけでありまして、その周知、指導まで考えますと、しっかりとデータベースというものを作りながら検証をしなければならぬわけでありまして、情報をちゃんと上げていただくということこれは義務でありますし、その後の検証、そしてデータベース、こういうものをしてしっかりとできるように我々は検討してまいりたいというふうに考えております。

○山本香苗君 ありがとうございます。

もう一つ、認可保育所で事故が起きた場合は、独法の日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が使えるんですが、新制度における小規模保育などの地域型保育は対象外になつていきます。このままいきますと、無保険保育所ができません。

是非とも、この災害共済給付制度に小規模保育等の地域型保育も加入できるようにしていただきたいと思

○国務大臣(下村博文君) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付事業は、学校の管理下で起こった災害に対して給付を行うというものでございまして、御指摘のように、現在、小規模保育事業などの地域型保育事業についてはこの制度の対象にはなっていないわけでございます。これ、衆議院の予算委員会分科会で御党の伊佐委員から同じ質問を受けてまして、そのときには非常に慎重な答弁させていただいたんですが、再び山本委員から質問を受けたということもございまして、この地域型保育を災害共済給付の対象とすべきという趣旨については前向きに検討したいと思

ただし、ただし、これは厚生労働省との関係がございまして、まずは、給付の要件である施設の管理下での範囲を明確にするため、地域型保育事業について保育所と同等の施設としての法的位置付けをまず明確にすること、それからもう一つは、この地域型保育事業に関する管理基準の内容と実際の事故の発生状況の詳細な検討等の課題、これをクリアしていくことによって前向きに検討できると思

○山本香苗君 田村大臣、今の課題どうクリアされますか。

○国務大臣(田村憲久君) 客観的な基準は、当然のごとく、今般、これ認可をしなければならぬ、自治体の認可でありますけれども、しなければなりませんので、これは客観的な基準は作つてそれを守つていただくという話になると思

一つ、この制度は文科、例えば幼稚園等々、その予算の中でオーバーした場合はその部分を国庫で見るといふふうになつていないんですけれども、保育所の場合はそうなっていないものでありますから、心配されるのは、地域型保育給付事業が、例えば今回の小規模保育も含めて、家庭の保育も含めて、なかなか家庭の保育、基準も難しいところあるんですけれども、そういうものを入れる場合に、事故が多かった場合には掛金がその分だけ上がってしまうという、そういうおそれがあるものでありますから、その点を御心配をいただいておりますというふうに思

ですから、制度スタートした後、状況、事故率がどういふものなのかということも含めて調査しまして、その上で、我々としても、それは我々は入れていただければ有り難いわけでございますので、文科省の方にお願いをさせていただきたいというふうに思

○山本香苗君 ありがとうございます。

ではもう一つ、保育だけでなく児童も大事なんです。児童は保育と異なつて、新制度においても地域子ども・子育て支援事業の一つなんです

ね。実施は市町村に任ざれていて、なかなかこれ進みません。

そこで、総理にお願いなんです。保育同様、国がしっかり支援していくんだ、強いメッセージを伝えるように、総理のリーダーシップで、例えば学童待機児童解消加速化プランみたいなようなものを作っていたらと思うんですが、どうでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 詳しい答弁は田村大臣からいたしますが、基本的に、前向きにしっかりと検討していきたいと思っています。

○国務大臣(田村憲久君) 八千七百人ほど待機児童、学童の方もいるというふうにお聞きしております。

今般、新制度の中において、例えば今までなかった人員配置の基準、質を担保するという意味からそういう部分をしっかりと付けさせていただいたりでありますとか、加算もいろいろと用意をさせていただいております。そういうところに力を入れながら、まずは待機児童解消加速化プランであります。しっかりとこの放課後児童クラブの方も整備をするために我々努力をしてまいります。

○山本香苗君 総理の答弁の方が前向き感が出ていたんですが。

では、もう一つ、文科大臣にお願いしたいんですけども、学校施設に学童を開設するというのは、コスト面から見ても早くて極めて有効なんです。増えていきますけれども、しかし一方で、教育現場では管理負担や責任が増えるというって利用できないケースもあると伺っています。是非、下村大臣のリーダーシップでこれは抜本的な対策を打っていただきたいんですが、どうでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 仕事と子育てが両立しやすい環境づくりや働く女性への支援のため、放課後子どもプランの推進は安倍内閣の重要課題と位置付けておりまして、放課後の子供たちの健全で健やかな活動場所の確保を図る上で、学校施設の有効活用は重要であるというふうに思います。

このため、文科省では、放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施に際して、学校施設を放課後児童クラブなどへの転用時の財産処分手続の大幅な弾力化や、余裕教室や図書館等の活用が図られるよう厚労省と連名通知を發出して、学校施設の有効活用を促しております。

しかし、昨年の総務省の政策評価に係る勧告において、放課後児童クラブの拡充に当たって、学校の余裕教室等の活用は学校施設の管理上の理由から教育委員会や学校の理解が得られない場合があると指摘されておりました。このような事例の背景には、教育と福祉の関係間における意識の壁があることが問題ではないかと思っております。

これは私の方から是非委員にお願いしたいんですが、今、与党間で教育委員会についての協議をしておりますが、これは抜本的な、教育委員会制度を変えないと今の課題についてはなかなか解決できないという現場の問題がありますので、是非御党がこの教育委員会制度について踏み込んだ結論を出していただければ、この問題については改定できる状況でございます。

文科省としては、学校の余裕教室の活用促進が一層図られるように図ってまいりますので、私の方からもよろしくお願い申し上げます。

○山本香苗君 この後、協議をしております。学童の約半数では障害のある子供を受け入れているんですが、医療的なケアを必要とする子供さんはなかなか受け入れてもらえません。その理由の一つが、看護師の配置に国の補助がないことだというふうに言われています。是非、国のこのいわゆる看護師を配置した場合の加算ということも検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 放課後児童クラブで障害をお持ちのお子さん方、預かっておられる事例があるわけでありまして、やはり専門的な知識を持った方がおられないと、なかなか障害児の方々の対応は難しいわけでありまして。

そういう意味で、ここは加算というのをやってきておるわけでありまして、二十六年度百六十四万円という形で増額をさせていただきまして、これからも引き続き必要な額というものを我々確保するために努力をしてみたいというふうに考えております。

○山本香苗君 最後に、PKOについて総理に伺いたいと思います。

昨年の末、政府はPKO法二十五条に基づいて国連を通じて南スーダンでPKOを展開する韓国隊に銃弾を無償譲渡することを決定されました。しかし、PKO法に基づく物資協力において譲渡される物資には、従来、武器弾薬は含まれていないとされてきました。また、仮に要請があっても断ると国会で答弁されておりました。従来の見解を変えたんですか。

○国務大臣(菅義偉君) 昨年十二月のこの件について、もう一度、どういう状況の中で決定したかということとをまず御説明をさせていただきたいというふうに思います。

南スーダンの治安情勢が非常に悪化する中で、国連南スーダン・ミッション及び韓国政府より我が国に対して、不足している弾薬の提供要請がありました。韓国隊の隊員及び避難民の生命、身体を保護する一刻を争う状況であったということです。そして、韓国隊の小銃に適用可能な弾薬を保有するのは、現地においては自衛隊のみであったということでもあります。そういう中で、緊急の必要性及び人道性、さらにはそうしたものが極めて高いという判断の下に官房長官の談話を發出をして、武器輸出三原則等によることなく、国際平和協力法第二十五条に基づく物資協力、その枠組みで譲渡することを決定したのであります。

委員御指摘のとおり、元々、平成四年の国際PKO法制定時においては、政府は武器弾薬供与が要請されることを想定しておらず、要請があっても断るということを答弁しておりました。しかしながら、PKOに参加する各国部隊は基本的に自ら必要な武器弾薬をあらかじめ携行していくの

がそれは当然のことだという前提の上に立って政府が基本的な答弁を述べたのでありまして、緊急事態における例外的な措置まで排除する趣旨ではなかったというふうに考えております。

本件の提供に当たっては、国家安全保障に関する外交・安全保障の課題であるとの判断から、いわゆる国家安全保障会議、四大臣会合を開き、さらに、文民統制という観点から九大臣会合も重ねて審議を行った結果、閣議決定を行うという手続を慎重に取った上で提供させていただいたことであります。

○山本香苗君 緊急事態における例外的な措置まで排除する趣旨ではないという理由でPKO法に適用されたということなんですが、そもそも自衛隊の活動というのは、想定外だとか緊急事態の局面に遭遇する機会はいっぱいあります。その都度、想定外だとか緊急事態における例外的な措置という理由で言い逃れをしていると、法律があつてないようなものになりかねません。

特に、安全保障の分野で緊急事態における例外的な措置で正当化してしまいますと、何でもできてしまうようなことになりかねません。このままでは法治国家としての内閣の立法行為に信用を失うことになりかねないではないかと考えますが、総理の御見解をお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 御指摘のとおりでございますが、基本的にはこの韓国隊に対して弾薬を提供したということは、元々は必要な弾薬、武器は携行していくという前提の下でございます。今回、弾薬が極めて少ないという状況の中において弾薬を提供しないことは、韓国隊の隊員あるいは韓国隊の人たちの助けを求めてやってきた避難民の命を危うくするという危険性がある中において、これは当時は想定していません。というところで例外的に出したものであります。基本的には、言わば安全保障に関すること、あるいはまた自衛隊の行動に関することについては、しっかりと事前に、事態の前に議論をしていくことが重要ではないかと、このように考えており

ます。

○山本香苗君 であれば、同様の事態が発生した場合、今回のように緊急事態における例外的な措置として正当化するのではなく、こうした緊急事態が起こることに備えてPKO法を改正するという対応を取らるんではないでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) まず、今回のその適用でありますけれども、先ほど申し上げましたが、まさに緊急性、人道性が高いという判断の中で、やはり当然日本は法治国家でありますから、内閣法制局始め関連省庁とも内容を詰めた上で、このPKOの物資協力の枠組みで譲渡したわけであります。

今後、そうした同様のものが発生する場合も、国家安全保障会議において審議を行い、個々に慎重な判断をしていきたいと思っております。現在、このPKOの参加の在り方について安保法制懇の中で様々な検討が行われているところであります。そういう中で、懇談会の報告を踏まえて、今委員の御指摘がありました、そうしたことも十分踏まえた中で判断をしていきたいと思っております。

○山本香苗君 終わります。

○委員長(山崎力君) 以上で山本香苗君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(山崎力君) 次に、井上義行君の質疑を行います。井上義行君。

○井上義行君 みんなの党の井上義行でございます。

建設的野党にも、総理、前向きな答弁をお願いしたいと思っております。

私は、外交の基軸に、日米同盟を基軸に、自由、民主主義、法の支配、そして基本的人権の尊重を守る価値観外交を基軸に置いております。

今回のウクライナ事態はこうした価値観に背く行為だと考えておりますので、ロシアの行動は容認できません。また、今回の事態によって日米同盟を紙切れだけの関係と言われたくない気持ちを持っています。一方、今回の事態によって経済制

裁の発動という事態になれば、我が国の経済そしてエネルギー政策にも大きな影響を及ぼします。また、北方領土、尖閣諸島、北朝鮮などの複合事態に発展してしまうことも想定をされます。既に北朝鮮は、日朝と協議をしながら、一方でミサイルを発射して日米に揺さぶりを掛けています。

今回のウクライナ事態については、私は、日米が一体となって共同歩調を取り、そして一方で安倍・プーチンとのパイプを生かし、最大限の努力を、安倍総理が主体的に行動すべきだというふうな思っております。確かに、総理ではなくていろいろな関係でやればいいだろうという慎重派の人もあるかもしれませんが、だけれども、私は、あえて総理が主体的な行動を取ることで信頼を勝ち取るというふうな思っております。

そこで、NSCの組織ができたわけですから、フル回転してこの問題について徹底的に議論をし、そして事態に備えて結論を出していただきたいというふうな思っております。そこで、今回のウクライナ事態で、四大国会合あるいは国家安全保障会議を開いてこうした問題に結論を出して、主体的に総理が行動してもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) このウクライナ情勢につきましては、先月二十七日の四大国会合において取り上げました。そして、連日、谷内国家安全保障局長が関係省庁を招集しまして情報収集、対応の検討を行っておりますし、私も適時指示を出しているわけでございます。今後とも、国家安全保障局を中心に関係省庁で緊密に連携をしていきたいと思っております。

【委員長退席、理事北川イッセイ君着席】
今までは、こうした事態に至ったときには、基本的に、外務省において、総理の談話あるいは外務大臣の談話またG7の談話というものを起案をしていくわけでございますが、今回はNSCができましたので、NSCにおいて、これは全体の事態を、様々な今後のシミュレーションを行いながら、そしてその結果どういう対応を取ったらど

ういう影響があるかということをしつかりと勘案しながら戦略的に対応を決めているわけでございまして、ここがまさに、NSCができる前とできただけ、大きな違いであります。基本的には、NSCにおいて、私が総理大臣として情報を一元的に集めながら、そのNSCに集まった情報を私のところへ上げてもらいながら指示をしているところでございます。

○井上義行君 是非、日本が世界平和のために汗を流す国家であるということを是非、米国や欧米あるいはアジア諸国に分かつてもらえようように行動をしていただきたいというふうに思っております。

それは、なぜ私がこういうことを言うかといえれば、集団的自衛権の解釈の変更に伴う法案にも影響が出てくるんだらうというふうに思っております。米国との同盟関係が紙切れの同盟関係を超え、真の友人になることができるかどうか、初めてこの法案の意味を持つというふうに思っております。自分が襲われたときに友人がいつも自分を助けてくれる、しかし友人が襲われたときには、ごめん、憲法があるから、逃げる関係で友人関係が本当にできるんだらうか、私はいつもそういうふうに思いました。

既に、北朝鮮のミサイルの発射を受けて、米国は、仲介者ではなく友人として日韓の関係改善に努めると、最優先課題として取り組んでいくということを言っているわけですね。ですから、日本も友人として対応していかなければならないというふうに思っております。一人前の国家とは、現実には目を背けずその課題を挑むことこそ、これが闘う政治家だというふうに考えております。

この集団的自衛権については、私も第一次安倍内閣の総理の首席秘書官として携わっておりますので、私としては理解ができます。しかし、そのイメージが先行してしまつて、必ずしも総理の意図が伝わっていない部分もあるんじゃないかというふうに思います。

私の理解では、総理は元々憲法改正論者ですか

ら、憲法解釈によって何でもかんでもできるということになれば憲法改正をしなくていいわけですね。だけど、総理は憲法改正をやると言っているんですから、憲法改正ができるまでに何か本当にできることはないのかということをややはり政権として、政治家として考えて、内閣官房の主任の大臣である総理が安保法制懇に、安保懇に、どこまで可能か、今の憲法の範囲でどこまで可能かどうかを検討させ、そしてその結論を得て、法制局の主任の大臣である総理大臣が今度は法制局に、その今までの憲法の議論の整合性を持たせて、そして、その結論を踏まえて、最終的に、閣議の主宰者である内閣の長たる内閣総理大臣が最終的に閣僚に諮って判断をする、そして、その判断があつて初めて官僚が法案に着手できるんだらうというふうに思っております。

私としては、本来であれば、例えばいろんなやり方があると思うんですね。総理が直接閣議にかけてやる決定もあるでしょう。しかし、あのときの議論は、いや、そうではなくて専門家にきちんとこういうことを議論してもらおうという形で安保懇ができたというふうに私は認識しております。ですから、丁寧に今手続を踏んでいるわけですから、この場で総理から国民に向けて、丁寧にこの手続、そして総理の思いを是非お伝え願いたいと思っております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 現在、安保法制懇におきまして、これは委員よく御承知のように、第一次政権におきましてはいわゆる四分類について議論をしてきたところでございますが、言わば日本を取り巻く情勢が大きく変わりました。脅威は国境を越えてやってくるわけでございますし、そして一国のみで一国の国民そしてその国益を守れる国はないわけでございますし、日本も当然そうであります。

その中におきまして、日本の言わば生存権ということを考える中において、今までの解釈のままでは日本の国民の命を守ることができるといふかという基本的な認識であります。その認識の下に、

ではどういう事態のときに、そういう憲法との解釈の中において、これは実際できないということにおいて日本国民あるいは日本国に影響が及んでいくかという観点から議論をしているわけでございまして、この集団的自衛権の解釈の問題について、集団的自衛権という言葉は抽象概念的な議論になりますとこれはなかなか分りにくいわけでございます。

まずは、これは押さえておかなければならない点は、権利としてあつてしかし行使できない、しかし、その行使は権利であつて、行使をしなければならぬということではないわけでありまして、かつ、その行使ができるということになつたとしてもそれは一定の制約が掛かるかどうかということについて議論をしているわけでございまして、その上において、実際に行使する上においては、自衛隊法を始め各種の法律を変えなければならぬ。その際には、当然、更に限定的な言わば制約が掛かってくるわけでありまして、国会との関係においても言わば具体的な議論がなされていく。国会において議論することではなくて、実際に自衛隊を動かす際に国会との関係についての議論も当然行われるわけで、国会の決議が必要かどうかということも含めて、これは個別の自衛権を発動するときにおいてもそうでありまして、当然そうしたことも具体的に議論していくということになっていくわけでございます。

今はその一番最初の段階においての安保法制懇における議論であります。この安保法制懇の結論を得た上において、法制局を中心に検討をし、与党と協議をして、必要であれば閣議決定を行い、解釈の変更、あるいはまた、これは集団的自衛権の行使だけではなくて、集団安全保障の中における海外の武器の使用についての考え方等についても、変更が必要であれば閣議決定を行い、その上において法整備が行われていくということになるんだらうと思ひます。

○井上義行君 是非、私は、憲法解釈にとどめることなく、これは多分最終的には憲法改正が、最終的な目標があつて、そして、それまでの間ということだというふうに思ひますので、是非憲法改正も視野に入れて取り組んでいただきたいというふうに思つております。

そこで、やはり総理は、政治の最終目標は憲法改正を成し遂げるという思いだというふうに私は思ひます。この憲法の改正には多くの賛同者が必要になってきます。そこで、将来で受けけれども、憲法を改正する場合、自公に加え、賛成する政党を加えた憲法改正内閣を発足する考えはあるのでしょうか、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この憲法改正については、三分の二の発議、議員の発議が衆参それぞれ必要でございます。今の連立内閣ではそれに達していないわけでございまして、当然、これは連立とかそういうことではなくて、広く賛同者を得るということは当然必要であります。そのための努力を積み重ねていかなければ憲法改正には至らないということではないかと、このように思ひわけでありまして。

しかし、言わば内閣を共に組むというのは、これは憲法だけではなくて様々な課題において政策の一致を見るということが必要であらうと思ひわけでございます。まずは憲法改正においては、それぞれの党の御理解をいただいて三分の二の賛成、これはまあその条文、何を変えるかということも当然あるわけでございまして、何を変えるかによつて、どういう条文を変えるかによつて、それは賛成していただけたところと賛成できないところも出てくるんだらうと、このように思ひところでございまして。

○井上義行君 是非、安倍内閣の間に憲法改正ができるようにお願いをしたいというふうに思ひます。

その憲法改正の前に総理に是非やっていただきたいということは、経済成長のために総理が言つた岩盤規制に打ち抜くことをやっていただかなければならないというふうに思ひますが、それは当然なんですけれども、是非、この拉致問題、これを解決を図つていただきたいというふうに思ひます。

一昨日も、総理も私も拉致被害者の家族にお会いをしました。私も拉致被害者の家族に会うことも言われるのが、誰々が亡くなったということをお聞きですね。やはりこうしたことを毎年毎年聞くというのは非常に心が痛みますし、私も、バツジを付けて、こういう立場になつて、何もできない、本当に歯がゆさが非常にあります。

この拉致問題というのは、私は、与党とか野党とかそういう立場というのはもうどうでもいいと思つてゐるんですね。やはり国が、日本国が一体となつて北朝鮮に立ち向かつていかなければならぬ重要な問題だと思つております。

ですから、安倍総理が北朝鮮に井上行けよといけば私は北朝鮮に行きますし、何でもやる覚悟であります。是非、総理には、まあ今、水面下でいろいろ努力をしているんでしようけれども、是非、あらゆる努力をする総理の決意を是非お聞かせ願ひたいと思ひます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 一昨日お目にかかつた皆様、横田御夫妻も有本御夫妻も十一年前と比べればお二人ともすつかりと頭、髪の色が白くなつておられたわけでございまして、月日の経過を感じられるわけでございまして、いまだに取り戻すことができない、大変申し訳ない思ひであります。

拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき最重要課題だと思つております。安倍政権の間に必ずこの問題を解決をしていく、この決意の下に取り組んでいきたいと、こう思つています。

〔理事北川イッセイ君退席、委員長着席〕

先月には、北朝鮮の人権状況に関する国連調査委員会、C O I が拉致問題は北朝鮮による人道に対する罪と断定する最終報告書を公表いたしました。この問題が国際社会の共通認識となつたわけでございます。これは大変大きな前進であつた

と、こう思ひわけでありまして、井上委員が私の秘書官をしているときから、国際社会の言わば連携、当時はなかなか理解はまだなかつたわけでございますが、とうとうここまで来たわけでございます。北朝鮮にその中において圧力を掛けながら、対話と圧力によつて必ずこの問題を解決をしていきたいと、このように思ひます。

○井上義行君 そこで、北朝鮮は金正日政権から金正恩政権に替つて、もし北朝鮮が内乱が起きたとき、果たして今の日本の法律や今の憲法の下で本当に救うことができるのか、これが本当の国なのかというふうに私は思ひます。やはり拉致被害者を救うために我々は努力をしているのに、もし内乱が起きたときに自衛隊がそこに行つて救出することができない。やはりこれは自衛隊が活動できる、救出できるような法整備をしなければならぬというふうに考えていますので、是非この法案の整備をしていただきたいと思ひますが、総理、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 現状の中において、現在の法の枠組みの中において、もし北朝鮮において内乱の状況が発生した場合においては、現行の在外邦人を保護するための枠組みとしては自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送があるわけでありまして、当該輸送を行う際には先遣先国の同意を得ることが前提となるため、御指摘の北朝鮮の内乱のような事態に際しては拉致被害者を救出することは困難であると考えられます。

他方、この派遣先国の同意が得られない場合には、部隊を派遣して自国民を保護、救出すること、は、国際法上は一定の条件を満たす場合には自衛隊の行使として認められる場合があると考えられます。

しかしながら、我が国の場合は憲法第九条の制約があるため、御指摘のような事態、すなわち我が国に対する武力攻撃が発生しているわけではなく北朝鮮の内乱のような事態については、一般的には直ちに自衛権発動の要件に該当するとは言え

ません。自衛隊の特殊部隊を救出するために派遣するといった対応を取ることは憲法上難しいと言わざるを、まあこれは、様々な検討を加えてもこれは憲法上は難しいという判断でございます。

いずれにいたしましても、拉致被害者の安全確保ということとは極めて重要であり、不断の検討を重ねてきているところであります。同盟国たる米国の協力も極めて重要であり、その意味において、私たちは拉致被害者等々の情報も米国側に提供しながら必要ときの協力は常に求めているところでございまして、今後、日米同盟を強化するための各種施策を講じると同時に、国際社会とも連携してあらゆる事態において全ての拉致被害者の安全を確保すべく全力を尽くしてまいりたいと思います。

○井上義行君 私は、是非、こういう事態が本当に起きたときに、拉致被害者家族に、いや、憲法があるからちよつと何もできない、こういうことでは私は良くない、やはり憲法の解釈という今議論をしているのであれば、こういう問題もしっかり入れていただきたいというふうに思っております。

そしてもう一つ、日本で、NSCの中で議論していかなければならないのが、北朝鮮半島をどのように考えていくかということをやはり考えていく必要があるのではないかとこのように思っております。

北朝鮮が韓国と統一になって朝鮮半島を安定するそういうやり方や、あるいは中国とかほかの国は、北朝鮮は中国の自治区になったらいいんじゃないかという人もいるかもしれませんが、あるいは自由とか民主主義とか基本的人権、法の支配を兼ね備えた北朝鮮国家なら、これは我が国にとつても安定するというような考え方が、いろいろあると思いますけれども、こうした朝鮮半島をどうするかということについては是非NSCの組織の中で検討をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 北朝鮮の体制につ

いてどうあるべきかということについて私が検討しろということについては、これは適切ではないというふうに考えるわけですが、北朝鮮に於いて、先ほどの、例として挙げました国連による調査委員会の報告書が出ているわけでございます。まして、まさに現在の北朝鮮の人権状況として拉致問題について認識は大変に厳しいことになっていくわけでございます。今このままの道を歩んでいけば北朝鮮の未来は開かれていないということ、北朝鮮自身が認識をし、政策を大きく転換していくことが北朝鮮の将来のためには不可欠であろうと思います。

○井上義行君 次に、教育問題についてお伺いしたいと思っております。

総理、今大学に入るのに非常に多額のお金が必要になってくるわけですね。やはりこういうことを私は改善をしなければならぬというふうに思っております。何人も、親の収入で子供が将来決まってしまうようなことでは、全ての人が高い能力と技術を身に付けることはできない、このように考えております。

今現在、例えば受験から入学までの費用で見ますと、国立大学で百十二万円、私立大学で百三十八万円なんですね。受験生の入学する家庭の平均の年収が平均七十九万七千円なんです。そして、今のサラリーマンの平均が一人当たり四百九万円です。そうすると、八百万円の人も家を持ち車を持ち、そして大学に上げようとするその負担が大変だということであれば、一つは所得税から減税するような、海外でも導入しているようなやり方や、あるいは貧しい子供でも奨学金を免除する仕組みを是非つくっていかねばならぬ。こういう考えで我が党も、今、私が中心となつてこうした軽減の税制措置とか施策の法案のたたき台を作っておりますので、是非こうした視点で、頑張れば必ず報われる社会をつくるという決意の下に総理の前向きな答弁をお願いしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 委員も大変経済的

に厳しい状況の中から様々な障害を乗り越えてきたということは、私もよく承知をしています。

頑張る人が報われる社会を実現していく上においては、教育の機会均等をしっかりと図っていくことが大変大事であると、こう思います。家庭の経済状況によつて大学等への進学が妨げられることがないように、学生や保護者の経済的負担の軽減に取り組みが必要であると思っています。

平成二十六年予算案においては、無利子の奨学金や授業料の減免を充実しているところであります。また成績の優秀な大学院生については奨学金の返還を免除しているところであります。さらに、税制においても、平成二十五年から、子供や孫に教育資金を一括して贈与した場合、贈与税を非課税としているところでありますが、今後ともこれらの施策等によつて学生や保護者の経済的負担の軽減に取り組んでいきたいと、このように思います。

○井上義行君 終わります。ありがとうございます。

○委員長(山崎力君) 以上で井上義行君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(山崎力君) 次に、田村智子君の質疑を行います。田村智子君。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。教育改革の一つの柱である教育委員会改革についてお聞きをいたします。

現在示されている自民党案は、首長の意向の反映を目的の一つに掲げて、首長が教育委員長と教育長を一本化した新教育長を任命する、首長が主宰する総合教育施策会議を設置して教育方針を策定するといったものです。こうした案に対しては、教育の不安定を招く懸念、二月二十日の毎日新聞の社説、政治介入に歯止めを、同じく朝日新聞社説などの批判が、懸念が相次いでいます。

総理、このような懸念にどのように受け止められますか、お答えください。

○国務大臣(下村博文君) 私の方からお答えさせていただきます。

教育基本法の精神にのっとり、学校教育においては政治的中立性を確保することが極めて重要であり、一党一派に偏した政治的主張が持ち込まれないようにすることが、そのようなことがあつてはならないわけでございます。こうした中、教育再生実行会議第二次提言では、日々の教育活動や教員の人事においては、政治的中立性を確保するための制度上の措置を講じるとともに、地域の民意を代表する首長が教育行政に連帯して責任を果たせるような体制とすることが必要とされたところでございます。

しかし、中教審答申の改革案については、首長の権限が強くなり過ぎるという懸念もあつたため、先般取りまとめられた自民党の案では、政治的中立性を確保するために教育委員会を執行機関としつつ、首長が教育行政に対し積極的に関与できる仕組みとなつたと承知しております。

自民党の案については、大方の方向性については共有できるものと受け止めておりますが、いずれにせよ、教育委員会制度改革については、現在、与党間において協議中でございます。この与党の協議を見守り、教育委員会制度を抜本的に改革をしていく法案を今国会で出させていたいただきたいと考えております。

○田村智子君 地域の民意を反映するのが首長だと言われますけど、これ、やっぱり何人もの候補者がいる中で一人の首長が選ばれているということですね。

それで、教育委員会の改革についてどういうことがやっぱり懸念なのか。これ、二月十八日報道の朝日の世論調査見ますと、政治的な考え方に左右されない仕組みが必要と答える方が五九%、政治家が学習内容をゆがめることに一定の歯止めが必要という方が七五%と。

やはり首長も政治家の一人ですから、首長や政治家の意見が学校教育を左右することのないようにと、これはやはり多くの国民が求めていることだと思ふんです。けれど、自民党の案は、首長

の意向の反映が必要だというのは、これ改革の目的として明確に掲げています。そして、教育の基本方針を決める会議も首長が主宰をするという。これでは国民の不安が強まるというのは当然だと思ふんですけれども、これはやはり責任者、これ安倍総理ですから、教育改革がこの国会の柱だとおっしゃるわけですから、総理の見解もお聞きをしたいと思ひます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この議論については、衆議院におきましてもずっと議論をしてきたところでございますが、この現在の教育委員制度は、教育現場で発生する様々な問題に対して誰が最終的に責任を負っているのか、また、いじめ問題等に機敏に対処するための体制ができていないかという点で課題があるわけでありまして、事実、課題としてこれは今も残っているわけでありまして、これは、教育委員会そのものの制度にもこれは大きな問題があるわけでございます。

言わば教育委員会自体が責任を分け合っている中においては、結果として誰も責任を取らないという事態にもなっているわけでありまして、みんなが責任を持つことによって、結果として機敏に誰かが責任を持つて指示をするということができない状況も起こっているわけでありまして、現在、与党においては、教育の、教育再生会議や中央教育審議会の提言を踏まえて、権限と責任の所在が明確となる体制を、政治的中立性や継続性、安定性を確保するという観点も加味しながら議論をしているところであります。

○田村智子君 いじめの事件などで誰が責任者かと。子供の命に関わるような問題が起きたときに、これ自治体の長も責任を持って行動を起こす、これは当たり前で、今の法制の下でもできるわけです。

この問題では、例えば大津のいじめ事件では、第三者調査委員会の調査報告書では、なぜ教育委員会が責任果たせなかったのかと。それは、教育長を始め教育委員会事務局が各教育委員に情報を提供しなかった、重要な意思決定にも参加させな

かった、教育委員会によるチェック機能が働かず教育長以下事務局の独走を許すことになったと、こういう指摘もあるわけです。

そうすると、何で自民党の案で教育長と教育委員長を一体にしちゃうのか、ますますチェック機能が弱まっちゃうんじゃないのか、こういう懸念も出てくるわけです。これはまた後日、私、議論をしたいんです。

今日私がお聞きしたいのは、やはり政治家の意向が反映することは非常に学校現場を混乱させるという懸念。これは、現実にならぬ事件が何度も起きてきたことによるからなんです。

例を挙げます。都立七生養護学校のところからだの学習裁判、昨年十一月、最高裁が上告を棄却して東京高裁判決が確定をいたしました。文科省、確定判決の概要の説明をお願いします。

○政府参考人(久保公人君) 本件事案は、東京都議会議員等が、平成十五年七月、当該学校を視察して教材や性教育の内容に関して教員らを批判するなどとしたこと、また、都教委が当該学校の性教育が不適切であるとして、性教育用教材を所管換えし、教員らに対し厳重注意の上、配置換えするなどしたことに關しまして、当時の同校教員及び保護者らが、これらの行為によって教育の自由が阻害されたとして、東京都及び都議並びに都教委に対し損害賠償等の請求の訴えを起こしたものでございます。

これに對しまして、昨年十一月二十八日の最高裁判決では上告を棄却し、これによって第二審判決が確定したものでございます。本判決では、大きな争点は、都議会議員が学校を視察した行為などが不当な支配に当たるかどうか、それから、学校で行われていた性教育が学習指導要領に違反するものであったと言えるかどうか争点となったところでございます。

このうち、不当な支配に關しましては、都議等の各行為が本件視察における教員に対する侮辱行為のみが違法であること、都教委の各行為は、このうち都議らの不当な支配から教員らを保護する

よう配慮しなかったこと並びに教員らに対する嚴重注意のみが違法であることを根拠といたしまして、その賠償責任が認められた事案でござい

ます。一方で、本件判決によれば、議員が教育実践の

実情を視察することにつきましては、この教育実践が自己の見解に沿わないものとの考えの下に、そのことを議会において指摘して教育行政機関の見解をただし、必要な措置を求めるための準備行為であったとしても、議会や議員の権限等に照らし、また、これが教育委員会の対応を事実上義務

付けるものとは言えないことに照らし、また、不当な支配に当たると言うことはできないなどについての指摘もなされているところでございます。

また、当該養護学校における性教育が学習指導要領に違反するかにつきましては、本件判決によれば、本件性教育は、本件養護学校において平成九年七月に起きた生徒同士の性的交渉を始めとする性に関する問題行動が多発したこと、知

的障害を持つ児童生徒にふさわしい性教育として、校内性教育連絡会を設けて全校的な取組を行い、校長を含む教員全体で、七生福祉園や保護者とも意見交換しつつ、試行錯誤しながら創意工夫し実践されてきたものである。このように、個々の教員が個々の考えに基づいて独自に行うのではなく、学校全体として、校長を含む教員全体が共通の理解の下に、生徒の実情を踏まえて保護者等とも連携をしながら指導内容を検討して組織的、計画的に性教育に取り組むことは、学校における性教育の考え方、進め方、性教育の手引等が奨励するところであり、これに適合した望ましい取組方であつたと言ふことができる。

その内容においても、本件性教育が、一審被告都教委の心身障害児理解推進研修事業として、東京都知事障害養護学校校長会及び同校頭会で主催する専門研修において他校の校長を含む教員らに紹介されたにもかかわらず格段の問題点の指摘もなかったという事実も、これが本件学習指導要領に違反しないと考えている教育関係者が多数いたこ

とを示している。

知的障害を有する児童生徒に対する性教育として何が優れているのかは、教育に関する専門的知識、経験を踏まえた議論によって決すべきことであり、この裁判においては、学習指導要領に違反する違法なものであるかどうかという限度で判断すべきものであるが、以上によれば、本件性教育が本件学習指導要領に違反すると断ずることはできないものと言ふはかたはなと指摘されているところでございます。

○田村智子君 次の質問までお答えいただけます。

この裁判は、やはり都議が視察で養護教諭を侮辱したのは不当な支配だと、都教委は教員を保護する配慮義務に違反したと、都教委による教員の嚴重注意は裁量権の濫用であるということが認定をされた。そして、手作りの教材を使つて行つてきたその性教育は学習指導要領違反でもないというところ、この三人の都議が、教育の実践を実際には見ることもなくて、勝手に不適切と決め付けた。手作りの教材は使えなくなった、抽象的な教育へと変更させられた、都教委は懲罰的に七生所属の教員を多数他校に異動してしまつた、その一番の犠牲は子供たちなんです。

こういう政治介入はやつてはならないということだと思ひますけど、これ確認したいと思ひます。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 御指摘のあつた都立七生養護学校の事案に關する判決においては、教育委員会の職員には都議らによる不当な支配から学校の個々の教員を保護する義務があつたにもかかわらず、これを行なかつたこと等を根拠として賠償責任が認められた事案であると承知をしております。

教育基本法においては、教育は、不当な支配に服することなく、法令の定めるところにより行われるべきものとされており、国民全体の意思を代表するものとは言えない一部の社会的勢力が党派

的な力として教育に不当に介入してくることがあつてはならないという意味でございます。

本来、議会は、その所属する地方公共団体において、教育を始めとする行政全般にわたり適正な議会運営や議員の調査活動を通じて多様な民意を反映したより良い施策形成を図るための機関であり、教育内容に関わることであつても、法令に基づく調査活動等であればこれは不当な支配には当たらないものと考えます。私も実際にこの七生学園には視察に行きましたが、当然これは不当な支配には当たらないというふうに考えております。これは一議員として、文科大臣になる以前の話です。

その後、都教委においては、この当該事案が不適切な指導の事例であつたとの認識の下、つまり、過激な性教育であつたということは都教委も認めて、性教育の手引の改訂をその後行うなど、学校における性教育が適正に行われるよう必要な措置を講じているものと認識をしております。

○田村智子君 それは判決を理解していないですよ。

七生で取り上げられた教材というのは、例えば男の子がおしっこをするときにズボン下げてお尻見せたりしちゃう駄目だよと。そういうことをやる性と犯罪者にさせられちゃうこともあるわけですよ。では、どうするのか。タイツで性器も描いたものを男性教員が履いて、こういうふうにするんだよ、実践的に、具体的に、視覚的に知的障害者の方々の権利を守るためにやってきた教育ですよ。それを変えさせたことは不当ではないということですか、文部大臣。

○国務大臣(下村博文君) 都議会議員等の視察において教職員等に対する侮辱、暴言があつたということは、これは裁判で言われていることでありますし、事実だと思います。それをもつて不当ということであれば、そのとおりだと思います。

ただ、一方、私がこれは議員として視察に行つたとき以前の話であります、やはり我々から見ても過剰な、過激な性教育として行われているの

ではないかという、そういう事例がありましたし、我々が別に指摘したわけではありませんが、東京都の教育委員会がそういう認識の下で性教育の手引の改訂を行ったということは、これは事実でございます。

○田村智子君 判決は、学習指導要領に沿つたものであると。それなのにそういう答弁出てくるから不安になるんですよ。

もう一つ事例挙げます。埼玉県の実例です。これ、昨年十二月、埼玉県議会文教委員会が県立朝霞高校の台湾への修学旅行と平和教育の内容を問ひだす質疑が行われました。その中で、生徒の感想文全員分を提出すべきと一部の議員が求め、提出された八人分の感想文の内容がチェックをされた。子供の内心に踏み込むような議論に、余りに教育の現場の中に深く関与し過ぎているのではないかと発言する議員もいました。これ我が党議員では、別の議員です、我が党議員は残念ながら文教委員会に議席ありませんでした。

また、昨年九月の文教委員会では、自国や郷土に誇りを持つてるといふ埼玉県教育方針に沿わないとして、実教出版の日本史教科書を採択した県立高校の校長を一人一人呼び出して、採択理由を問ひだすということが行われました。平和教育の内容が自分の見解と異なるからと生徒の感想文の提出まで求める、特定の教科書に意見があるからと校長を一人一人問ひだす、これ異常だと思ふんですけども、いかがですか。

○国務大臣(下村博文君) まず、御指摘のあつた修学旅行の件でございますが、埼玉県立朝霞高校の平成二十四年度の台湾への修学旅行の事前学習に関する感想文の提出を埼玉県議会文教委員会が求めたことを受け、教育委員会が生徒八人分の感想文を匿名で提出したものと承知をしております。

また、教科書採択については、埼玉県教育委員会が平成二十六年度に県立高校において使用する日本史教科書について実教出版の教科書を採択したことに関連し、県議会において実教出版の教科

書の採択を希望した高校の校長に対してその理由の聴取が行われたものと承知をしております。

公立高校において使用する教科書の採択権限や修学旅行に関する最終的な決定権限は教育委員会に有しており、基本的に教育委員会がその説明責任を果たすべきものと考えますが、県議会による自律的な運営として調査を行うことは、これは不当な介入とは言えないものと認識いたします。

いづれにせよ、本来、教育内容に関わることであつても、法令に基づく適正な議会運営や議員の調査活動の対象とするのは、これは不当な支配に当たらないものと考えますが、学校の個別具体の教育活動に直接関わる場合には十分な配慮も一方で必要であるというふうに考えます。

○田村智子君 これ、生徒の感想文まで提出させるのは異常だと思いませんか。検定合格している教科書を採択したのにその理由を問ひだされる。異常だと思わないんですか。もう一度お願いします。

○国務大臣(下村博文君) これは余り例がないことではあるというふうに思いますが、しかし、不当な支配ということではなくて、県議会は県議会の文教委員会の立場からそれを聞きたいと、そういうことでの判断だったのではないかと思います。

○田村智子君 これ、そういう答弁が出てくるのは、やっぱり安倍総理の教育改革の方向とも重なっているんじゃないかと思わざるを得ないわけですよ。

総裁直属の組織、自民党教育再生実行本部は、昨年六月、教科書についての中間まとめを総理に提出をしております。ここでは、多くの教科書にまだまだ自虐史観に立つなど問題となる記述が存在する、教育基本法や学習指導要領の趣旨をしっかりと踏まえた教科書で子供たちが学べるようにするため必要な対策を行うべきという提言がされております。

総理、こういうことが教育再生、教育改革なんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 教育基本法を改正をしたわけございまして、新しい教育基本法にのっとつてしっかりと教育を行っていくようにと、そういう趣旨の提言であつたと思います。それはまさに新しい教育基本法の趣旨を理解して教育を行っていくということは当然のことではないかと、このように思います。

○田村智子君 そうすると、その中間まとめにある、多くの教科書はいまだに自虐史観に立つていて、これは教育基本法の趣旨にそぐわないということなんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) それはまさに党の本部の提出でありまして、私が申し上げましたのは最後の趣旨のところございまして、その中において党の教育再生実行本部における判断を示したということではないかと思ひます。

○田村智子君 そうおっしゃるんですけども、実は安倍総理御自身が特定の教科書の採択促進に大変力を注いでこられた、こういう事実もあります。

前回、二〇一一年の教科書採択では、育鵬社の歴史・公民教科書出版記念行事に、安倍総理、元総理という立場で御参加をされ、新しい教育基本法の趣旨を最も踏まえた教科書は育鵬社であると私は確信しているかと挨拶をされております。

さらに、育鵬社教科書の採択報告と懇親の夕べ、これは採択の結果を報告する集いですね。ここにもメッセージを送つておられまして、扶桑社と比べて採択増加となつたことに祝辞を述べて、大半の教育委員会が新しい教育基本法の理念に目を向けることなく旧態依然とした現場重視の採択を行つた中で、日本人の美徳と優れた資質を伝える教科書が今後四年間で約二十五万名の子供たちの手に届くことになったことは、戦後の我が国の教育再生の基盤となるものと確信しておりますとメッセージに書かれていたわけですか。これが教育改革の目的、方向ではないんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 当時は、総理大臣ではなくて一議員としての見識を述べたものでござい

ございます。今まさに、私、総理大臣としては、しつかりとした採択基準の下に、検定基準の下に各教育委員会が適切に判断して採択をさせていただきたい、このように思っております。

○田村智子君 でも、元総理という肩書で、教育基本法を改正したにもかかわらず、このようなことが行われているという立場での御発言なんです。

私は、やはり時の政治家の思惑でこういうふうな学校は振り回されている、埼玉でも、なのに、そのことに批判もできない、総理の歴史観や道徳観を教科書や学校教育に押し付ける、そういう方向の教育改革、これ本当に懸念がされます。そういう改革は行わねばならないということを申し上げて、質問を終わります。

○委員長(山崎力君) 以上で田村智子君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(山崎力君) 次に、藤巻健史君の質疑を行います。藤巻健史君。

○藤巻健史君 日本維新の会、藤巻健史です。よろしくお願いたします。

まずは韓国についてお伺いしたいと思うんですけれども、最近、韓国は日本に対して歴史的認識とか領土問題でかなり強硬姿勢を取っていると思います。ただ、私、経済界におりましたけれども、経済面では日本は韓国に対して友情を示してきましたし、隣国としての責務を果たしてきたんだと思っております。特に一九九七年、アジア危機で韓国も大変な思いをしたはずで、当時は地獄を見たというふうに言われていましたけれども、そのときに日本は関係国中最大の金融支援を決めているんですね。IMFの融資枠に次ぐ、その補完的枠としてそういう枠を設定いたしましたし、それから民間金融機関も、日本の民間金融機関も韓国の民間金融機関に対して短期債務を長期に替えてあげるということで非常にフェーバーを与えたわけです。

そういう恩義を忘れていような気配があるんですけれども、こういう恩義をきちんとしたんだよということを外交的にもアピールする時期にあるんじゃないか、外交の切り札として使うべきではないかと私は思うんですが、外務大臣と総理大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 我が国の韓国に対する協力ですが、まずは一九六五年の日韓外交正常化の際に締結しました日韓請求権・経済協力協定に基づきまして経済協力を実施したわけですが、その際に無償供与として三億米ドル、そして円借款としまして二億米ドル協力をいたしました。これ合わせて五億ドルは、当時の韓国の国家予算が三・一八億ドルですので、韓国の国家予算の一・六倍の協力をいたしました。

そして、今御指摘になりました韓国の通貨危機に際しての協力でありましたが、輸銀による十億ドルの支援、さらには金大中大統領訪日時に三十億ドルの輸銀支援を行い、そしてあわせて、今委員からも御指摘ありましたIMFの国際的な支援の枠組みにおきましても、G7ほかで合わせて二百三十三・五億ドルの支援でありましたが、そのうちの百億ドルは日本が支援するというところで、最大の支援、二位の米国の二倍の支援を行っているという状況でございます。

こういった支援につきましては、金大中大統領、九八年十月に我が国を訪問した際に国会で演説を行っておられます。その際に、日本は世界の多くの多くの国よりも協力してくださった、日本の積極的で誠意のこもった協力に対し衷心より感謝する、こういった発言がありました。

御指摘のように、我が国としましては、こうしたこれまでの協力、取組につきましては、是非韓国側にしつかり理解をしていただきたいと考えております。こうした理解の促進を図りながら、是非韓国との協力を引き続き強化して、重層的で未来志向の日韓関係を構築していきたいと考えています。こうした理解を得ながら、対話のドアはオープンであるということをしつかり訴え、韓国側に

も同様の態度を期待したいと考えております。

○藤巻健史君 そうですね、恩義は一瞬で恨みは千年だと困りますので、是非よろしくお願したいと思います。

次に、消費税についてお伺いしたいんですけれども、日経新聞の昨年十二月十一日に、経済教室というコーナー、これ御存じだと思いますけれども、極めて硬い、日経新聞の中では一番硬いようなコーナーだと思います。著名なエコノミスト、アナリストが書いています。私も一回答かせていただいたことがありますけれども、私以外はみんな著名なしつかりしたエコノミストです。その中で、十二月十一日に、アメリカのアトランタ連銀上級政策顧問のR・アントン・ブラウン博士、この方が書いています。ブラウン博士は、二〇一六年から二〇一七年の間に消費税率を最高五・三%まで、五・三%ですよ、まで徐々に引き上げなければならぬ、こう書いていらつしやるんです。それも、累積赤字をなくすためにじゃなくて、今の債務のGDP対比ですね、今二四〇、五〇%ぐらいだと思えますけれども、それを二〇〇%に安定させるために五・三%が必要だと言っているわけです。

今、現状では、ギリシャが二番目ぐらいで一六〇%ぐらいだと思えますけれども、それよりもはるかに高い非常に悪い数字、それをキープするたために五・三%まで引き上げなくては行けないというふうに書いてあるんですが、総理はいかがお考えでしょうか。

特に、先ほど金子議員の方からも、消費税の上げに対する経済インパクトということをおっしゃっていらつしやいましたけれども、これ、消費税を上げれば、それは悪いに決まっています。しかし、消費税を上げないと地獄になっちゃうんじゃないかと思うんですね、日本も、財政破綻どころじゃないですからね。財政破綻を避けるためにハイパーインフレになる。これは物すごい逆進性です。

そういうことを踏まえて、この五・三%の消費税についてどう思われるか、総理にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) ブラウンさんは、ジョージア大学、アトランタ大学でしたっけね、何かの経済学の先生だと思いますので、時々出てこられるので、この記事も知らないわけではありませんが。

まず、公的債務の累積というのが経済成長の足かせになりかねない、前提条件として書いてありますので。債務の返済が将来にツケ回されることによつて世代間の不公平が起きるという点と、そして社会保障関係の支出の増大による政府の債務の累積が増大していくということ等々が指摘されているものだと承知しておりますが、その点で示唆に富むものとは受け止めておりますけど、その中にあります個別の指摘ないし見解、例えば今言われた消費税が五十何%でしたかな、に上げるなどについては、これは様々な仮定がその中に書かれておりまして、この場でその言及はちょっと差し控えていただきます。

いずれにしても、日本の現在の厳しい財政状況に鑑みまして、これ政府としては、持続可能な財政政策を実現するために、私どもとしては、まずはというところで、今、二〇一五年に向かって対GDP比の基礎的財政収支を半減させる、二〇二〇年度までに黒字化する等々の目標をまず掲げ、初年度として、私どもとしては、単年度四兆円、四兆円のところを五兆円と、まずは一兆二千億多く返済をするように、国債発行額も一兆五千億ほど前年度より減らしたりするような地道な努力をきちっとさせていただし、その後、借金の規模を安定的に対GDPを下げていくということであつて、これ、GDP比と、借入金との差が五百兆対一千兆というような形になっておりますところが問題なんであつて、そういう意味で歳入歳入の両面から、これ取組を強力に、地道に、これは藤巻先生、進めていかないと、一挙に解決するなんというところはあります。

○藤巻健史君 プライマリーバランスを二〇二〇年までに黒字化するという国際公約ですけれども、プライマリーバランスという言葉自身、非常にまがいのものだとは思っているわけで、この内閣府が昨年の夏に出した報告でも、二〇二〇年にプライマリーバランスがたとえ黒字化したって三十五兆円の赤字だということなんです。要するに、それまでとどんどんどん財政赤字って膨れ上がってきちゃうわけですよ。

麻生大臣が、ダイエツトって何効くかという、百キロが来年百十キロになって、その次に百十キロになった、十キロ増えるところが七キロになったからといって別にダイエツト成功したと言えないわけですよ。ダイエツトというのは、百キロが九十キロ、八十キロになって初めてダイエツトが成功する。財政再建化というのは、累積赤字が減って、千八百兆円から千五百兆、千兆、九百兆と行って初めて財政健全化が図られると思うんですけども、その道筋は全くどこからも聞かないんですけども、財政は大丈夫でしょうか。

○国務大臣(甘利明君) 財政再建というのは、確かに最終的には御指摘の姿だと思えます。ただ、規模も大きいですから、いきなりそこに行くというのは何としても無理があります。予算を、支出を半分にしようなんていったら、もうそれで日本は立ち行かなくなります。ですから、目安として、要はSNAベース、つまり国、地方を合わせた連結決算ベースでプライマリーバランスの黒字化を目指すというこの意味は、日本国内で供給される行政サービスはその年の税収その他、その他というのは国債による収入以外ですね、それとちゃんと賄えるようにしようということがまず第一ステップだと思います。それから、金利と成長率との競争がありますから、少しプラスにしていかなないとGDPの比率は安定的に維持できないと。もちろん、それから比率を減らしていつて残高自身を減らしていくという方向に向かうんだと思いますけれども、まずは目安としてはそこま

で、とにかく二〇二〇年までに目標に向かっていくという一種の一里塚だというふうに御理解をいただきたいと思えます。

○藤巻健史君 徐々に減らすのはいいんですが、それまでに財政はもつていようかな。消費税を上げたから、それを相殺するために史上最大の歳出額をする、そんな甘ったるいもので財政はもつのかというふうに、極めて疑問に思っています。

今年度予算も一応四十一兆円の赤字なんです、四十一兆円の赤字というのは新しく誰かが四十兆円分ぐらい買ってくれないとお金が足りなくなっちゃうわけですよ。この前、有識者の方と話していましたが、今債券を売る人は自分で自分の首を絞めてしまから、持っている人は売らないから国債大丈夫だとおっしゃった識者の方がいらっしゃるんですけども、四十兆円今年も、来年も四十兆、おとしし四十兆ということは、毎年毎年誰かが四十兆買増してくれなくちゃいけないわけですね。持っていればいいというものじゃないんです、買増してくれなくちゃいけない。去年と今年はいいいですよ、日銀がマネタリーベースを二倍にする、百四十兆から二百七十兆にするというところで、必死で国債買増してくれているわけです。長期国債といえ八十九兆円から今年末までに百九十兆、百兆増やすと言っているから、日銀が一生懸命買増してくれているから、何とか四十兆増えても買増してくれる人がいるわけです。

じゃ、来年になったら誰か買増してくれるんですか。財務省は特に買増してくれる当てはあるんでしょうか。日銀が買増してくれなかったら誰も買増してくれなくて、国債暴落しちゃいますよ。国債暴落したら長期金利跳ね上がっちゃって、財政、一遍に破綻になるんじゃないですか。来年のことは、今はいいですよ、確かにアベノミクスがワークしていいですけども、来年はどうなっちゃうんですかと私は思うんですが、いかがでしょう。○国務大臣(麻生太郎君) これまでも、藤巻先生、これだけ大量に国債が発行されて、普通だっ

たら、おっしゃるように信用がなくなったら金利が上がるなかやおかしいですね。どうして下がるんですかね。これに対するお答えを答えられた経済学者ってまだ一人もいらつしやらぬのですけれども、現実問題、我々が今まで起きたことがないようなことに直面しているんですよ。間違いないでしょう。我々も、これは正直言つて一・八上がるかと思つたら〇・六切つたという話ですから、正直言つて我々も、日本の国債というのに関しましてはかなりの信用があるから買われているんだと私どもも思っております。

日本銀行が買わなければどうなるかという御質問ですけども、これは、金融緩和の出口戦略につきましては、この間、昨日でしたか、黒田総裁、ここに来ておられたので、具体的な議論をするに時期尚早であるとおっしゃってございましたので、現時点で出口戦略について我々政府の方からお答えをすることは差し控えていただきたいと思います。今後とも、この国債というのは安定的に消化させていくという観点からは、これは財政の信託というのを確保するということが大事なことなんであつて、やっぱり適切な国債の管理というものをきちんと進める一方、経済はきちつと成長させていく、それによって財政を再建する

こういった意味で、私どもはその両方をきちつとやっていくということで、この方向でいくということにしましては、昨年のG20でも、各国、経済成長と財政再建というものの両立ということを目指す方向で事を進めておりますので、私どもとしては今後とも、国債保有者の多様化とか、また国債保有者との意見の交換、市場との会話とかいろいろな表現がありますけれども、そういうこともできちんと丁寧に、国債発行というのか、そういったものに努めていかねばならぬと思っております。

○藤巻健史君 今、麻生大臣が、金利は〇・六%で低位安定しているとおっしゃいましたが、なぜでしょうねとおっしゃいましたけれども、簡単に

す、日銀がずっと買っていたからです。買いたがつていたから長期金利は低迷する。その日銀がいなくなつたらどうなるのというのが私の疑問点でございます。

それともう一つ、二番目ですけども、出口戦略、昨日確かに黒田総裁、まだ時期尚早だとおっしゃいました。私は、時期尚早じゃなくて、出口がない、方法がないからそうおっしゃらざるを得ないんだと理解しています。

例えば、私どもが学生時代、その後、金融政策といえ長期金利を上げるときでした。二年後に景気が過熱しそうだよ、じゃ、どうやって金利を上げていくの、皆さんおっしゃいましたよ。時期尚早なんてことは聞いたことない。なぜ今だけ時期尚早とおっしゃるんですか。金利を上げる方法なんというのは、預金率を、準備預金率を上げるのか公定歩合を上げるとか、それから、そうですね、買ひオペをするとか、いろいろあるんです。それ言えるんですよ。何でそんな時期尚早だつて、言わなかったでしょう、当時は。あと一年後には景気が過熱して上がりそう、でも決して時期尚早だ、分らない、まだ考えてないなんて言わなかった。なぜ今考えてないんでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、日本の経済政策という、財政政策というのが日本一国ではなくて他国に対する影響が極めて大きいというのはアメリカのこの間のテーパリングでもはつきりしておりますので、同様な影響力を持ちます日本の一方的な話というものが他国に与える影響というものは、これは極めて大きなものでありますので、そういうものを十分に考えてアメリカ等々と緊密な連絡を取つてやっていく必要がありますので、その段階で、今、出口戦略というのは安易に語れるはずもないと、私はそう思います。

○藤巻健史君 時間がないので次の方に入りますけれども、先ほど金子議員の質問に対して、円安対策に対して、円安が進んでいるけれども、それに対して公費投入は、小さいのはあるかもしれない

いけれども、大きいものは考えてないって安倍総理はお答えになりましたけど、私もそれは極めてリーズナブルと思います。ただでさえ財政が厳しいんですから、この段階で円安政策なんかをするとか本当に財政が危ないんじゃないかなというふうに思います。

なぜ円安対策は必要ないかといいますと、それは苦しいところがあるのは事実ですよ。ただ、私が大学のときは三百六十円だったんです。おばが、一九五六年かな、アメリカに行ったときは、闇値で一ドル四百円だったんです。それから二百円になって百五十円になって百十円になりましたけれども、その七十五円に上がるときは百二十円って経験しているんですよ。そのときは百二円に、あのときは円高が大変だったけど、円安が大変なんて誰も言わなかったんです。百五十円のとときは円高になって大変だったと言いましたが、円安大変だと言わなかったです。百五十円に比べれば、今は百二円、物すごい円高ですよ。なぜ円安対策が必要なのか、そういうことを考えると、安易に円安政策としてお金をばらまいてしまうというのは極めて危険な政策だと思います。一応、意見表明で結構です。

ありがとうございます。

○委員長(山崎力君) 以上で藤巻健史君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(山崎力君) 次に、吉田忠智君の質疑を行います。吉田忠智君。

○吉田忠智君 社会民主党・護憲連合の吉田忠智でございます。

まず、内閣法制局長官に質問をいたします。内閣法制局は、憲法解釈、法律問題に関し内閣に意見を述べるといふ重責を担っているわけでございます。長官、この意見事務にはどのように当たるべきだと考えておられますか。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 御質問、大変ありがとうございます。

私は、昭和四十七年に当初外務省に入省いたし

まして、以後、ほぼ四十二年間、国家公務員を務めてきてまいっております。

日本国憲法第十五条は、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と定め、また第九十九条は、「公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定めております。これを受けてまして国家公務員法第九十六条一項は、「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならぬ」と定め、また、同法第九十七条は、「職員は、政令の定めるところにより、職務の宣誓をしなければならない」と定めております。

私も四十二年前、この宣誓を行いました。以来、自分としては、この宣誓のときの初心を忘れずに務めてきたつもりでございます。約五年前に特命全権大使を拝命して以来、特別職の国家公務員という立場にはございますが、どのような心構えで勤務しているかとお尋ねについては、現職である内閣法制局長官としてもこれまでと同じ心構えでその職責をしっかりと果たしたいと考えております。

ところで、昨日の本委員会の御審議において、他の党の所属の委員ではございますが、御質問の中で安倍内閣の番犬という御発言がございました。私としてはこのような御指摘をお受けすることはできません。この委員の所属されている政党は日頃、国民の基本的人権を殊更重視しておられます。僭越でございますが、私は内閣法制局長官として、国家公務員にもブライバシーや名誉に関わるものを含め憲法上基本的人権が保障されているということを申し上げたいと思います。

以上でございます。(発言する者あり)

○委員長(山崎力君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(山崎力君) では、速記を起こしてください。

○吉田忠智君 ほかの議員がどういう質問をしたか分かりませんが、私は、内閣法制局長官として

どのように意見事務に当たったのか、そのことを聞いたわけであります。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 大変申し訳ございませんが、先ほどの答弁で私はそれに対して的確に答弁をしたつもりでございます。

この憲法第十五条に、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」という書いてあると。また、憲法第九条は、「公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定めているということでございます。この憲法の規定とそれから国家公務員法に定めております職務専念義務、こういうものを、今、私は特別職の公務員でございますけれども、こういうものを体してこの意見事務というものを果たしていきたいと思つていふに御答弁したつもりでございます。

○吉田忠智君 二月二十四日に長官が退院をされて、マスコミのインタビューに対して、内閣法制局は内閣の一部局なので首相の方針に従つてやるべきことはやると発言しておられました。

前後いろいろ言われたんだと思いますが、改めてその真意を聞かせてください。

○政府特別補佐人(小松一郎君) これは、私が初登庁をいたしましたときにマスコミの皆さんが集まつていらつしやつて質問をされました。ぶら下がりのことでございますが、そこで、衆議院の予算委員会、民主党の委員と総理のやり取りがあつて、安倍総理が御答弁において、仮に憲法解釈の変更というものがあればそれを閣議決定の形で示したいと、その上で国会で御議論をいただくということを言われたが、それについて小松はどう思うかという御質問を受けたわけでございます。

それに対して、私は、そういうやり方、そういう御方針で臨まれるということが内閣総理大臣の御方針でございますということで、それは見ておりました。入院中のテレビで私見ておりました。内閣法制局は内閣の一部局でございますので、その御方針に従つてやるべきことはやると、やるべ

きことはやるということは、内閣法制局設置法に基づいて適切な意見を申し上げると、これはごく当然のことを申し上げたわけでございます。

○吉田忠智君 今日法制局長官と余り長々私はやるつもりはなかったんですが、いずれにしても、法制局長官、これまで内閣法制局が私は果たしてきた役割、それを踏まえていないというふうには言わざるを得ませんけれども、その点はいかがですか。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 歴代先輩長官の築いてこられた実績を損なうことのないよう、一騎当千である内閣法制局の優秀な職員のサポートを得ながらその職責をしっかりと果たしてまいりたいと考えます。

○吉田忠智君 小松長官のみならず、内閣法制局の皆さんが是非これまでの歴史的な役割を踏まえてしっかりと職責を果たしていただくように、そのことを強く求めて、また長官とは今後やり取りをしたいと思いますが、次の質問に移ります。

総理の歴史認識について質問します。

日中、日韓の首脳が会うことができない、私は異常な事態だと思つてます。何とかやつぱり関係改善を図つていかなければならない、そうした思いで質問をします。

総理は、歴史認識について、安倍内閣としてこれまでの歴代内閣の立場を引き継ぐと繰り返して言われております。去年、ちよつと総理の発言が揺らいだ時期がありましたから、今は随分反省したんだらうと思ひますけれども。

ところが、総理は総裁、自民党総裁のとき、資料も配つていますが、二〇一〇年八月には日韓併合百年総理談話、いわゆる菅談話に反対する署名を呼びかけられて、談話が出されるや、日本国民と日本の歴史に対する重大な背信であるなどとする抗議声明を出されております。これについての動画もネットに掲載されております。今もそのままだが残っていますが、その中で、村山談話、河野談話と相通じる、日本という国をおとしめる極めて卑劣で国益を損なう行為と菅談話を批判していま

す。嘗談話だけではなく村山談話も河野談話も非難しているではありませんか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 累次の機会に申し上げてきたとおり、我が国はかつて多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対し、多大な損害と苦痛を与えてきた。その認識においては安倍内閣としても同じであり、これまでの歴代内閣の立場を引き継いでいる。戦後、我が国は、その深刻な反省の上に立って、自由で、民主的で、基本的人権や法の支配を尊ぶ国をつくり、戦後六十八年にわたり平和国家として歩んできた。その歩みは今後も変わらぬ。これが私の認識でございます。

○吉田忠智君 じゃ、その自民党総裁のときの自らの発言、行動については撤回するんですか。考え方を改めたんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 総理大臣としての認識は今申し上げたとおりでございます。

○吉田忠智君 私の質問に答えていない。考え方を改めたんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今、内閣総理大臣の安倍晋三としての考えを申し上げたとおりでございます。

○吉田忠智君 じゃ、関連して、昨年十二月二十六日の総理の靖国参拝について伺います。

私の推察するところ、中国、韓国の反応は織り込み済みだったと思います。ところが、アメリカの失望表明、これは総理は想定外だったのではありませんか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私の参拝をした際、考え方については既に談話として述べさせていただいたとおりでございますし、米国に対しましても説明をしているところでございます。

私の真意が理解されるよう、今後とも努力を重ねていきたいと思っております。

○吉田忠智君 正面から質問に答えてください。米国の失望表明について、一月十七日に、総理

と大変親しい萩生田光一自民党総裁特別代理は、米国は共和党政権の時代にこんな揚げ足を取ったことはない、民主党政権だから、オバマ政権だから言っていると言いました。

十二月二十六日、靖国参拝の日の夜、総理と報道各社政治局長の懇談で総理は同趣旨の発言をしたのではありませんか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) そうした趣旨の発言をしたことはございません。

○吉田忠智君 私は、日中、日韓の関係改善のためには、総理が、自分の任期中は靖国に参らない、そのことを明言するのが一番関係改善の第一歩だと思いますが、そう思いませんか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 国のために戦った方々、そして尊い命を犠牲にされた方々のために手を合わせる、御冥福をお祈りすると、この姿勢は各国共通のリーダーの姿勢ではないかと、このように思う次第でございます。私の考え方については今後とも各国に対して説明をしていきたいと、このように思っております。

○吉田忠智君 総理も、前の第一次政権のときに靖国に参れなかった、痛恨の極みだと何回も言われておられます。

去年の総理の靖国参拝は、私は大きく国益を損ねたと、そのように思っております。だからこそ、私は、関係改善のために総理御自身が、もう一回参ったからいいじゃないですか、総理自身も。周りの取り巻きの方々ももう言いませんよ、これ以上、総理が参らないからといってもう総理けしからぬということはないと思えますよ。

いま一度お聞きします。日中の関係改善のために、任期中は参らない、そのことを明言してください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今、吉田委員のお考えはよく分かりました。その上において、私が今後靖国神社に参拝するかしないかということについては、今ここで申し上げるつもりはございません。

いずれにいたしましても、国のために戦い、尊

い命を犠牲にされた方々に対して尊崇の念を表し、そしてこうべを垂れる、手を合わせるという行為については、私はリーダーとしては当然のことではないかと、このように思っております。

○委員長(山崎力君) 吉田忠智君、締めてください。

○吉田忠智君 総理の是非決断を求めて、質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長(山崎力君) 以上で吉田忠智君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(山崎力君) 次に、平野達男君の質疑を行います。平野達男君。

○平野達男君 東日本大震災の発災から間もなく三年でありますけれども、発災直後、津波、地震の検証、それから、その後の災害に備えましての首都直下型、東南海の震災の検証等々、私は防災の副大臣、担当大臣もやっておりますので、そういった検討組織を立ち上げまして、今も検討は続いていると思います。

もう一つあるんです。火山、これが検討がちょっと遅れまして、薄かったなということで、今日はちょっと火山について取り上げたいと思います。

今日、お忙しい中、藤井火山噴火予知連絡会長に来ていただいておりますが、まず、早速藤井先生にお伺いしますけれども、日本の火山の特性といいますが、日本は私は世界一の火山国ではないかと思いますが、いわゆるプレートの動き等々も併せて、この火山の特性ということについて、あるいは火山国だということについて御見解をお伺いしたいと思います。

○参考人(藤井敏嗣君) 地球の表面が十数枚のプレートで覆われているということは御存じだと思いますけれども、そのうちの四枚のプレートが日本列島の辺りで会合しております。その四枚のうち二枚が残りの二枚のプレートの下に潜り込んでおりますので、日本列島というのは地震活動も活発でありますし、マグマの生産率も非常に高い

場所になります。

それで、活火山というのは将来火山噴火が予想される火山のことをいまして、これは、最近一万年間に噴火したことがあるか現在も活発な噴気活動の続いている火山のことをいいますけれども、我が国には現在百十の活火山がございます。

この百十の活火山という数ですけれども、もちろん先進国の中では最大であります。インドネシアが百二十七という活火山を持っておりますが、インドネシアは日本の国土の五倍の面積を持っておりますから、面積当たりという点でいえば日本の方がはるかに多いということになります。世界的に見ても千五百の活火山がございまして、そのうちの百十、ですから〇・二五%の面積のうち七%の活火山が存在するということになります。ある意味では世界で一番の火山国であるということになります。

○平野達男君 その火山なんですけれども、先生は、二十世紀は日本の火山活動が非常に静かな世紀であったということを言っておられますが、どういうことでしょうか。資料のこれは三ページを見ながら聞いていただければ有り難いです。

○参考人(藤井敏嗣君) 今の資料を見ていただければ分かるかと思いますが、信頼のできる古文書のある十七世紀以降、江戸時代以降の記録を見ますと、十七世紀、十八世紀、十九世紀と、それぞれの世紀で百年間に四回ないし六回の非常に大きな噴火、これは富士山の宝永噴火、あるいはその半分ぐらい以上のものと思っております。ばいはいんですけれども、そういうものが起こっております。

ところが、二十世紀になりますと、一九一四年、今から百年前の桜島大正噴火と、それから一九二九年の北海道駒ケ岳の噴火以外はそういう大きなものがございません。すなわち、百年近く我が国は大規模な噴火というものを経験をしていないということになります。そういう意味で、二十世紀は火山活動としては非常に低調であったとい

うことになります。

○平野達男君 東日本大震災の地震のマグニチュードは、モメントマグニチュードで九・〇でした。この巨大地震と火山の関連性についても藤井先生はいろんな見解を述べておられますが、ここでまた御披露いただけるでしょうか。資料の四ページを見ていただければ有り難いです。

○参考人(藤井敏嗣君) 世界の大きな地震、マグニチュード九の地震を経験したその近く、近くといっても千キロとか千五百キロと、元々マグニチュード九の地震というのは非常に大きな地殻が割れますので、その震央の位置から千キロとか千五百キロの範囲で見たときには、どの大きな地震も数年以内に火山噴火を伴っております。これは必ずしも大規模噴火とは限りません。小さな噴火であることはありますが、しばらく噴火をしていなかっただけ火山が噴火を始めるということがこれまでは起こっております。

間もなくあの三・一一から三年になりますが、我が国ではこれに入るかどうか、西之島は少し離れておりますのでこれに勘定されるかどうかは分かりませんが、火山活動、ほかの地震では必ず起こっているということがあります。

○平野達男君 私が防災担当大臣のときに藤井先生からこのことを聞いて非常に気になりました。それから、もう一つ気になったのは、ある先生から十和田火山が気になるといふに言われたんですが、今日は時間がございせんが、そのことだけはちよつと申し上げておきたいと思ひます。そして、要は、火山はこれを予測、噴火が予測できるかどうかということなんです、藤井先生、これについてはどうでしょうか。

○参考人(藤井敏嗣君) 火山の短期的な予測については適切な観測体制がしかれていて、十分な観測体制がしかれていて、今気象庁がやっておりま

んでいるような火山については、本当にそれが成功するかどうかは保証の限りではありません。我々は計器による経験を持つていないからです。

それから、時期に関してはそういうことですが、火山噴火の見通しとか、あるいはどういう様式の噴火をするかということに関しては、これを噴火の前から、あるいは噴火が始まった直後に早い段階で予想することは非常に困難であります。

それから、中長期的な予想、例えば一年後に噴火するか、十年後に噴火するか、数十年後に噴火するかというようにこれに関しては、科学的にそれを推測する手法は今のところ確立していません。これをやるためには、それぞれの火山、百十の活火山があると申し上げましたけれども、それぞれの火山が、少なくとも最近一万年間にどういう頻度で噴火をしてきたのか、どの規模の噴火をしてきたのかということとボーリング調査やトレンチ調査といった地質学的な手法によって調査をする必要があります。これは系統的にやらないと、それぞれ大学やなんか任せせておいたのではとても、何十年たつても終わらないということになります。

それで、今申し上げたとおりの状況ですので、噴火予知というのは決して完成した技術ではなくて、今まだ基礎的な観測研究を進めなければいけないような状態にあると。これは決して我が国が遅れているんではなくて、世界中の火山学のレベルが同じようなレベルにございせん。

○平野達男君 そういうことで、百十ある活火山の中で、それではどういう観測体制になっているか、気象庁長官、報告いただけますか。

○政府参考人(羽鳥光彦君) お答えいたします。藤井先生のお答えと若干重複するところがございますけれども、まず気象庁では、全国の百十の活火山において地震計、傾斜計等の観測網を整備し、また、大学等の関係機関とも連携し、研究用のデータもいただきながら、札幌、仙台、東京、福岡に都合四か所の火山監視・情報センターを置

いてしまして、ここで二十四時間体制で火山の活動状況を監視してございせん。火山活動に異常が認められる場合には噴火警報等を速やかに発表するとともに、活動の活発化等、状況に応じた臨時に監視体制を強化するということとしてございせん。このように、噴火予知の現状につきましまして、先ほど藤井先生が述べられましたように、ある程度以上の噴火活動については噴火前に異常現象を検知することは可能であると考えてございせん。

このことについては、平成二十五年十一月の、文部科学省において科学技術・学術審議会というのがございせんが、この建議がございまして、その中において、例えば、観測点の高密度化、多項目化が進んだ幾つかの火山については、噴火の先行現象の検知とそれに基づく噴火開始前の情報発信が可能になったとされてございせん。

さらに、噴火後につきましては、時々刻々変化する活動を分析評価するということで、当面の見通しなどを述べるということが可能な場合も出てきてございせん。

しかしながら、先ほど藤井先生が申しましたように、その後噴火がどのくらい継続するか、規模がどのように拡大するか、こういった活動の推移について、あらかじめ早い段階で正確に予測するというものにつきましては現状でも困難で、引き続き研究調査が必要だと考えてございせん。以上です。

○平野達男君 予測が非常に困難な中で、しかも二十四時間の監視体制をいっているのは四十七の火山だと、こういうことでありますね。

質問の観点をちよつと変えますけれども、火山から八十キロ離れた地点、そこに降灰が、火山降灰、火山が噴火すると灰が降ります。十五センチメートルが積もつた。これは実際に富士山の宝永噴火が横浜近辺はそれぐらいの灰が積もりました。もし今この時代にそういう降灰が起こった場合に、どういうことを考えなければならぬでしょうか。

まず、藤井先生にお尋ねしたいと思ひます。○参考人(藤井敏嗣君) 火山灰の被害については、昨年、内閣府の方から大規模火山災害への提言という形で報告をいたしましたけれども、近代都市ができてから、例えば東京や横浜のような近代都市が十センチとか十五センチといった火山灰に埋もれる事態になったことは世界中どこでもございせん。

ですから、基礎的な火山灰に対するデータが欠如しているので正確な答えは難しいところでありまして、先日の積雪がありましたけれども、あれで幾つか建物が増えた例がありました。積雪五十センチ程度で潰れるような建物に人がいたら、直ちに十五センチの降灰であつても避難させる必要があります。それは、火山灰というのは雪と違って岩石のかげらでありますから荷重は重いんですね。だから、たとえ十五センチでも雪でいけば五十センチ以上に相当する。しかも、水を含めばはるかに重い荷重が掛かりますので天井が潰れるということがございせん。

それから、道路あるいは線路に灰が積もつたとき、これはもう少し僅かな量でも交通が遮断されます。ですから、直ちに灰を除去しない限り、交通が麻痺をして流通経済も途絶えてしまうということになりかねません。

それから、横浜のような丘陵地を持つようなところに十五センチもの火山灰があると、これは時間雨量にして十ミリ程度で土石流が発生するおそれ十分にあります。ですから、土砂の排除ということが非常に重要なことになります。

それから、電線に火山灰が付きますと、先ほど申し上げたように、石の粉ですので非常に重いですね。ですから、電線を切つてしまふ。電線が重みで切れてしまつて停電になるということもほかの国ではよく知られてる事例であります。

それから、情報を収集しようとしてヘリコプターや飛行機を飛ばそうとしても、火山灰がもし降っている間はエンジントラブルを起こしますの

で、これはできません。ですから、フィルター付きのものでない限りそういう航空機は動かさないといいことで、情報収集をどうするかということはお考えおく必要があると思います。

もう一つは、先ほど平野議員がおっしゃった宝永の噴火のときは、十五日間掛かって十五センチ横浜に灰が積りました。ですが、これがいつもそうだとはいえません。ほかの例ですと、例えば一日のうちに数十センチ、八十キロ離れても灰が積むこともございますので、そういう場合も考えて、想定して準備をしておく必要があるかと思えます。

○平野達男君 参考までに聞きますが、桜島で大噴火した場合によく鹿児島市内に降灰が起ります。あの厚さというのはどれぐらいなんでしょうか。

○参考人(藤井敏嗣君) 非常にどか灰と言われる場合でも数ミリ、例えば鹿児島市内で一ミリ以上積むことはほとんどないですね。それでも、一ミリでも積むと道路の白線が全く見えなくなりまして、交通障害が引き起こされます。

○平野達男君 まあいずれにしても、十五センチというのはほとんどない降灰だということであります。

それで、担当大臣、防災大臣にお伺いしますけれども、政府の方でこの火山対策についてどのような検討をやっておられるでしょうか。

○国務大臣(古屋圭司君) 平野委員もかつて防災担当大臣を務められて、そして特にこの火山対策ですね、今御指摘があったように、地震対策に比べて相当遅れています。これは私、全く同感です。

なぜか。それは、世界でこの数百年間、一度も都市部で経験してないから、だから知見がない、データがないということですね。でも、藤井先生、日本のオーソリティーですけれども、報告書を昨年の五月に出していただいたので、これに沿ってまずは対応していくということが何よりも重要だというふうに思います。

ちなみに、例えば日本の火山、一火山当たりの研究者数ですね、これは例えば〇・三六人なんです。一番多いのがイタリアで十・七人とか、今先生から指摘があったインドネシアは〇・八五人、あるいは、アメリカでもかなり火山はありますけれども〇・八三人ということなので、まずはやっぱりそういう火山の研究者の充実を図っていく必要があると思います。

それと、一方は、今、火山の研究調査体制ですね。これは言わば地震火山部会の下に七つの組織がありますね、もう委員御承知のように。ただ、これ、横の連携でできていないんですよ。これ問題ですね。

私も、これ非常に大きな問題意識を持っています。二十六年度予算でも、まずはこういった横の連携をさせるための検討として五千六百万円、まず計上いたしました。まず随分から始めようとして、しっかりとそういう取組をしながら、やはり地震に匹敵するような研究体制というものを充実する、そのための第一歩を確実に踏み出していかなければいけないと、こういう認識でおります。

○平野達男君 この提言は様々な課題を整理しております。六ページ目に、その中の降灰対策ということで、まだまだ降灰対策、先ほど藤井先生から紹介がございましたけれども、検討しなければならぬことがたくさんあるということで項目を整理しております。

是非ともこの項目についての検討を急いでいたいただきたいと思いますが、古屋大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(古屋圭司君) あの報告書でも非常に示唆に富む提言をいただきましたので、そういった検討をしていくとともに、やはりその研究体制の充実ですね。今、先ほど申し上げましたような組織の充実を含め、あるいは、これからのこういった皆さんのデータベースを取らなきゃいけないんですから、そのためにはやっぱりある程度の財源も必要ですので、そういったことも含めて総合的な取組の充実を図ってまいりたいというふうに

に思います。

○平野達男君 実はこの問題は、原発の再稼働とも物すごい関係するんです。

今日は田中委員長おられますけれども、今ここまで聞いて、火山と原発の審査に関してどのような印象を持たれましたか。

○政府特別補佐人(田中俊一君) 福島第一原子力発電所の経験ですけれども、複数の安全機能が一斉に失われると過酷事故に至るという苦い経験があります。先生御指摘のように、火山対策についてもそういう可能性がりますので、それについては新規制基準できちつと見ることにしています。

具体的に言いますと、まず立地評価とそれから影響評価と二つに分けて私どもは審査しております。立地評価がなぜ必要かといいますと、溶岩流のようなものが届いた場合には、設計対応でこれをしのぐことはできないということで、そういう場合には立地が不適であるという判断をしております。

それから、今火山灰のお話がありました。そういったものが来た場合に安全機能が失われるのかどうかということについて、その対策、影響についてきちつと評価をした上で審査を進めるということで、今、ただいまそういったことについて審査を進行中でございます。

○平野達男君 詳しくはまたあしたやりますけれども、今の規制委員会、火山活動に、火山の例えば予知とか、それから火山の降灰に対する影響というのは判断できますか。今、防災担当大臣も藤井さんも、厚い降灰があった場合の検討はこれからですと言っているんです。どうやって審査するんですか。これはあしたまたやりましょう。

それからもう一つ、今日は片道ですから私も、火山についていろいろあるんですが、制約を受けているからしゃべれない、もどかしいんですが、ただ一点だけ、川内原発というのがありますが、たまたま降灰何センチメートルを想定して、九州電力、申請書を持ってきたか分か

りますか。

○委員長(山崎力君) どなたに御質問ですか。

○平野達男君 田中委員長。

○政府特別補佐人(田中俊一君) 十五センチでございます。

○平野達男君 とんでもない降灰量を想定して、それでこれから審査をするというんです。だから、この問題の深刻性を十分考えてください。あしたまたやりましょう。

それから、ちなみに、六ヶ所村は三十センチ考えています。こんなものを受け取って平然と構えている方がおかしいんです、私に言わせたら。そういう問題だということ、まず、古屋大臣には、この検討書のあれの内容を詰めてください。これ詰めない、私は規制委員会はいろんな判断できないと思う。これはまたあしたやりましょう。

最後に、総理大臣にお伺いしますけれども、やっぱり次に備えるということにつきましては、いろんな角度から様々な点を検討しなければならぬと思いますけれども、この火山につきましては是非とも総理として大きな関心を持っていただきます。これ本場に検討しなくちゃならない課題があると思いますので、検討を急がせることをやっていただきたいというふうに思います。そのことを最後にお聞きしたいと思います。

○委員長(山崎力君) 簡単に。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 火山災害対策につきましては、大規模噴火時に火山山麓地域での被害が甚大になることはもとより、広く、今委員から御紹介がございましたように、都市部の生活や産業に対しても影響が及び、さらにはこの影響が全国にあるいは世界に波及することから、その発生に備えて事前の対策を取ること、大変重要であるというふうに考えております。

政府では、これまで、火山ごとに、関係地方公共団体、国の機関、火山専門家等から成る火山防災協議会の設置を進め、具体的な避難計画の策定などを推進してきたところであります。今後

は、御指摘の大規模火山災害対策への提言も踏まえまして、火山の監視、観測及び調査研究体制を充実させるとともに、具体的に実践的な避難計画策定の加速を促してまいりたいと、このように思います。

引き続き、関係者が連携して火山防災対策の強化に努めてまいる考えであります。

○平野達男君 終わりますけれども、田中委員長、今日の提言と藤井先生の今日の発言をよく今日もう一回、中で、戻って検討してください。あした、これで、川内原発等々のことについていろいろ意見を、ちよつとやり取りをさせていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○委員長(山崎力君) 以上で平野達男君の質疑は終了いたしました。(拍手)

次回は明六日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時九分散会

平成二十六年三月二十八日印刷

平成二十六年三月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F